

平成 2 7 年 1 2 月 定例会

# 浪 江 町 議 会 会 議 録

平成 2 7 年 1 2 月 8 日 開会

平成 2 7 年 1 2 月 1 5 日 閉会

浪 江 町 議 会

# 平成27年浪江町議会12月定例会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2

## 第 1 号（12月8日）

議事日程	3
出席議員	4
欠席議員	4
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	4
職務のため出席した者の職氏名	5
開会の宣告	6
開議の宣告	6
議事日程の報告	6
会議録署名議員の指名	6
会期の決定	6
議席の一部変更	7
諸般の報告	7
行政報告	7
一般質問	19
平本佳司君	19
紺野榮重君	33
鈴木幸治君	49
渡邊泰彦君	53
馬場 績君	66
散会の宣告	92

## 第 2 号（12月9日）

議事日程	93
出席議員	94
欠席議員	94
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	94
職務のため出席した者の職氏名	95
開議の宣告	96
議事日程の報告	96
請願・陳情の付託	96
承認第9号から議案第114号一括上程、説明	96
次回日程の報告	109

散会の宣告	109
-------	-----

### 第 3 号 (12月15日)

議事日程	111
出席議員	113
欠席議員	113
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	113
職務のため出席した者の職氏名	114
開議の宣告	115
議事日程の報告	115
承認第9号の質疑、討論、採決	115
議案第103号の質疑、討論、採決	115
議案第104号の質疑、討論、採決	117
議案第105号の質疑、討論、採決	118
議案第106号の質疑、討論、採決	118
議案第107号の質疑、討論、採決	119
議案第108号の質疑、討論、採決	119
議案第109号の質疑、討論、採決	121
議案第110号の質疑、討論、採決	122
議案第111号の質疑、討論、採決	122
議案第112号の質疑、討論、採決	123
議案第113号の質疑、討論、採決	123
議案第114号の質疑、討論、採決	124
請願・陳情審査報告	124
陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決	124
陳情第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	126
陳情第4号の上程、説明、質疑、討論、採決	127
発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決	128
委員会の閉会中の継続審査又は調査について	129
町長あいさつ	129
閉会の宣告	130

浪江町告示第49号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第101条第1項の規定により、  
平成27年浪江町議会定例会を、次のとおり招集する。

平成27年11月16日

浪江町長 馬場 有

1 期 日 平成27年12月8日（火） 午前9時

2 場 所 福島県二本松市北トロミ573番地  
浪江町役場二本松事務所

○応招・不応招議員

応招議員（16名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	小黒敬三君
13番	佐藤文子君	14番	紺野榮重君
15番	三瓶宝次君	16番	馬場績君

不応招議員（0名）

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 1 号 )

平成27年浪江町議会12月定例会

議事日程(第1号)

平成27年12月8日(火曜日)午前9時開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 議席の一部変更
- 日程第 4 諸般の報告
- 日程第 5 行政報告
- 日程第 6 一般質問

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

欠席議員（0名）

---

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	中田喜久君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業・賠償対策課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	鈴木政己君	復旧事業課長	三瓶徳久君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	大原教知君	津波被災地対策課長	安倍靖君
会計管理者 兼出納室長	佐藤尚弘君	教育委員会教育次長 兼浪江町中央公民館長 兼浪江町津島公民館長 兼浪江図書館長	鈴木貞孝君

---



職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

次

長

横山 秀樹

---

○議長（吉田数博君） おはようございます。

東日本大震災から4年9カ月が過ぎようとしています。12月定例会に先立ち、地震津波により犠牲になられた方々はもちろんのこと、長期にわたる避難により亡くなられた方々に対し、哀悼の意を込め、黙とうを捧げたいと存じます。

ご起立ください。

[黙とう]

○議長（吉田数博君） ありがとうございます。おなおりください。

「議会だより」に掲載するため、事務局で会議中の様子を写真撮影をいたします。ご了承ください。

---

### ◎開会の宣告

○議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は15人であります。

定足数に達しておりますので、平成27年12月浪江町議会定例会を開会いたします。

（午前 9時00分）

---

### ◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） 直ちに本日の会議を開きます。

---

### ◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### ◎会議録署名議員の指名

○議長（吉田数博君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議規則第127条の規定により会議録署名議員に、1番、渡邊泰彦君、2番、佐々木勇治君、3番、鈴木幸治君を指名いたします。

---

### ◎会期の決定

○議長（吉田数博君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

お諮りします。今期定例会の会期はお手元に配付のとおり、本日から15日までの8日間としたいと思っております。ご異議ありませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から15日までの8日間といたします。

会期中の会議についてお諮りいたします。8日、9日、15日を本会議とし、10日から14日までは委員会等のため休会といたしたいと

思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。  
よって、会期中の会議はこのとおり決定いたします。
- 

#### ◎議席の一部変更

- 議長（吉田数博君） 日程第3、議席の一部変更を行います。
- 

- 議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議いたします。  
(午前 9時02分)
- 

- 議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前 9時03分)
- 

- 議長（吉田数博君） 小黒敬三君の議員辞職に伴い、会議規則第4条第3項の規定により議席の一部を変更いたします。変更した議席は、お手元に配付のとおりです。席の移動をお願いします。
- 

- 議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。  
(午前 9時03分)
- 

- 議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前 9時04分)
- 

#### ◎諸般の報告

- 議長（吉田数博君） 日程第4、諸般の報告を行います。  
議長としての報告事項は、お手元に配付のとおりです。ご了承ください。
- 

#### ◎行政報告

- 議長（吉田数博君） 日程第5、行政報告を行います。行政報告は町長からお願いいたします。  
町長。

〔町長 馬場 有君登壇〕

- 町長（馬場 有君） おはようございます。  
平成27年浪江町議会12月定例会の開会にあたり、行政報告を申し上げます。東日本大震災の発生から4年9カ月が経過しようとしております。改めてこの震災によりお亡くなりになられた方々、過酷

な避難生活の中で命を落とされた方々の、ご冥福をお祈り申し上げますとともに、ご遺族に対し、深く哀悼の意を表します。

また、いまなお、県内外に避難を余儀なくされ、先行きがみえない中、つらく厳しい生活を強いられている町民の皆様に対し、心からお見舞いを申し上げます。

さて、私事ではございますが、過日行われた浪江町長選挙において、当選の榮に浴し、引き続き町政の舵取り役をさせていただくことになりました。行政報告に先立ち、お時間をいただきまして私の所信の一端を述べさせていただきます。

先月30日、パリでC O P 21、第21回国連気候変動枠組み条約締約国会議が開催されました。温室効果ガスの削減のために、化石燃料に頼らないクリーンなエネルギーを推進すべきことは、もはや世界の共通認識であります。これまでC O P 2削減に消極的だったといわれるアメリカや中国も、会議に先立って自ら削減目標を策定したといえます。火力発電を減らすため、当面は原子力に頼るという選択をする国もあるかもしれません。しかし、長期的にクリーンエネルギーを増やすためには、やはり再生可能エネルギーの活用が重要になってまいります。浪江町は、未曾有の原発事故を経験した自治体として「原発エネルギーに依存しない社会」を体現するまちづくりを率先して進め、世界に示してまいりたいと考えます。具体的には、エネルギーの地産地消、すなわち再生可能エネルギーや新エネルギーの積極活用とテクノロジーを駆使した省電力などを進め、いわゆるスマートシティを志向いたします。気候変動への取り組みは、とりもなおさず限りある地球資源をどう配分し、どういう社会の未来像をつくるかの問題です。当然ながら、日本一国で完結するものではなく、世界の国々とともに地球全体の将来を考えなければなりません。浪江町のような地方の小さな一自治体であっても、今後この視点は益々重要になってくると考えます。むしろ、大震災と原発事故による全町民、長期・広域的分散避難という過酷な状況からの復活を期する浪江町、双葉郡だからこそ、町内外・郡内外のみならず、世界の英知を集め、世界へ発信できるようなまちづくり、地域づくりを志向すべきではないでしょうか。震災からまもなく5年「復興・創生期」と位置づけられる次の5年は、まさにそうした「地方創生」の観点も必要になってくると確信いたします。

そんな復興まちづくりの大前提となる浪江町の除染、インフラ復旧は、一步ずつではございますが確実に前進してまいりました。最新の住民意向調査の結果は、この後ご報告いたしますが、すぐに帰る人にとっても、そうでない人にとっても「ふるさと浪江」は一つ

発言訂正申し出あり：議長許可。「C O P 2」を「C O 2」に訂正。

です。ふるさとが蘇っていく姿を力強く発信し、浪江町百年の大計の礎を創建するとともに「どこに住んでいても浪江町民」の理念に基づいて、すべての町民が自立して生活再建を果たすまで、これまでの支援を継続、維持してまいります。

浪江の歴史と伝統の上に新しい価値観を積み上げて、私は町民の皆さんが納得できる町と地域を創建するため、私情を捨て、公益に徹し、町民の皆様の声を力とし、現実にはひるむことなく、不撓不屈の精神で与えられた使命を果たす覚悟であります。町民の皆様、そして議員各位におかれましては、さらなるご支援、叱咤激励を賜りますようお願い申し上げます。

続きまして、町政の執行状況について報告させていただきます。

はじめに、浪江町功労者表彰式についてご報告いたします。

文化の日の11月3日、第43回浪江町功労者表彰式を二本松市内にて開催いたしました。

表彰者については、特別功労表彰は6名で、長年にわたり警察職務に精励し、公共の安全と秩序の維持に尽力された方々や議会議員として浪江町の地方自治発展に寄与された方々であります。他にも、5名の方々を功労表彰、14名の方々を善行表彰として、賞状及び記念品を贈呈し、ご功績を讃えたところであります。

次に、浪江町長選挙の執行についてご報告いたします。

11月5日告示、11月15日投開票で行われました当該選挙においては、投開票事務について適正な選挙事務執行に努めたところであります。

今回の選挙では、期日前投票所を二本松、福島、本宮、郡山、いわき、南相馬の6市に合わせて7カ所設置し、当日投票所は期日前投票所に桑折町を加え合計8カ所に設置いたしました。

また、選挙のお知らせを全有権者に配布し、投票所の場所や受付時間の周知を図るとともに、11月14日、15日は、仮設住宅と投票所を結ぶ巡回バスの運行や浪江町商工会のご協力により、十日市会場に選挙啓発の看板を設置するなどして、選挙人の投票機会の確保と投票率の向上に努めたところであります。加えて、選挙公報を全有権者に配布し、候補者の声が有権者一人ひとりに届くよう努めてまいりました。

浪江町長選挙の結果でございますが、当日有権者は1万5761名であり、投票者数は8834名で投票率は56.05%、前回の平成23年は無投票となっておりますので、前々回の投票率73.51%と比べると17.46ポイントと大きく下回っておりますが、平成25年の町議選の投票率53.81%を2.24ポイント上回り、震災後に行われた選挙では

最も高い投票率となりました。今回の選挙においても、期日前投票者数及び不在者投票者数が全体の6割弱を占めており、選挙のお知らせ等による事前の情報提供が今後ますます重要になるものと思っております。今後も引き続き、なお一層の有権者への周知・啓発を行い、投票率の向上に取り組んでまいりたいと思っております。

次に、浪江町消防団の活動状況についてご報告いたします。

平成27年10月4日には、浪江中学校校庭において、浪江町消防団秋季検閲式が開催されました。検閲式には、98名の消防団員が集合し、功績章9名、精勤章23名の表彰や分列行進・閲団などを行い、改めて消防団の士気の高さを実感することができました。

また、毎週日曜日には各分団による町内パトロールを継続して行っており、浪江町防犯見守り隊の活動と併せて、町民の皆様がより一層安心できるよう努めてまいります。

次に、仮設防火水槽の追加配備についてご報告いたします。

放射性物質による汚染のため、既設の防火水槽が使用できない状況にあるため、昨年度の6カ所に続き、今年度も10カ所に仮設防火水槽を追加設置しました。1カ所あたり40tの水を貯水しており、初期消火に対応できる水量となっております。

次に、浪江町住民意向調査についてご報告いたします。

復興庁、福島県、浪江町共催で実施した住民意向調査について、先月調査結果の速報が発表されました。昨年同様、約6割の皆様から回答をいただき、帰還の意向では「すぐに・いずれ戻りたい」という割合が17.8%と震災以降初めて増加に転じ、そのうち「すぐに戻りたい」人の割合は33.7%と15ポイント近くも増加いたしました。今後、詳しい分析を進め、町の施策に有効に活用してまいります。

次に、避難指示解除に関する有識者検証委員会について、ご報告いたします。

平成29年3月の帰還開始目標に向け、除染やインフラ復旧、生活環境整備などの進捗状況を客観的に検証・評価し、必要な措置について提言をいただくため、9月より避難指示解除に関する有識者検討委員会を開催しております。委員会では、それぞれの専門分野の有識者が、国、県などの関係機関からの報告、町民皆さんからのご意見を元に、検証作業が進められております。

今後、3月を目途に提言を取りまとめていただき、それを踏まえて町としても必要な措置をとるとともに、帰還についての一定の方向性をお示ししたいと考えております。

次に、3D測量、津波被災地施設等レーザー測量委託についてご報告をいたします。

復興計画の柱の一つである「被災経験を次代や日本に生かす～脱原発、災害対策～」に基づき、被災状況を記録し、後世や世界に伝えるため、津波被災地を中心に3D測量、レーザー測量を実施しております。復旧作業が進む中、今被害を受けた請戸小学校や町の様子を3Dデータとして残しておくことで、いずれ多くの人にこの経験を伝えるための貴重な記録になると考えております。今後、県においても記録収集のための広域的な取り組みが行われることとなっており、関係機関との連携も含め、有効に活用してまいります。

次に、福島県12市町村の将来像の提言についてご報告いたします。

福島12市町村の将来像につきましては、7月に取りまとめが行われ提言書が復興大臣に提出されたところであり、現在、その推進のためのフォローアップ会議が開催されており、各種事業の実現、広域的な課題の解決に向けた議論を進めております。浪江町としても、ふるさとの再生に向けて、財源の確保を含め、着実な推進を訴えながら、引き続き積極的に関与してまいりたいと考えております。

次に、イノベーション・コースト構想についてご報告いたします。

イノベーション・コースト構想につきましては、その実現に向けたフォローアップ会議が開催されており、10月29日の会議には私も出席し、地産地消型のまちづくり、再生可能エネルギー、新エネルギー活用によるスマートシティ、農林水産業の再生、防災対策・防災研修拠点、教訓を伝承・発信するアーカイブ拠点など、今後、浪江町が目指す姿について訴えてきたところであり、

こうした中、浪江町が目指すまちづくりをイノベーション・コースト構想の中で実現できるよう積極的に働きかけてまいります。

次に、復興祈念公園についてご報告いたします。

福島県における復興祈念公園につきましては、現在、基本構想を策定するため、県が有識者会議を開催しており、私も委員として参加しております。先月には、委員による現地視察と地元町民からのご意見をいただいたところであり、

また、町といたしましても、地元の皆さんの懇談会を通じ、ご意見をいただいたところであり、こうした声を反映できるよう有識者会議などの場を通じて積極的に発信してまいります。

次に、交流・情報発信拠点施設整備事業についてご報告いたします。

現在、事業の基本計画の策定に向け、検討委員会での検討が進められているところがございます。11月6日に行われた第3回目の検討委員会では、浪江町内での現地視察を行うとともに、施設の運営体制についての検討を行ったところであり、

また、整備予定地の地権者に対する事業説明会を9月26日に実施いたしました。実施にあたっては、国道114号線拡幅第2工区事業と合同での開催とし、参加者の皆様からは、早期に事業を推進して欲しいという意見がございました。それらのご意見に応えるためにも、早期整備に向け、国道114号線第2工区の事業主体である県及び、国道6号線の道路管理者である国など関係機関との協議を鋭意進めていくこととしております。

次に、復興公営住宅整備についてご報告いたします。

町外の復興公営住宅整備については、徐々に供用開始しており、9月28日には福島市の復興公営住宅飯坂団地の竣工式が実施され、浪江町民対象の復興公営住宅として福島市で初めてとなる飯坂団地の入居が開始されました。今後整備される住宅に関しましては、11月4日より復興公営住宅の第4期募集が開始されております。町といたしましては10月15日のお知らせ版に浪江町民向けの募集案内チラシを配布し周知するとともに、町民の皆様に入居に関する情報を正確に理解していただくよう、県と協力して努めてまいります。

また、町民からの要望も多かった、ペットの飼育が可能な住宅を増やすことについて、県に対して要望をしてきたところではありますが、今回の4期募集において、二本松市の表地区の復興公営住宅が新たにペット飼育可の集合住宅として案内が開始されているところであります。

次に、町内の公営住宅整備についてご報告いたします。

町内公営住宅整備につきましては、6月より地権者に対し個別訪問等を実施し、用地交渉を行っておりますが、現在までに整備予定地の約8割において契約済み、または契約見込みとなっているところであります。現在、早期整備に向け、造成設計及び建築基本設計を進めているところであり、設計にあたっては、高齢者や子育て世代、入居者同士の交流、また、防災を考えた配置になるよう考慮し、帰還する町民の皆さまが希望を持って浪江町での生活が営めるように検討してまいります。

また、雇用促進住宅の整備につきましては、10月16日に独立行政法人「高齢・障害・求職者雇用支援機構」に対し譲渡申請書を提出し、建物譲渡に向けた具体的な手続きを進めており、今年9日に機構と合同で入居者に対する事業説明会を開催する予定としております。なお、並行して、新たな賃貸住宅として整備するための改修に向けた改修設計を進めており、帰還想定時期に合わせ入居開始に向けた取り組みを進めているところであります。

次に、タブレット利用したきずな再生強化事業についてご報告い



たします。

11月末現在、6582台のタブレットを町民の皆様に配布し、約8割の利用率を維持しております。年内中は追加の申込みを受け付けており、引き続き希望される皆様に配布してまいります。

この事業は、タブレットを配布することが目的ではございません。多くの皆さんにタブレットを活用していただき、絆の再生という本来の目的を達成するため、県内外でこれまで約80回の講習会を実施し、延べ約2200人に参加をいただいております。今後とも、避難生活を送る町民の生活に役立つよう、内容を見直しながら実のある講習会を開催してまいります。

次に、浪江町内での事業活動についてご報告いたします。

12月1日現在の浪江町内での事業者の活動状況については、18事業者22事業所となっております。事業者向け浄化槽導入等支援事業の活用など、再開に向けた準備を進めている事業者もあり、今後とも町として積極的に支援してまいります。

次に、雇用の場の創出・企業誘致の取り組みについてご報告いたします。

現在、雇用の場の整備のため、大平山の南産業団地と北幾世橋地区の北産業団地の整備基本計画の策定を進めております。さらには、町が集積を目指すエネルギー関連や復旧・復興資材生産などの関連企業約3000社に対し、進出意向のアンケートを実施する予定であり、意向が確認された企業については積極的に訪問し誘致活動を進めてまいります。

また、11月4日には「浪江日立化成」「浪江日本ブレーキ」を訪問し、町の現況報告や会社の現状など意見交換をいたしました。引き続き既存誘致企業と定期的な連絡をとってまいりたいと考えております。

次に、観光、産品振興についてご報告いたします。

10月3日に福島市で開催された「陸上自衛隊福島駐屯地創立62周年記念行事」、10月10日に檜葉町で開催された「ふたばワールド2015」、10月17日に東京都で開催された「まるごと福島フェア」、11月3日に岡山県赤磐市で開催された「あかいわ祭り」、11月21・22日に千葉県成田市で開催された「成田市産業まつり」の各イベントに、「大堀相馬焼」や「なみえ焼そば」などの町内出展者とともに参加し、被災地域の現状を伝えるとともに、浪江のふるさと産品の販売及びPRを実施いたしました。このような、ふるさとを感じることができる機会を創出する産品の振興について、今後とも引き続き力を入れてまいります。

次に、復興組合の設立についてご報告いたします。

除染後の農地を地域で保全していくための復興組合については、前回から新たに、苧宿地区、幾世橋地区、加倉地区で組合が設立され、11月末までに、累計で14行政区9組合が設立されたところがあります。さらには、本年度中の組合設立のために樋渡・牛渡地区、川添地区においても準備が進められているところであり、今後も農地の除染が実施される地域においては、復興組合の設立を支援してまいります。

次に、浪江産の米販売についてご報告いたします。

本年度、酒田地区において販売を目的として栽培されていた米について、去る10月13日に稲刈りをいたしました。その後、実施した玄米の全量全袋検査において、基準値以内との結果であり、測定下限値未満の198袋を、「東京大学消費生活協同組合」及び「麵の旭屋」などの協力のもと、11月下旬より震災後初めての販売をしております。これにより、今後の営農再開に向け弾みがでてくるものと期待しております。

次に、浪江町花卉研究会についてご報告いたします。

7月13日に設立された「浪江町花卉研究会」につきましては、これまでに5回の検討会と早稲田大学や仙台白百合大学の学生の参加を得て、就農体験や若者との意見交換会を実施してきました。今後も花卉産地としての「花のまち」の実現を目指し、視察結果や若者の意見を参考に、研究会において検討を重ね、農業経営計画の策定を進めてまいります。

次に、町外からの汚染牧草搬入についてご報告いたします。

宮城県白石市からの汚染牧草の搬入につきましては、国・県の指導方針に反し、当町に事前の連絡もせず行政機関が自ら搬入したことについて、11月20日に白石市に対し抗議文を提出いたしました。今回のような例を黙認すれば、他の自治体からも同様に汚染廃棄物が搬入され、廃棄物の集積場所となり浪江町民の帰還意識の低下につながるため嚴重に抗議をしたものであります。

次に、賠償支援の取り組みについてご報告いたします。

町では、高齢者の賠償支援の取り組みとして、586件の75歳以上の単身等世帯の賠償請求支援事業を進めております。9月には支援についての意向調査を行い、現在までに約69%の町民からご返送をいただき、その内252件で支援を希望するとの回答をいただいたところがあります。今後は、訪問による支援を進めていき、未返送者への方へは電話等により改めて意向把握に努めてまいります。

また、浪江町ADR集団申立てについてでございますが、これま

での取り組み経過などを改めて町民の皆様にご説明するための説明会を、県内5カ所、県外2カ所で開催を予定しております。町といたしましては、東京電力やADRセンターの対応を注視し、その動きを見極めつつ、説明会での町民の方々からのご意見を基に今後の行動について検討してまいります。

次に、浪江町内の除染にかかわる仮置場の確保状況についてご報告いたします。

今年度施工開始される「浪江町除染等工事（その4）」の対象となる「田尻行政区」の仮置場の契約が完了いたしました。

今後は仮置場の造成に入ることとなりますが、除染作業につきましては、行政区の皆様への除染の説明が終了次第行っていくこととしております。

また、先に確保となりました行政区につきましては、既に仮置場の造成に入っており、主に住宅や大型施設等を中心に除染作業を行っているところであります。いまだ仮置場が確保されていない行政区につきましても引き続き仮置場の確保に向け、行政区と相談しながら進めてまいります。今後とも、住民の皆様へ丁寧な説明をし、「仮置場の確保」及び「除染作業」へのご理解、ご協力をお願いしてまいります。

次に、津波被災地の復興事業についてご報告いたします。

津波被災者の生活再建のため、防災集団移転促進事業により、移転促進区域内の宅地等の買い取りを進めておりますが、現在まで、契約手続き中を含め約470件、面積にして約78%の契約となっております。

また、議会の議決が必要となる5千㎡以上の契約につきましては、43件の契約となっております。移転先住宅団地の整備につきましては、幾世橋地区に23戸、請戸地区に42戸を整備する計画であり、現在、両地区とも敷地造成のための実施設計等を行っているところであります。町営大平山霊園につきましては、移転希望者による移転が進んでおり、現在、約200基の墓石が建立されております。また、先月末には、墓地内に公衆トイレが完成したところであります。

次に、町民の健康管理等についてご報告いたします。

震災後、避難生活の長期化に伴い、運動量の減少、食習慣の変化、精神的ストレス、睡眠障害等により、生活習慣病が増加しております。引き続き、適度な運動、規則正しい食生活などの健康指導や啓発活動により、町民の健康維持及び増進に努めてまいります。

次に、総合健診についてご報告いたします。

9月18日より南相馬市の万葉ふれあいセンターを皮切りに、県内

9 地区において11月21日までの20日間にわたり総合健診を実施し、3561人の方が受診されました。

次に、町及び県で行っておりますホールボディカウンターによる内部被ばく検査についてご報告いたします。

11月末現在、延べ2万8484名の方が検査を受けられており、検査された方全員が、預託実効線量1 mSv未満となっております。

次に、甲状腺検査についてご報告いたします。

11月末現在、町及び県を合わせ、延べ7602名の方が検査を受けられており、うち、延べ861名の方が県外で検査を受けられております。今後とも、内部被ばく検査及び甲状腺検査の受診機会拡充のため、広報誌・ホームページ・タブレット等により情報を発信してまいります。

次に、仮設津島診療所建設事業についてご報告いたします。

二本松市内の石倉地区復興公営住宅建設に併せ、整備を予定しており、10月1日に基本実施設計委託業務を発注したところであります。今後、町外コミュニティに必要な生活サービス施設として、整備を進めてまいります。

次に、浪江診療所（仮称であります）建設事業についてご報告いたします。

浪江町内の役場本庁舎敷地内に建設を予定しており、10月28日に基本実施設計委託業務を発注したところであります。今後、避難指示解除後に必要な生活サービス施設として、整備を進めてまいります。

次に、浪江町敬老祝金と100歳賀寿表彰についてご報告いたします。

80歳から84歳の方921名、85歳から89歳の方692名、90歳以上の方363名、合計1976名の方に対して、敬老祝い金を支給いたしました。

また、100歳を迎えられました2名の方に対しても、賞状とお祝い金を支給しております。厳しい避難生活が続きますが、皆様の益々のご健勝をお祈り申し上げます。

次に、災害関連死についてご報告いたします。

災害関連死につきましては、現在、双葉地方災害弔慰金審査委員会において、関連死の可否について審査をお願いしているところであります。11月27日現在、申出受理件数が459件、うち審査済件数が431件、うち認定件数が376件であります。

次に、町民交流事業についてご報告いたします。

県内においては、9月25日に日赤福島支部の支援を受け、石川町の母畑温泉「八幡屋」で交流会を開催し、120名の方が参加されま

発言訂正申し出あり：議長許可。「459件」を「460件」、「431件」を「432件」、「376件」を「377件」に訂正。

した。県外においては、10月20日に成田市で、10月31日には千葉市と東京都で交流会を開催いたしました。それぞれの交流会では、現在の町の復旧・復興状況を報告した後、参加された町民の方々と懇談してきたところであります。

次に、応急仮設住宅の入居状況についてご報告いたします。

11月末日現在、建設戸数2763戸に対して入居戸数が1755戸、入居人数は3187人、入居率は63.5%となっております。県内の特例借上げ住宅の状況につきましては、会津地方が70戸166人、中通り地方が1425戸2937人、浜通り地方が1010戸1802人と合計2505戸4905人となっております。

また、11月4日より、住宅再建や復興公営住宅に入居された町民の方を対象として、桑折駅前仮設住宅のエアコン、カーテン、照明器具等の無償引渡しの申込み受付を行いました。60件の申込みがあり、年内中に引渡しを行う予定であります。

次に、避難指示区域への立ち入りについてご報告いたします。

11月末日現在、浪江町通行証1万1188件、浪江町臨時通行証4006件、公益立入り通行証3221件を発行しております。

続きまして、教育行政についてご報告いたします。

最初に、学校教育関連についてご報告いたします。

避難先で5回目の開催となる浪江中学校文化祭「秋桜祭」が10月24日に浪江中学校体育館で開催されました。生徒の手によるビッグアートが掲げられた体育館では、総合学習や英語弁論、人権発表などのステージ発表や全校生徒による空手道演技、よさこい演舞、さらに日本赤十字社の支援によるコンサートなどが行われました。生徒数が年ごとに減少する中で、生徒達と教職員とが知恵を出して工夫を凝らした内容は豊かで、浪江中学校での学びが充実したものであることを物語る文化祭となりました。

次に、生涯学習関連についてご報告いたします。

第9回市町村対抗軟式野球大会が福島市で開催され、浪江町チームは9月13日の第4試合でいわき市と対戦しましたが、残念ながら0対1で惜敗しました。

また、第2回市町村対抗ソフトボール大会が相馬市で開催され、浪江町チームは10月17日の第3試合で二本松市と対戦いたしましたが、残念ながら0対5での敗退となりました。どちらの試合にも応援席には町民が多数駆け付けて、ふるさとへの熱い思いを胸に声援を送り、試合後は全力を出し尽くした選手たちの健闘を讃えておりました。

次に、第27回市町村対抗福島県縦断駅伝競走大会が11月15日に行

われました。避難により選手選考が苦しい状況でありましたが、年3回の合宿を実施するなどし、大会に臨んだ結果、総合26位、町の部9位入賞という成績となりました。また、第14区においては県立福島西高等学校3年の山本幸輝君が町の部で区間賞をとりました。

そのほかにも、10月10日には町長杯パークゴルフ大会、15日には町長杯ゲートボール大会、21日には町長杯グラウンドゴルフ大会、31日には町長杯家庭婦人バレーボール大会等を開催し、スポーツを愛好する町民が避難先から多数参加し、久しぶりの再会に親交を深めあっておりました。

次に、子育て支援関連についてご報告いたします。

「なかよく・みんな・えがおで」をテーマに、子どもたちの写真を募集して優れた作品を表彰する「第5回こどもの笑顔フォトコンテスト」授賞作品の表彰式を10月16日に行いました。このコンテストは東日本大震災以降中断しておりましたが、5年ぶりに再開したところ全108点の応募があり、審査会において優秀作品16点を選定し、その結果を町ホームページなどで広く紹介いたしました。表彰式には多数の子どもとその保護者が集まり、子どもたちの笑顔と家族の優しい表情が溢れる中で、一人ひとりに賞状と記念品を贈呈いたしました。

次に、文化財、郷土芸能関連についてご報告いたします。

今年度第1回目の浪江町文化財調査委員会を11月11日に開催いたしました。東日本大震災後しばらく中断していたものが昨年度末に再開し、以来、浪江町内での文化財被災状況調査などを実施しております。委員会では、浪江町帰還後の環境整備として民俗芸能の練習場所や文化財等の保管場所の確保の必要性などが確認されました。

以上、9月定例会以降、現在までの取り組みについて報告いたしました。

なお、今期定例会にご提案申し上げる案件は、専決処分の承認を求める案件が1件、条例の制定案件が2件、条例の一部改正案件が2件、土地の取得に関する案件が1件、平成27年度の補正予算案件が7件であります。

詳細については、提案の都度ご説明申し上げますので、よろしくご審議、ご承認いただきますようお願いを申し上げ、行政報告とさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 以上で行政報告は終わりました。

町長。

○町長（馬場 有君） ただいまの行政報告の中で2ページの4行目、

CO<sub>2</sub>削減というところをCOP2と発言をいたしましたので、CO<sub>2</sub>削減ということにご訂正をお願いいたします。

---

### ◎一般質問

○議長（吉田数博君） 日程第6、一般質問を行います。

一問一答方式については、質問、答弁合わせて60分以内となります。一括方式については、慣例により質問が30分、再質問10分、再々質問が10分以内となっております。質問は質問席で行います。通告された一般質問の中で、同一内容と思われる事項が2人以上の方から出されております。議事整理上、また円滑な議会運営を行うため、後順位者が、先順位者の質問に対する執行部の答弁で了解した時は、その件について撤回するか、または不足分の答弁を求めることでご協力をお願い申し上げます。

なお、一般質問は通告順に許可をいたします。質問、答弁とも簡潔をお願いいたします。

---

### ◇平本佳司君

○議長（吉田数博君） 5番、平本佳司君の質問を許可いたします。

平本君。

[5番 平本佳司君登壇]

○5番（平本佳司君） 皆さんおはようございます。5番、平本佳司であります。議長の許可を得ましたので一般質問に入らせていただきます。なお、質問方法については、一問一答方式で行いますので、よろしくお願い致します。

まずはじめに、町政3期目の取り組みについて町長にお尋ねします。

先の町長選お疲れ様でございました。過去3年間の実績を問われる選挙ではなかったのかと思います。また、三候補がそれぞれに政策提言を打ち出し戦い激戦を乗り切り、町民の支持を受け再選されたこと、心より敬意を表します。お祝いも申し上げます。今後とも町のため、町民のためご尽力をつくしていただけることをご期待を申し上げます。

さらに、得票数においては5786票と他の二候補合わせても2836票の大差をつけての圧勝、重ねてお祝いを申し上げます。しかしながら少なくとも2950票約3000名の方々が今の町政にNOといているわけです。その方々のご意見もしっかり今後受け止め町政に取り組むべきかと思えます。

そこで、先ほど行政報告にもございましたが、今後4年間どのよ

うな思いで町の舵取りをしていくのか改めて町長からこの場で議会、町民へお聞かせいただければと思います。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えする前に、ただいまは激励の祝意を賜りまして、厚く御礼申し上げたいと存じます。私は初心より貫いております公平・公正を胸に職務を遂行しております。現在もこれをモットーにしながら、続けてまいりますので議員のご指導よろしくお願い申し上げたいと存じます。

そこで、今後4年間どのような思いでの舵取りをするのかというお質しでありますけれども、今後の4年間は帰る人、そして帰りたくても帰れない人、まだ迷っている人、帰らないと決めた人、それぞれの具体的な対策が必要であると思っております。その具体的な対策のキーワードは安心できる生活再建と生活支援をさらに充実させることであると思っております。それと同時に浪江町内の復旧・復興を加速化して、10年先あるいは100年先の新たな町を創建するために礎を築くことがこの4年間であると認識しております。この使命を果たすためにこれまで培った人脈、経験、実績をフル活用して私情を捨てて公益に徹し、町民の皆様の声を力にさらに職員の能力を生かしながら諦めない不撓不屈の気持ちで町政執行する覚悟でありますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） ありがとうございます。

今の思いが今般打ち出された政策提言ではあるのかなと思ひます。

ここに、前回町長が出しました政策提言がございます。これに基づいて二三お尋ねしたいと思ひます。

大きく分けて六つの提言があります。時間がございませんので、数点かお尋ねをしたいと思ひます。

一番に掲げているのが「生活再建・支援・賠償」であります。ここに書かれていますように町内での自宅リフォーム、新增築に町独自に優遇制度とありますが具体的にどのような制度を作り、どのような支援をするつもりなのかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

先ほどの住民意向調査では、自宅に帰りたいという方が多いという結果が出ております。町への帰還に向けて自宅のリフォームあるいは新築する方が多いと考えられますので、自宅等改修する経費に



については財物賠償の対象にこれはなっておりますので、まずはしっかりと請求していただくということを町から改めて町民の皆さんに啓蒙をしまして請求をしていただくことが重要であると考えております。

町としても財物賠償請求に係る相談対応も含めて今申しあげましたようにサポートしていきたいと思っております。

しかしながら、持ち家を持っていない方あるいは自宅再建への経費が心配な方もいらっしゃると思いますので、財政負担も考慮しながら町独自の優遇制度について様々な観点から今後財政とも協議しながら検討してまいります。

例えば、町が目指している災害に強い町づくりや再生エネルギーの積極的導入を踏まえれば耐震改修の促進あるいは太陽光発電システムに伴う屋根等の改修が考えられます。また、高齢者の方が多く帰町することが想定され、バリアフリーの助成など的高齢者等にやさしい町づくりを推し進めていく必要があると考えております。さらには、税の減免あるいは少子化対策を踏まえた住環境の改善など財政負担も考慮しながら具体策を加速化して、制度設計に向けてこれから協議を進めてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 次に、「個別事情」の賠償についてでございますが、町の相談窓口を強化し、これ弁護士をつけてということでございますが、町民本位の一律賠償を要求とありますが、町は前任の弁護士退任後もこれは今年の7月からでございますが、後任が決まっていない現状でどのように考えているのか。また、前々から一律賠償と聞いていますがどのようにしていくつもりなのか具体策があればお聞かせ願いたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） まず、窓口体制のための弁護士の採用については、議員お質しのとおり7月から欠員という形になっています。5月と8月に採用募集の公告をいたしましたが、残念ながら応募がありませんでした。現在は関係各所に人材の確保について依頼をし、なるべく早く配置できるように努めて窓口相談の強化をしてまいりたいとこのように考えております。

次に、一律の賠償の件でございますが、賠償は避難実態に即して支払われるものであり、同じく全町民が避難状態にあることからすれば、精神的賠償に関しては、区域区分や避難形態によって賠償に差異が生じることは、おかしいと認識をしております。引き続きこのような差異がないように一律の賠償を求めてまいります。加えて

国あるいは東京電力はもとより、原子力賠償紛争審査会などにも町民の皆さんの実態を認識していただけるよう働きかけてまいります。

去る12月4日に「原子力賠償紛争審査会」による能見会長以下委員の方々の現地視察が行われました。その意見交換会の中で「町のおかれている状況」、「町民の心情」などを訴えながら、町内視察においても町の状況を説明したところであります。

今後、積極的に国、関係機関に訴える取組みを実施してまいりたいと思います。

自宅等を改修する経費、これは先ほど申し上げましたように財物賠償の対象となっておりますので、まずしっかりと請求していただくということが重要であると考えおります。しかしながら、持ち家を持っていなかった方、この方々についても大変心配をしているということで、先ほど答弁申し上げましたように町独自の優遇制度について様々な観点から賠償していききたいとそのような考え方でおります。

そういう形で様々な観点から検討してまいりたいと考えております。

よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 賠償の件だったんですが、これはやはり一律賠償ということで、今ずっと求めているわけでございますので、そうできるようにこれから町民が一人ひとりできるように早期に町としても弁護士を立てて、個人個人に対応できるように窓口業務としてできるように、そしてまた、町民一人ひとりが一律賠償できるようにこれから支援していただければと思いますので、よろしく申し上げます。

二番目に絆の維持を掲げています。支援員の充実強化や社協による個別巡回強化など、あるいは各自治会の交流会等の支援などがありますが、現在新築や移住により仮設から転居された、あるいは公営住宅に入居された方々の話を聞くと周辺に知人もなく孤立感が非常に多く、仮設に戻りたいなどの話が聞こえてきます。今後このような方々が増えると思いますので支援員の充実だけでなく具体的に町としてどのように取り組むのかお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

移転先が復興公営住宅の場合、福島県から委託を受けているコミュニティ交流員によって、団地内自治会を立ち上げ、団地内の住民

発言訂正申し出あり：議長許可。「賠償」を「検討」に訂正。

同士の親睦、交流、さらには避難先自治体の自治組織、住民との交流を図るための支援を受けておるところであります。

また、住宅再建等で転居された方々においては、すでに発足している借上げ住宅等自治会の情報について、町のホームページに掲載しておりますので、ご確認をいただきながら、加入促進を図ってまいりたいとこのように考えております。今後も、自治会活動、運営について支援を継続しながら、支援団体、あるいは社会福祉協議会などとの連携を強化してまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 支援する、支援するは分かるんですが、例えば一例を挙げさせてください。数日前にいわき絆会の芋煮会に参加させていただきました。その際、我々もいわき市に避難している方ですけれども、我々もぐるりんこ隊を自ら結成し巡回をしていますが、町としていわき市に3000名近く避難しているわけですが、いわき地区に対してもっと力を入れて欲しいと。あるいは、なぜ他の自治体には浪江町社協が巡回してくれているのにいわき地区には来れないのという話がございます。様々な要望を聞かされてきました。町として浪江町社協を含めていわき地区の巡回はできないのかどうかお尋ねします。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前10時02分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前10時02分）

---

○議長（吉田数博君） 答弁者、副町長。

○副町長（宮口勝美君） それでは、いわき市の状況についてご説明申し上げます。

いわき市におきましては、浪江町仮設住宅というのは一切ございませんでした。その関係もありまして、社協の配置等も当初できなかったという経過がございます。それを補う意味といたしますか、そういった意味で日赤の支援を受けましてそちらをやっておる状況がございます。社協が行ければ一番良いということではあるかと思っておりますけれども、拠点の整備も含めて社協の今の体制からいって無理だということから日赤の支援を受けて今訪問等やっている状況でございます。

また、避難されている方々のぐるりんこといいますか、見回りの

状況についても確認はさせていただいております。中々加入者も少ない、あるいは避難されている方々の情報がないということで苦慮されているということも確認をさせていただきますけれども、こちらで進めている介護あるいはそういった関係のものとの個人情報関係もありまして、ぐるりんこの皆さん一生懸命やっただいていただいているんですけど、中々状況の共有ができないというところもありまして、そういったところも含めて今進めているところでございますので、ご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） ただいまの副町長答弁ございましたように、ぐるりんこ隊の人達が非常に今困っている状況です。先ほど出ましたように個人情報等もございまして、中々連絡がとれないということも言えるので、是非ともいわき地区に避難している住民の方々にもう少し支援を力強くやっていただけて絆の維持を図っていただければと思っておりますので、よろしくをお願いします。

三つ目に入ります。健康、医療についてでございますが、現在医療費等が無料、あるいは各保険税が免税されていますが、町長は自立できるまで継続を要求していきまうと言っておりますが、自立とはどのようなようになるまでが自立と考えていますか。

よろしくをお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

自立には様々な態様があると思っておりますが、町民の皆様が町内やそれぞれの地で、概ね元どおりの生活ができる環境になった時をもって自立と考えております。様々な態様でありますけれども、やはり経済的なものもありますし、あるいは精神的なものもございまして。そういうことで自立というのは、地面にしっかりと足が着けられるような状況、そういう状態を例に例えればそういう形で自立というのは規定されていると思っております。

従って、概ね元どおりの生活ができる環境、そういうことであると思っております。

現在、医療費の無料化は期限付継続にしか過ぎません。従って、町民の皆様が安心できる日々の確保をしていただくために、医療費無料化を継続して国に対して強く求めてまいりたいと思っております。

それと同時に、議会の皆さんとも同じ要求、要請、要望をしておりますので、これまた一緒に連携を強化して医療費無料化についての要請要求については皆さんと共に要請をしてまいりたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 先ほど町長から話ありましたように、元どおりの生活というのは中々大変で長期的にかかると思っていますので、是非ともそこまでできるまで医療費の無料もしくは保険税の免税等も含めて要求していただければと思いますので、よろしくお願ひします。

他にも教育、文化、雇用創出等もあげていますが時間がございませんので、ここでは5番目に掲げているふるさとの復興、再生についてお尋ねします。

町内中心市街地の土地区画をあげコンパクトシティを成形とありますが、あの荒廃した街並みをどのように整備し、新たな街づくりをするつもりですか。

また、平成29年3月解除目標であるならば、いつ頃まで町長のいつているコンパクトシティができ上がるのですか。お尋ねします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えをいたします。

現在、復興第1次計画及び復興まちづくり計画に基づいて、町内の復興拠点の整備を鋭意進めているところであります。避難が長期化する中での町内を取り巻く環境もだいぶ変貌しておりますので、計画の見直しが必要と考えております。国県等の制度、計画あるいは復興財源等も見据えながら第2次の復興計画を、次年度中に作成したいと考えております。このような中で中心市街地については、震災前までの町の商工業、文化の中心として重要な役割を担ってきたこともあって、再整備するという事は町の復興の核として欠かすことのできないものと考えております。

まずこの区画の件については、やはり時間的に相当なる時間がかかってくると、時間を要すると考えていますので、第1ステップ、あるいは第2、第3ステップと計画的に都市計画をしながら、区画整理をやってまいりたいということです。

当面、駅前再開発について検討を着手しております。そのために、現在うちの担当課それから県そして国との三者協議が今始まっておりますので、その中で青図を描いていただきながら、町民の皆さんと一緒に考えながらこれを仕上げていきたいということでもあります。でき得る限り青写真を平成29年3月ぐらいまでには作成していきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 平成29年3月頃まで青写真をだすということですが、それでは帰るまで青写真が出ないということになる

と中々帰りたくても帰れない状況なので、早急にその辺も含めてやっていたいただければと思いますので、よろしくお願いします。

次に、帰還困難区域以外の町全体の除染はいつ頃終える予定ですか。フォローアップ除染はいつから実施するつもりか。未だに除染終了した行政区をモニタリングもできない状況は把握していると思います。実施する工程表を具体的に示していただければと思います。よろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

町全体の除染計画につきましては、環境省では、特別地域内除染実施計画におきまして、平成28年度内の完了をめどに、津波被災地を含む避難指示解除準備区域及び居住制限区域の除染を実施する計画となっております。

現在、浪江町その3工事につきましては、今年12月で完了予定となっております。また、その4工事につきましては、契約上平成28年3月となっております。現在作業員1日約2000名体制で除染作業を実施しているところでございます。

次に、フォローアップ除染についてでございますが、現在除染が完了しました酒田地区につきましては、事後モニタリングを11月末より実施しております。

フォローアップ除染につきましては、事後モニタリングでの結果で、除染効果が維持されていない箇所が確認された場合には、個々の現場の状況に応じまして原因を可能な限り把握し、合理性や実施可能性を判断した上で、個別にフォローアップ除染を実施することとなっているところでございます。

時期につきましては、環境省から現段階で提示されておきませんが、事後モニタリング終了後、必要性がある箇所が出た場合は速やかに、フォローアップ除染をするよう環境省に対しまして要望してまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） モニタリングは11月末から酒田地区始まったということで、すみません私勉強不足で申し訳ございません。是非とも早急に進めてやっていたいただければと思います。それと同時に、是非何度もいっていますが、今実施している除染の工程表早く環境省にだしていただいて、居住制限区域までの除染終了時期を示して欲しい。それがないと、解除の時期も決まらないのではないかと思いますので、これは要望ですがよろしくお願いします。

まだまだ聞きたい事柄は多数ありますが、政策提言を示し、多く

の町民の支持を受けて再選したわけでございますので、是非町長この公約どおり町民の生活再建と町の復興のため今後とも政策提言したことをお守りいただき実施できるよう、お願いして次の質問に入らせていただきます。

現在、解除に向け避難指示解除に関する有識者検討会議を立ち上げ、第3回まで検証会議が行われたと聞いていますが、残り2回で終了し、検証、評価を受け平成28年3月に解除時期の判断をするとしていますが、これで判断するのはできないのではないかと思います。

予定では来年1月に終了し、2月、3月に報告するとなっておりますが、どのような検証をしていただき解除の判断をするのか、私には分かりません。まだまだ居住制限の除染も終了しないまま、あるいはインフラ等の整備もできないまま解除時期を判断するのは無理があると思いますが町長はどのようにお考えですか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えをいたします。

議員お質しのとおり、解除時期を判断することが可能なのかどうかということだと思いますけれども、現在先ほどご指摘をいただいた有識者検証委員会を立ち上げて現在3回ほど協議を重ねております。今後また3回ほど開催する予定になっておりまして、今年度中に成果物として検証結果を取りまとめていただくという形になっております。そして、報告とともに提言等も踏まえて成果物を出していただく予定になっております。

今議員お質しのとおり、除染の進捗の状況をみますと、解除要件の検証作業をするために、非常に難しいのではないかとということです。従って、平成28年3月までにどれだけ除染が完了するのかということを見極めながら、検証委員会としても大変苦慮はいたすと思いますけれども、次年度にまたがるような状況になってくる可能性も否定できないと思っております。従って、この現在の時点で解除に向けて一定の見通し、一定の方向性そういうもの、あるいは考え方、そして課題ですね、解除に向けて色々山積する問題というのが出てくると思いますので、これは国との協議をしていかななくてはならないと思いますので、課題に向けて国への要求、要望そういうものやっけていかななくてはならないということで、これらを当然整理をして解除に向けては向かっていきたいと、このように考えております。

とにかく、いずれにしても色々な課題を踏まえた上で、平成29年3月まで避難指示解除に向けて、環境をとにかく加速化していこう

とそういう考え方でこれからも進めていきたいとこのように考えております。よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） それでは、別な観点から解除に向けての話でございますが、今後ガンマカメラ等やり始まったということでございますが、ガンマカメラ等で除染後の検証をしていくと思ひますが、除染終了行政区にいつ頃から検証始まるということでは先ほど話ができました。また、居住制限区域の除染はいつ頃までに終了して、町独自の検証はいつ頃終えるのかお尋ねしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） ご質問にお答えします。

ガンマカメラの撮影開始時期についてでございますが、11月24日に納品されたことから、今月から来年の1月中旬は公共施設を対象に試験撮影を実施し、その後除染が終了し環境省より除染データをいただいております酒田地区より実施に入るよう計画しているところでございます。

次に、町独自の除染検証委員会の設置でございますが、現在「避難指示解除に関する有識者検証委員会」が実施されており、この委員会では、除染の効果についての検討部分も含まれていますことから、この委員会でご提案、ご意見をいただき、その後町独自の検証委員会を速やかに立ち上げてまいりたいと考えているところでございます。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） これからなんですよね町として、ということは平成28年3月まではもう当然終わるわけもないし、除染も終わっていない状況の中で、果たして判断できるのかなど、本当に考えなければならぬのではないかと思います。

今、委員会立ち上げてやっているわけでございますが、委員会の結果を踏まえて、解除に向けて住民の説明会を開催すべきかと思ひますが、その辺は町としてどのように考えていますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。

次年度、解除に向けての町民懇談会を開催する予定でございます。具体的な開催時期につきましては、町長が答弁申し上げましたとおり、解除に向けての一定の方向性を整理しまして、また、生活インフラや生活関連サービスの復旧状況、あと除染の進捗等がある程度見極められた段階での開催を想定しており、開催方法も含めまして検討してまいります。



○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） そうすると、まだ開催日時も含めて手法も含めてまだ決まっていないということで、是非早めに出していただければと思いますので、よろしくをお願いします。

ただいま、様々な質問させていただきましたが、それを本当に様々な課題が山積している中、何一つ解決していないまま来年3月に判断するという事は、私は何度も申し上げますが、無理があるのではないかと思います。いくら素晴らしい見識のある方々が検証しても、帰るのは私達です。是非、判断時期を延ばすべきかと思いますが、町長の考えをお聞かせください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。

先ほどのご質問にお答えしたとおり、平成28年3月には判断というのは所要のいろんな条件を整理してまいりますと中々難しい状況だとは認識しております。

しかし、目標は目標でやっておりますので、その辺整理をして判断できる状況、これはちょっとずれるかもしれませんが、そういう状況を踏まえて客観的に判断して、町民の方々あるいは議会の方々と相談をしながら解除の時期をきっちり明示していきたいとこのように考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） どうしても来年3月にこだわるわけではないでしょうけども、一応決めは決めということでやっていくと思うんですけども、その時期を判断の時期を来年3月に決めるとするならば若干延びても決めるとするならば町民には大変申し訳ありませんが、平成29年3月でなくあと1年程度延ばして平成30年3月にあるいは町民が住めるような町になってからなどと苦しい英断かもしれませんが、そういうのも必要かと思っておりますので、一つよろしくをお願いします。

次に入らせていただきます。

次は、最新の意向調査についてお尋ねします。今年9月に行われた町民意向調査結果によると、世帯分離しているところも合わせて9537世帯の配布がありました。回収率が先ほど行政報告ありましたように59.8%5703世帯の方々から回答いただきました。しかしながら5703世帯中49才までの回収率が21%1226世帯ですけれども非常に少ない。また、50才から59才まで19%1083世帯、合わせても40.5%、極めて低い回答率ではないかと、回答の6割の方が60才以上であり

ます。年配の方々は帰町希望や望郷の念が強く、それに応えなければならぬ町としての取り組みが今後帰町の基準となり大切かと思えます。

そこで、帰町希望者が17.8%1015世帯は昨年の意向調査と同等となっていますが、「すぐに戻りたい」と考えている方が昨年と比べてだいぶ大幅に増えていると、これはここ1年の復旧復興が目に見えてきたからかと思えます。今後とも加速化しながら帰町希望者がもっと増えるよう町としてどのように対策をするのかをお聞かせください。

現在、集計上では「すぐ戻りたい」と回答している方が、5703世帯の回答の内、一割にも満たない342世帯でございます。少なくとも解除目標平成29年3月までには帰町希望している方々1015世帯が気持ち良く帰れるよう今後1年間で正念場だと思います。町としてどのように帰町した時の手当を考えていますか。先ほど出ていました、助成金や医療、インフラ等も含めて帰町された方が普通に生活できるよう、いや普通以上に生活できるようにするにはどうすればよいか町として考えを重ねてお尋ねします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えします。

最新の住民意向調査、議員の分析のとおりだと思っております。戻りたいと考えている方が昨年度と同程度であることから、その人の意思というのはある程度確定しているのかと考えているところでございます。

中でも、町の復旧・復興が見えてきた証として「すぐに戻りたい」と答えた方が増えたものと考えております。「いずれ戻りたい」と回答した方が帰還する場合の条件としてあげているのが、「医療、介護などが整うこと」、あと「商業や生活利便施設が整うこと」、あと「元の家屋に住めるようになること」などでございます。医療や住環境の確保など生活環境の整備を求める声が強いことから、それらの環境整備を加速させていきたいと考えております。

特に、町内の住宅の修繕、医療、介護、買い物の支援体制の構築、公共交通の整備などの取り組みを加速させ、具体的に浪江町での生活がイメージできるような形での復旧・復興を一層進めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 次に、意向調査の件ですが、復興公営住宅の入居の件でございますが、年々入居希望者が減り続けています。ついに今回は20%1142世帯になりました。もちろん判断ができないとい

う方々も950世帯いますが、これは復興公営住宅建設の遅れや住居確保に関わる賠償の増額などがありますが、手続きの複雑さ、または絆、コミュニティをもう一度つukれない等々の理由があると思います。

また、先ほど行政報告にもありましたけども、ペットが飼えないなんかの理由もあるのかと思います。町として手続きの簡素化やコミュニティ絆づくりをしっかりとすべきかと思いますが、どのように考えていますか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

復興公営住宅の入居希望状況について、現時点では判断できないと回答した理由として、持ち家の新築、購入をする。または検討中といった方が多くおられます。また、現在の居住形態で持ち家と回答している方が30.9%と前年より14.7%増加しております。これらのことから、持ち家取得者の増加により希望者が減少したものと想定されます。

また、議員ご指摘のように「未回答の世帯」、「判断できない世帯」が一定割合で存在しておりますが、復興公営住宅の申請手続きの複雑さや新たなコミュニティづくりに不安を抱えている方もいらっしゃると思いますので、入居申請にあたりまして周知方法の改善、または丁寧な説明を心がけてまいります。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） そういう形でやっていただければと思います。

最後に意向調査にも協力しない、というよりもその言葉は語弊があると思いますので、できない町民に対して町として今後どのような対策を、対応をしていくのか。もちろん、その方々も同じ町民です。どのような手法で今後手当をし、支援をしていくのか。

また、意向調査で帰町を希望されない方々も多数います。今後その方々も同じ浪江町民として町長の言っている「どこにいても浪江町民」はいつまでですか。期限がありますか。あるとするならばいつまでですか。無期限とするならばどのような手法で支援をしていくのか具体的に教えてください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ご質問にお答えします。

帰町されない住民の方48.0%は、前年とほぼ同等の数値となっております。この数値につきましては、将来の自治体運営における極めて重要な数字と捉えております。「戻らないと決めている」と回答した理由としては、水道水の安全性、原子力発電所や放射線量へ

の不安といった事項のほかに、医療環境、商業施設、介護、福祉への不安や住宅の汚損、劣化、避難先の便利さなどが挙げられております。これらの不安要素を可能な限り取り除けるよう鋭意、各事業を進めていくことも必要であると考えております。

一方でご指摘のように避難先に移住される、住民票を異動される方に対して、どこまでサポートを継続するのかという現実的な課題はあると認識しております。

現時点では、帰町を希望されない方に対しても、避難先において適切な行政サービスが受けられるよう、特例法が定められておりますが、避難が長期化している現状を踏まえ、特例法の制度を打ち切ることなく生活再建がかなうまで措置継続を求めてまいります。

また、帰町を希望されない方であっても、「ふるさと浪江」との繋がりを維持していきたいと考えている町民の方もいらっしゃると思っており、引き続き広報なみえやタブレットでの情報発信により浪江町がよみがえっていく姿を力強く発信していくとともに、生活支援相談員、復興支援員などによる定期訪問などを進めてまいります。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） もちろん、何度も申しますが、いつまでも浪江町民です。しかしながら、限界はいつしかきます。その時の対応、対策は今から考えておくべきかと思っておりますが、どのように対策を練っているのかお聞かせできればと思います。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えいたします。

先ほども答弁したとおりでございますが、戻らないという方に対してどこまで継続して支援していくのかというような課題はあると認識しておりますが、町としては戻らないと選択をした町民の方に対しても可能な限りの支援を継続してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） 分かりました。以上で、私の質問は終わらせていただきますが、先ほど賠償の件で町長は町内に持ち家がない方には、町独自の賠償と答弁しましたが、支援策を講じるというのが正しいのではないかと思いますので、よろしく願います。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 議員お質しのとおり、大変失礼いたしました。

支援という言葉でありますので、よろしく願いしたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 5番、平本君。

○5番（平本佳司君） ありがとうございます。

これで、私の質問を終わりますが、町長これからの4年間は本当に正念場だと思います。是非、体調に留意されまして町民から私が選んだ馬場有が町長で良かったと言われるような町政を今後とも先頭きって行っていただければと思います。よろしくお願いします。

以上で終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で、5番、平本佳司君の一般質問を終わります。

---

○議長（吉田数博君） ここで10時50分まで休憩をいたします。  
(午前10時39分)

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
(午前10時50分)

---

◇紺野 榮重君

○議長（吉田数博君） 13番、紺野榮重君の質問を許可いたします。  
13番、紺野君。

[13番 紺野榮重君登壇]

○13番（紺野榮重君） おはようございます。13番、紺野榮重でございます。議長の許可をいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問方式は一括質問方式でございます。質問内容は、事前通告したとおりでございます。平本議員とマニフェストの件でダブっておりますが、角度を変えて質問したいと思いますので、よろしく願いいたします。

今回の町長選挙、圧倒的な勝利で当選されましたこと、誠にありがとうございます。これは町長の過去8年間の実績が認められたことと、今後の4年間、復興の道筋を大成させて欲しいという町民の願いが票数の表れかと思えます。

そして町長の決意として「三期目は帰町を推進するための任期」「町民が戻れる環境を整えるのが責務」と記されておりました。浪江町を復興するために私自身も、自助、共助、公助の精神で頑張りたいと思います。

東日本大震災、原発事故以来、避難生活も4年9カ月になりました。多くの町民は避難生活に疲れてしまいました。私自身も帰町までなんとか家の維持、農地の維持をして帰町に備えたいと思いますが、二本松から片道1時間半から2時間、往復4時間かけて往来するには疲れを感じるようになりました。浪江町の近くに拠点を設けないと町、地域、家の維持ができないと思うのは私だけではない

と思います。

今回のアンケート調査、意向調査で、浪江町に戻るという町民が17.6%から17.8%になり、以前のアンケート調査より0.2%増えたことを知らされました。また、戻ると答えた中で今すぐにでも戻りたいという町民が33.7%との結果をお聞きいたしまして驚きました。単純計算で3000人から4000人が戻る意向を示されていると思います。その中で今すぐにでも戻りたいという町民が33.7%ですから約1200人、このような意向調査の結果をどのように考えられますかお伺いをいたします。

意向調査で今回は前回よりもさらに戻る町民が少なくなると思っておりましたが、ほんのわずかですが増えたことに驚きました。このような意向調査の結果からも、早く戻りたい町民のためにも町の対応を急ぐべきだと思います。

町を復興するには町民ができるだけ町、自宅に戻る機会を作ること、はっきりとした帰町年月、目標の設定を示すことが大事だと思います。

浪江町に戻る町民、戻らないと決めた町民、すべての町民の願うことは浪江町の復興であり、ふるさとを取り戻すことだと思います。

高校の恩師から手紙をいただきました。「あれから4年半、双葉地方は少し落ち着いてきたでしょうか。もう元に戻ることはありませんが、新しい地域への再生を目指して努力するしかありません。これまで震災の避難者ということで甘えてきました。これからはそうであってはならないと思います。」と手紙をいただき考えさせられたところであります。

浪江町に戻るのも大変ですし、また新天地に住まいを求められる方も大変かと思いますが、それぞれの復興に向かって頑張っていかなくてならないと思います。

馬場町長の選挙の討議資料として配られた前文で「避難生活の実情を政治家や各省庁、官僚に訴え提言してきた。ようやく信頼関係と共通認識が深まり復旧・復興が動きだした。人脈は不可欠であり、継続は力なりを実感している。今後の4年間は正念場で人脈、経験、実績を生かして再建と町の復興のために使命を果たすつもりです。故郷なみえを取り戻す。」が立候補のあいさつでありました。馬場町長の立候補の熱い思いが綴られております。

政策提言の6項目、①生活再建、支援、賠償、②絆の維持、③健康、医療、保健、介護、④教育、文化、⑤ふるさとの復興、再生、⑥雇用創出（企業誘致）・復興祈念であります。

馬場町長のマニフェストを中心に一般質問をしたいと思います。

生活再建、支援、賠償でお聞きしたいことは、県外避難者の借上げ住宅と県内住み替え住宅制度（引越費用の上乗せ補助）の維持、創設とありますが、現在は引っ越し費用がどのようになって、今後どのように県内外住み替え住宅制度の維持、創設について伺います。町内での自宅のリフォーム新增築に町独自の優遇制度とありますが、具体的にはどのようなことなのか伺います。

檜葉町ではリフォーム業者がいなくて困ったと言われておりますが、平成29年帰町を予定しているとする中で平成28年には住宅修繕に取り掛かる時期と思いますが、どのような支援策を考えておられるのか伺います。

また、住宅の新築を考えておられる方もありますが、新築申請許可は現在されていないと思いますが、町内新築どのように進められていくのか、許可はどのような申請をして許可されるのかお伺いします。

県、市町村及び関係団体と連携協調、国、東京電力格差の無い賠償とありますが、帰還困難区域と同じ一律賠償を言われているのか、それとも財物の少ない人も財物のある方も一律に賠償すべきと言われているのか伺います。財物賠償は資産に対しての賠償ですので、財物の多い人は賠償額が大きいわけで、財物の少ない人にとっては非常に大変だと思いますが、格差の無い賠償は賛成するところではありますが、どのような方法で格差の無い賠償を求められるのか伺います。

A D R 申立て（精神的賠償額の増額）の早期解決とありますが、経過説明を全員協議会で伺っておりますが、今後どのように進めるのかお伺いいたします。これ以上のA D R（精神的賠償）の可能性は薄いので、A D Rに訴える町民の支援をするほうがよいのではないかとされる町民もおられますが、町長の今後の方針を伺います。

絆の維持の件でありますけれども、絆の維持で復興支援員の充実強化、避難先の社会福祉協議会を中心とした個別巡回訪問の強化とありますが、現実をみますと、福島市の介護訪問は縮小せざるを得ないとお聞きしております。個別訪問をどのような制度で強化していくのかお伺いいたします。

社会福祉協議会も浪江町民にとって大変なよりどころと思います。浪江町に帰町する町民にとって頼りとなる社会福祉協議会を町としてどのように指導助言されているのかお伺いをいたします。

次に、健康、医療、保健、介護の件でありますけれども、町内に医療、介護サービス施設を官民共同で設置とありますが、具体的にどのように計画されるのか伺います。

帰町するものにとって心配しているのは医療、介護を心配されるのはご承知のとおりであります。医療施設は第2体育館を取り壊し、跡地に医療施設を造ることが計画されております。その辺を詳しく伺います。

現在の状況では施設は造ることはできても、医師、看護師の確保が難しいとお聞きしております。緊急の場合は救急ヘリで福島医大に搬送される方法も大事かと思えます。両面で対応すべきだと思います。

私の提案としては、病院と介護施設別々でない一体化した医療介護施設にすべきだと思います。まず既存の施設を利用することが大事だと思います。町内にある介護施設は現在どのような状態なのか。また、事業者はそれぞれどのような方針なのか伺います。

介護施設一樹デイサービスと貴布祢老人介護保険施設を復帰して、その場所に併設して診療所ができないか提案をいたします。

次に、ふるさと復興、再生について伺います。中心市街地の土地改良、土地区画を整備しコンパクトシティを形成するというのですが、具体的にはどのようなことか伺いをいたします。

全体的に区画整備するということは大変なエネルギーと時間がかかると思えます。市街地全体の企画調整を考えるのか、それとも主要部分の拡幅等考えられるのか、例えば駅から北の方に道路を拡幅する主要な道路の拡幅を考えているのか伺います。

町内再開事業者にインセンティブ（優遇措置）を付与とありますが、具体的にはどのように優遇するのか伺います。

帰町帰還困難区域は地域と協働して、新たな拠点を形成し「地域再生を具体化」このことは帰還困難区域にとっても大いにふるさと再生に希望を与えることかと思えます。この構想はどのような考えなのか伺います。

なお、私も一般質問で提案しておりますが、例えば津島の活性化センターを拠点として津島の復興拠点とすべきだと思います。避難解除準備区域は役場を中心としてされるわけでありますけれども、居住制限区域、帰還困難区域の復興拠点をどこにするのか伺いをいたします。

次に、雇用創出（企業誘致）の件について伺います。町民の方に良く言われるのはよその町村は企業の誘致、国の事業を盛んに取り入れているのに浪江はどうしたんだと言われます。よそのことは良くみえるのだと思いますが、南の方が現状では地理的条件が勝っている面があると思えます。町長の企業誘致で再生可能エネルギー、蓄電池水素エネルギーや風力発電企業誘致、資材リサイクル



ルセンター企業の誘致、新農業創設のためのICT利用した官民連携企業の誘致の具体的なことがありましたら、お示しいただきたいと思います。

現在、町内にある企業の有効利用を考えるべきだと思います。特に原子力発電所誘致の跡地利用が今後の浪江町の復興の鍵になるのではないかと思います。再生エネルギー施設、火力発電所の誘致等考えられないのかお伺いをいたします。

帰町判断についてお伺いをいたします。先ほど平本議員から突っ込んだ話になりましたが、私からも大事なことでありますのでダブリますが質問させていただきます。

避難指示解除に関する有識者検討会、第三者委員会が開催されております。浪江町は平成29年3月に帰町する計画で現在復旧、復興を進めております。帰町判断する時期は平成28年3月としております。現在委員会設置して帰町の判断をお願いしているのが現状かと思っております。避難解除の3要件は、一つが年間積算数量が20mSv、二番目がインフラ生活関連サービスが概ね復興、三番目が県、市町村、住民との十分な協議とあります。避難されている中で、どちらかといえば年配の方が帰りたいたいという方が多いと思います。しかしながら、帰町時期が遅れば遅れるほど、浪江に戻る町民が少なくなっていくと思います。町長の判断が大きな鍵を握っていると思いますし、また浪江町の重要な将来の重要な鍵となることは確かであります。帰町の範囲を避難解除準備区域、居住制限区域と段階的に考えるのか、それとも一緒と考えられるのかお伺いをいたします。

委員会での最終報告はいつに示されるのか、そして帰町を決める今後の手順をお示しいただきたいと思います。

よその市町村では2年前頃から試験的に宿泊を認めている状況がありますが、浪江町ではその時期はいつに考えられているのかお伺いをいたします。

復興庁と町との意見交換会がありました。浪江町のお願い事項で、除染後の農地管理をする際、2時間の移動時間は負担が多すぎる。町内の線量の低い所に簡易な宿泊施設を設置し、除染後営農再開に向けたフォローをお願いしたいと要望しております。朝夕の通勤ラッシュもひどいものでありまして、6号線、旧6号、高速道路、原町、飯舘、川俣の道路が渋滞しております。町が要望したとおり簡易な宿泊を認めるべきだと思いますし、いまだいこいの村の一時宿泊の計画はどのようになっているのかお伺いをいたします。

また、検証委員会のメンバーに学者だけではない町民も入るべきだという考えもあるようですが、どのように考えられますかお伺い

をいたします。

除染についてお伺いをいたします。先ほど酒田から始まったとお聞きいたしましたが、除染終了したところをガンマカメラで検証すべきだということでまずは宅地においては再除染を必要とする基準をどのように考えられているのかお伺いをいたします。

除染を終えたところから復興組合に渡されて田畑を維持管理することになりますが、除染をする前の汚染ベクレルと除染されてからどのように除染効果があったのか判らないのが不安なわけでありませう。除染の前の田畑の状況と比較して全般的にどのような状況になっているかお伺いをいたします。

資料の配付をお願いしたいと思います。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。資料配付。  
（午前 11 時 12 分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。  
（午前 11 時 13 分）

---

○13番（紺野榮重君） この資料は、土壤調査結果ということで平成23年度に行われた結果であります。これは、私は役場からいただいたものではなかったかと思っております。こういうふうな事前に調査をされている、それが現在どうなっているかということをお知らせいただきたくと思っております。資料提出いたしました。

最後に、上下水道の問題であります。復旧、復興していく上で、家を維持していく上で、上水道は必要不可欠であります。現状はどうなっているのか伺います。町で水質検査しても問題がないと言いつつながら一向に各家庭に水道水が供給されない。せめて下水道と連動していない地域には水を送るべきだと思いますが、進まないのは何が原因なのか伺います。今後の通水の見通しを伺います。

何度も話しますがポリ缶に水を持参して家の掃除をするようでは家を維持することはできません。行政区単位でいつまで水道水が通せるのかお伺いをいたします。

下水道事業の今後の経営方針をお伺いをいたします。下水道の経営は基本的には利用者負担と町の支援で成り立っております。累積債務いわゆる借金が32億1100万円、浪江町の借金の合計97億円の約3分の1を占めております。今後の災害で帰町する町民が少ない、復興するための費用がかさみ、将来の維持管理が心配されますが、費用対効果どのように考えたら良いのか頭の痛いところかと思いま

す。このことに対してどのように考えられますか伺います。

以上でございます。不明な点ありましたら、再質問、再々質問をさせていただきます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えする前に、ただいま身に余る祝意を賜りまして、衷心より御礼を申し上げます。この任期期間中全身全霊をもって職務に遂行してまいりたいと思いますので、紺野議員の更なるご指導をよろしくお願い申し上げたいと存じます。

それでは、ご質問にお答えいたします。

まず、大きな1番の①でありますけれども、現在福島県が行っている移転支援事業が、県内の復興公営住宅を含んで恒久住宅への引越し費用の一部を補助しております。補助額の上限は、県外からの引越しは複数世帯で10万円、単身世帯で5万円、県内の引越しでは、複数世帯で5万円、単身世帯で3万円となっております。

また、県外避難者の借上げ住宅等への住替えについては、平成29年3月まで現行制度が維持される形になっておりますが、その後も多くの県外避難者が県内へ移転するということが想定されますので、復興公営住宅の建設状況をみながら、福島県と町と協議をして対応していきたいとこのように考えております。

それから②番の自宅のリフォーム、新增築に町独自の優遇制度のご質問でありますけれども、5番平本議員のご質問に答弁したとおりであります。自宅の修繕については現在の賠償制度によって建て替え、修繕費が賠償されることとなっております。しかし、持ち家を持っていなかった方々、あるいは自宅再建への経費が心配な方もいらっしゃると思われ、財政負担も考慮しながら、町独自の優遇制度について様々な観点から検討してまいりたいと考えております。考えられるのは、利子補給とか、そういう制度を新たに作っていくそういう考え方も一つの手法ではないかと思っております。

また、町内の住宅改修が増加したり、改修業者の不足が予想されますので、事業者とのマッチングをするため町民向けの相談窓口これを設置するなどして、町民の方がスムーズに住宅修繕ができるよう支援していきたいと考えております。なお、ご指摘をいただいた建物の確認申請等の手続きについては、現在通常ベースで取り扱われておることです。

それから、三つ目の格差の無い賠償の進め方、これをどう進めるのかというご質問でありますけれども、先ほど5番議員の質問にお答えしたとおり、賠償は避難実態に即して支払われるものであって、

同じく全町民が避難状態であることからすれば、精神的損害賠償に関しては、区域区分あるいは避難形態によって賠償に差異が生じることはおかしいと認識しております。引き続き一律の賠償を求めてまいりたいとこのように考えおります。加えて国、東京電力はもとより、原子力賠償紛争審査会などにも町民の皆さんの実態を認識していただけるような働きかけを強く今後してまいりたいと思っております。

それから、ADRの早期解決をどのように進めるのかというご質問であります。ADR集団申立てにつきましては、これまでの進行協議の中で東京電力に対し和解受諾を強く求めてまいりました。また、国に対しても東電への和解受諾の指導徹底を再三求めてきたところでもあります。しかしながら東電は再三の働きかけに応じず、いまだ受諾をしておりません。今後の町の取り組みとしては、まずこれまでの取り組みの経緯を町民の皆様にご説明をするために、年末・年始にかけて県内外7会場にて説明会を開催し、町民の方々からのご意見を頂戴したいと考えております。その上で、皆さんからのご意見を基に、今後の取り組み方針を「浪江町支援弁護団」と検討してまいりたいと考えております。

それから、大きな2番の絆の維持の件、個別巡回訪問をどう進めるのかということについてのご質問にお答えをいたします。

社会福祉協議会の訪問介護事業の縮小した場合でありますけれども、利用者については不便をかけないよう他の事業者を引き継いでおりまして、サービスは継続して受けることができます。議員ご指摘のように社協は町民にとって頼りになる存在でなくてはならないわけでありまして、町といたしましては、局長を派遣するなど人材的、さらには財政的にも支援はしております。今後も継続して社会福祉協議会に対しては、町民が安心できるための各種福祉政策を展開できるように様々な形で支援していきますのでご理解をお願いいたします。

それから、大きな3番の健康、医療、介護、保健のご質問でありますけれども、行政報告でもご報告させていただいておりますが、浪江町内の役場本庁舎敷地内に建設を予定しております（仮称）浪江診療所建設事業につきましては、本年10月28日に基本実施設計委託業務を発注したところでございます。今後、避難指示解除後に必要な生活サービスとして、整備を進めてまいります。

また、緊急の場合のドクターヘリの搬送についてのご質問であります。消防機関からの出動要請に基づき、救急救命センターがある福島県立医科大附属病院より救急現場等に駆けつけまして、患者

さんに初期治療を行い、高度な医療機関に搬送することとなっておりますので、現在も対応できるような状況になっておるということでありますので、ご理解をお願い申し上げたいと存じます。

それから、町内介護施設をどう進めるのかというご質問にお答えをいたします。

町としてデイサービス事業は必須という状況でありますから、高齢者のサポート拠点の運営を町で実施をして、事業者を募って委託するという考え方を持っております。帰還当初数年は、人材的にも運営面でも町で責任を持ちながら委託するという考え方を基本としてまいります。

訪問介護サービスについても町と社会福祉協議会で十分連携をして、再開に向けた整備を進めていく考えであります。町で実際に働いてくれる有資格者が確保できるかどうか、これが重要と考えております。

さらに、老人介護施設と医療介護施設併設の考えはどうかというご質問にお答えをいたします。

診療所は浪江町役場の敷地の一角に建設するという方針であります。老人保健施設貴布祢を復帰して診療所にできないかということに関しては、貴布祢を経営する法人が東電に対して裁判を提起しております。現時点では町が関与できない状況であるため、残念ながら困難であるとの認識をしております。

さらに、ふるさと再生、復興の件で、①町内中心市街地土地区画の整備についてのご質問にお答えをいたします。

復興まちづくり計画においては、当面の復興拠点を中心にして、医療、介護、住居、商業施設などの生活必需サービスを集約することによって、帰還する町民の方が住みやすい町を形成することを目標としております。

また、中心市街地については、平成29年3月に常磐線浪江駅が復旧予定となっております。町の玄関口として駅前周辺を踏まえた中心市街地の整備が必要となっております。

さらに一方、区画整理事業については、地権者の方の合意形成にかなりの時間を要するものと想定しております。現在、中心市街地の再生の方向性について、権現堂の区長の方と現地調査をしながら意見交換を進めているところであります。それを基に今年度は整備イメージを固めていきたいと考えております。

次に、再開事業者に優遇措置付与の進め方についてのご質問にお答えいたします。

現在の町内での事業活動状況は18事業者であります、帰還に向

けてはさらなる生活関連サービスを提供する事業所の再開が不可欠であります。町内での事業再開の課題につきましては、「遠距離による従業員の通勤手当の増加」、あるいは「従業員の宿泊場所の確保」、さらには「再開までの施設店舗等の維持管理修繕費用」、「光熱水費などのランニングコストの負担」など事業者の方々からこのような意見をいただいております。これらの解決のためには、中小企業、復旧・復興支援事業あるいは中小企業等のグループ施設等復旧整備補助事業などの制度拡充を強く求めていきながら、町独自の施策について、引き続き各事業者への聞き取り行って具体的な対応策を早急にまとめたいと思っております。当面考えられるのは、税の減免であるとか、利子補給などが考えられるものと思っております。

それから、帰還困難区域の「具現化」の進め方についてのご質問でありますけれども、議員ご承知のとおり、復興まちづくり計画におきましても、長期的な目標として町全体の再生・復興を掲げております。帰還困難区域につきましては、その前提となる除染計画の策定を国に求めてきたところでありまして、これまで国からは明確な回答が得られておりません。しかしながら、帰還困難区域を含めて、オールなみえとしてふるさとを再生することが、町の復興にとって極めて重要なことであるので、当該区域のあり方を町から国に対して積極的に訴えていくことが必要であると考えております。そのため、10月に帰還困難区域の区長さんの皆さんと意見交換を行い、様々なご指摘をいただいたところであります。こうした取り組みを通じて、町として帰還困難区域のあり方を整理しながら、その考え方、見通しをお示ししたいと考えておりますので、よろしくご理解をいただきたいと思っております。

それから、雇用創出（企業誘致）のご質問にお答えをいたします。

企業誘致のために必要なハード整備事業については、現在、大平山の南産業団地と北幾世橋地区の北産業団地について、整備計画の策定を行っております。

また、両産業団地の造成には時間を要することから、すぐにでも立地をしたいと希望される企業のために、既存事業者が保有する資産の有効活用についても協議を進めたいと考えております。誘致活動についてであります。蓄電池産業、資源リサイクル産業など町が集積を目指す企業につきましては、今後進出意向についてのアンケートを約3000社を対象に実施いたします。意向が確認できれば積極的に訪問するなど誘致活動を進めてまいります。

また、現在においても数社であります。町に進出を希望する企業、規模を拡大して事業再開の意向がある町内事業者もおりますの

で、立地実現のために継続して協議を進めてまいりたいと思います。

以上、私からの答弁は終わりますけれども、その他については担当課長から答弁させますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） それでは、大きい6番の帰町判断の件で、①の帰町の範囲の考え方についてお答えいたします。

平成26年3月に策定した復興まちづくり計画においては、避難指示解除準備区域を浪江町全体の復興拠点として位置づけ、この地域を足がかりとし、居住制限区域や帰還困難区域に整備対象地域を拡大することとしております。現在、帰町に向けた環境整備について、避難指示解除に関する検証委員会において検証作業が進められており、帰町の範囲につきましても、その報告を踏まえて検討する必要があると考えております。

いずれにしましても、ふるさとに戻りたいという人が、一日でも早く戻れるような環境を準備できるように、関係機関の協力を得ながら、全力で取り組んでまいります。

次の②点目の委員会の答申時期と今後帰町宣言までの手順というご質問にお答えします。

5番議員のご質問に町長が答弁したとおりでございますが、避難指示解除に関する検証委員会においては、3月を目途に検証結果を取りまとめ、町に報告をいただく予定となっております。

一方、除染の進捗などの現状を踏まえると、平成28年度も継続して解除要件の検証作業を継続する必要があると考えております。年度末に解除時期の判断を示すというのは、中々厳しい状況ではございますが、町としては、今年度検証委員会からの報告を受けた段階で、当該時点での解除に向けての一定の方向性、考え方、課題等を整理していきたいと考えております。その後、国、関係機関等の調整を図りながら、町民の皆さんとも意見交換会を行い、具体的な避難指示解除に向けての手続きを進めていくことになろうかと考えております。

続いて③番目の他町村の手順は準備宿泊なされるが町の考えはというご質問にお答えします。実際の避難指示の解除に向けては、様々な課題が発生することが予想され、帰町への着実な歩みを進めるためにも、準備宿泊は重要な一歩であると認識しております。近隣の市町村においても、除染が概ね終了し、インフラなどが概ね復旧したところにおいて、避難指示解除の一定期間前に準備宿泊を開始しております。浪江町においても、こうした条件が整い次第、準備宿泊の手続きを進めてまいりたいと考えております。

続いて、④の検証委員会に町民も参加すべきと考えはというご質問にお答えします。

避難指示解除に関しては、国が一方的に決定すべきものではないと認識しておりまして、今般の避難指示解除に関する有識者検証委員会においても、できるだけ町民の方の参画を図りたいと考え、また有識者からも事前にご指摘をいただいたところがございます。しかしながら、避難指示解除に関しては様々なご意見がある中、委員として町民の方に参画いただくことは、過度の負担を負わせることになるものと判断し、委員という固定した立場ではなく、多方面から数多くの町民にご出席いただきご意見を伺うこととしたところがございます。第2回以降、行政区長会理事や各自治会長にご意見をいただいているところがございます。可能な限り様々な町民の皆様のお声をいただきながら、当委員会での検証作業を進めていきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 答弁、ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 7の除染の件、除染検証委員会等を作り、除染終了したところを検証すべきとフォローアップ除染に関しましてのご質問にお答えいたします。

除染検証委員会及びフォローアップ除染に関しましては、先ほど5番議員にお答えしたとおりでございますが、「避難指示解除に関する有識者検証委員会」でのご提案、ご意見をいただき、その後速やかに立ち上げていくと考えているところでございます。

また、フォローアップ除染につきましても、事後モニタリング終了後必要性がある箇所がでた場合は、速やかにフォローアップ除染をするように環境省に要望してまいりたいと考えているところでございます。

②としまして、町として除染前の田畑の状況と比較して全般的にどのような状況になっているかのご質問にお答えします。

土壌調査結果の資料をいただきありがとうございます。宅地と田畑も含めまして除染作業の中では、空間線量の低減を目的として行っております。除染作業の結果につきましては、除染前後の空間線量の測定及び表面汚染密度の測定を行いまして、その結果を各不動産所有者へご報告している状況となっております。大変申し訳ございませんが、除染作業中では土壌調査は行っていないというところでございます。

○議長（吉田数博君） 答弁者、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 8番の上下水道の件について申し上げます。上水道の今後の使用時期についてお答えいたします。



酒田地区は7月、立野下地区は9月より給水を再開しました。現在の開栓戸数は38件であります。今年度は、漏水箇所の修繕工事を進めていきたいと思っております。平成28年4月より北棚塩、幾世橋、北幾世橋北、北幾世橋南、西台、藤橋地区の給水を再開したいと思っております。平成28年7月を目途に高瀬地区の給水を再開したいと思います。その他の地区は、下水道の復旧工事や除染の進捗などをみながら順次再開していきたいと考えております。

②の下水道の費用対効果についてお答えいたします。

下水道災害復旧事業は、国の負担金及び特別交付税により、100%財源が確保されております。また、下水道施設建設の際の下水道債は、一般会計からの繰入金等により償還をしております。東京電力からの賠償金は、下水道施設の維持管理費として使用し、残金は下水道事業を再開した時の運転資金として積み立てております。今後使用料は、震災前と比べかなりの減収となる見込みであり、厳しい見通しであります。

○議長（吉田数博君） 13番、紺野君。

○13番（紺野榮重君） 再質問します。

現在リフォームについてでありますけれども、現在浪江町でリフォームされている件数、新築希望件数どの程度と思われませんか伺います。

それから、賠償の格差の問題でありますけれども、私としては、私の考えですけれども、賠償格差を無くし一律700万円という賠償の可能性は中々薄いのではないかと思います。それよりも、私としては帰還困難区域の警戒区域の線量の高いところを段階的に賠償させることが町民にとって分かりやすいのではないかと、賠償そのことが賠償格差是正ではないかと思いますけれども、これは私の考えであります。

それから、健康医療の件でありますけれども、民報の平成27年11月20日に双葉郡内の医療機関今後の5年間で診療再開についてのアンケートが行われました。地元再開6割の記事が載っておりましたが、浪江町の医療機関で地元再開医療機関というものはあるのかどうかお伺いをいたします。

それから、帰還困難の「具現化」という中で、行政区長と相談しながらということでもありますけれども、居住制限区域そういうところの復興拠点そういうものも考えていただきたいと思っております。

それから、雇用創出の問題でありますけれども、答弁をいただきましたけれども、今回の大震災、原発事故で人口減少、あるいは産業の崩壊、過去の歴史にない大惨事であります。そこで、やはり過去の

歴史に学ぶことが大切ではないかと思うわけであります。200年前の天明天保の飢饉で相馬地方の人口が半減をいたしました。その対策として移民政策、二宮尊徳手法を取り入れて復興を成し遂げた歴史があります。浪江町も200年前の飢餓の状況と人口減少、それ以上の状況かと思われま。除染の後、田畑を復興組合を中心として土地の維持管理するわけでありま。新しい農業を取り入れていかななくてはならないと思いま。企業誘致という大きなことも大事でありま。現代版の移民政策も大事ではないかと思いま。浪江町で営農希望される方に何らかの形で公有財産の利用、あるいは町で土地を買い上げて町に定着する人に土地を提供する方法も一つではないかと思いま。検討していただきたいと思いま。

それから、帰町に関してのことでありま。帰町の判断は町民が一番関心を示している件でありま。答弁をお聞きしますと、平成28年3月というものの判断が延びるのではないかと、それに伴って平成29年3月というものも延びていくのではないかと懸念されるわけでありま。その辺をはっきりと示していただきたいと思いま。

それから、ガンマカメラの件で色々やられているようでありま。私達町民とすれば再除染をするにあたっての基準、そういうものの基準というものは考えておられるのかどうかお伺いをいたします。

それから、水道水の件でありま。現在除染を終えたところから各家庭に送水ができるということのようでありま。家の維持ということの面からの水道ということになれば除染が終わらないところの水道、そういうものも早急に家庭に水道水を送るべきだと思いま。上下水道と絡まないという部分に送るべきだと思いま。その点どう考えられますか、お伺いをいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 再質問にお答えをいたします。

まず、私からは居住制限区域の復興拠点づくりも計画にそろそろ視野に入ってくるのではないかと。ご質問で、まさにそのとおりだと思いま。準備区域と帰還困難区域これは除染の効果がどのように今出ていくのか、これが一つの基準になってくると思いま。従って、居住制限区域についての拠点づくりも改めてまた考え直していきたい。居住制限区域にも広げてまいるという考え方でおりま。

それから、新しい農業の創出の件の質問でありま。イノベーション・コースト構想に融合する町ということで新しい農業

の創出、これは花卉の栽培であるとか、園芸施設、それからロボットを使った農業の創出、そういうものを考えながら今国、県と協議に入っております。新しい参入企業、これも視野に入れております。現在、私どもに提案してきていただく参入企業も出てきておりますので、その辺も良く精査をして協議をしながら新しい農業を創出してまいりたいとこのように考えております。

それから、帰町判断の件ですが、これはあくまでも先ほど5番議員にお答えをしたとおり、検証委員会の中でいろんな課題が今出てきております。そういう状況を踏まえながらでき得る限り検証委員会の報告を尊重しながら精査をして、そして町民の方々のご意見を賜りながら帰町判断をしてまいりたいと思っております。ただ、物理的な問題もあります。今除染が非常に遅れていますので、その辺の課題をクリアしていかないと検証もできないような状況になってまいりますので、そういうことでまずとにかく除染の加速化をして、そして有識者の委員会の皆さんで客観的な資料を整えた中での検証をお願いしたいと思っておりますけれども、そういう状況を踏まえながら町民の方々、もちろん議会の方々と一緒になって帰町の判断を示していきたいとこのように考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

あとの再質問については、担当課長がお答えいたします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 自宅のリフォーム件数、新築件数の再質問にお答えいたします。

現在、自宅に戻られて清掃、自宅内の修繕等を行われている件数については、まだはっきりした数字については現在把握しておりません。新築件数につきましては、建築確認申請が、現在出ておりませんので0件ということで理解しております。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） 浪江町内での医療施設の再開の意向はということでお答えをいたします。

今年の4月から5月にかけて、開業医の皆様から事業再開についてのお話を伺いました。その内容ですけれども、大方のご意見が現時点での判断はできないと、あるいはご自身のご高齢により事業再開は難しいという内容でございました。中に1件ございましたのは、やはり条件が整えば考えるという方もありました。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 再質問にお答えします。環境省からフォローアップ除染の基準は現在示されていないところでござい

ますが、今後ガンマカメラ等を利用いたしまして、除染の効果が維持されていない箇所が判明された場合につきましては、環境省へフォローアップ除染の根拠資料としてまいりたいと考えておりますので、ご理解をいただきたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 上水道の再開につきましては、平成27年度修繕工事を進めまして平成28年4月から再開が可能になった地区につきましては、速やかに再開していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 13番、紺野榮重君。

○13番（紺野榮重君） リフォームの件でのアンケート調査ですけども、私の分析でありますけれども、現在の住宅状況ということで、4388世帯のアンケート回答いただいた中で修理をすれば住める状況と答えたのが33%、これが件数にしますと1452件だと思ひますけれども、この件数というものがやはり町としても維持できるように支援すべきだと、支援していくべきだと思ひます。

それから、帰還した場合に希望する住宅ということでのアンケート調査の中で、すぐにいずれ戻りたい1013件そういう中で、その中で新たに一戸建てを新築購入というなのが8%、件数にすると81件かなと、元の持家立て替えを含むというのが62.7%、件数にすると635件でないかと思ひます。ですから、新築件数81件、とりあえずリフォーム件数635件くらいと想定私はしたんでありますけども、リフォームしたい方の支援をすべきだと思ひます。

それから、帰町の判断というものは一番町民が今関心を示していることではないかと思ひます。答弁をお聞きいたしますと中々難しいと思ひますけども、この計画というものが達成できないと、延び延びになるということになれば町民の信頼はこの上なく薄れるのではないかと思ひます。本当は、帰町判断をされるのはいつになるのかということをお聞きしたかったわけでありまして、また平成29年3月という時期というものがやれるのかどうかということをお聞きしたわけでありまして、答弁できればお願いしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） 再々質問の帰町判断の件についてのご質問であります、先ほど答弁したように中々難しい判断があると思ひます。そういう状況で、目標は政府から言われているのは平成29年3月を見込みにしていきたいということでありまして。

従って、その平成29年3月まで復旧作業を今進めているわけでありましてけれども、その大前提になる除染が非常に遅れているということでありまして、それを加速化どれだけできるか、そういうこ

とだろろうと思ひます。あくまでも目標は、平成29年3月、これを中途にしながら解除見込みにしていきたいとは思ひていますが、今いっているインフラの復旧であるとか、あるいは生活基盤の整備であるとか、そういうものもどんどんこれから進んでいきます。そういう状況の客観的な材料が揃わないと何年何月とは言えないと思ひんです。従って、これからの判断が非常に重要な判断になってくると思ひますけれども、これは議会の皆さんと一緒に色々検証するものは検証していく、そういう考え方をもちながら判断してまいりたいとこのように考えていますので、ご理解をよろしくお願ひしたいと思ひます。

- 議長（吉田数博君） 13番、紺野榮重君。  
○13番（紺野榮重君） ありがとうございます。以上で終わります。  
○議長（吉田数博君） 以上で13番、紺野榮重君の一般質問を終わります。
- 

- 議長（吉田数博君） ここで13時30分まで昼食休憩のため休息いたします。

（午前 11時58分）

---

- 議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 1時30分）

---

#### ◇鈴木幸治君

- 議長（吉田数博君） 午前中に引き続き一般質問を行います。  
3番、鈴木幸治君の質問を許可いたします。  
3番、鈴木君。

[3番 鈴木幸治君登壇]

- 3番（鈴木幸治君） 3番、鈴木幸治、議長の許可を得ましたので通告書に従い一般質問を行います。質問は一問一答方式により行います。

始めに、請戸漁港についてお伺ひいたします。

震災前、請戸漁港には94隻の漁船がありました。一番多いときで170隻あったそうであります。現在は、津波を避けた船と新造船を合わせて23隻、真野川漁港にお世話になっております。請戸漁港の復旧も進んでまいりました。原発事故により本格操業にはかなりの年月を要すると思ひております。しかし、漁業関係者は、例え何年かかろうと、何十年かかろうと請戸漁港に水揚げをする日を望んでいます。そして、楽しみにしております。その理由は自分達の捕る

魚に自信と誇りがある。私はそう思っております。請戸の魚は、東京築地市場においても超一級品という折り紙が付けられております。美味しい魚になる恵まれた自然環境。そして昔から受け継がれている魚を大切に作る心、福島県最東端という海底を含む地理的条件もその一つかもしれません。一例を挙げますと、幻の魚と言われている私達はハタガレイと呼んでいます。これは地方によっていろんな呼び方があるようです。ホシガレイ。ほんとにカレイの背中が星のようにきれいに模様がついているということでホシガレイという別名もあるかなと思っております。そのハタガレイは1枚2.5kgの大きさで、約3万円の浜値が付きます。私も5年間、漁師をして3枚しか捕れませんでした。5年間で3枚捕ったというのは捕ったほうです。1年間請戸の船94隻、1年間捕っても2枚か3枚揚がる程度です。それだけ少ないということで幻の魚、ハタガレイという名前が付いたのかと思っております。身は絹のようにすべすべしております。普通のカレイ、それから普通の魚と違って本当に身だけを触ると絹のように手が滑るぐらいの身をしています。それが築地に行くと7万円になります。浜値で3万円のハタガレイが築地に行った瞬間に7万円を超すと、そして一流料亭で料理されてその一品が出されると20万円を超すとと言われるぐらいのカレイがハタガレイと言われるカレイであります。ですから請戸で捕る、または相馬で捕れるハタガレイはまず東京に行っても一般の方は食べれない。よほどの人でないと口に入れることができないというのが、私が言っているのではなくて、テレビでそう言っていました。ほぼ私も全国の魚を食べてきましたが、正しく請戸の魚は日本一だと思っております。

しかし、その請戸漁港を復旧するまでもなく要らないと言った心ない方がいるそうです。私は直接聞いてませんが、漁業関係者は直接その話を聞いたと、言われたということでかなり怒っております。

前置きが長くなりましたが、ある程度の地位にいた方がそういう請戸漁協不要説を発言した、そのことを踏まえた上で請戸漁港の必要性に対する町長の認識と、それから町復興のための位置付けをお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えします。

請戸漁港と市場を含む関係施設は、浪江町の一次産業を支える重要な施設であり、浪江町、請戸の漁業関係者にとっても必要不可欠な施設であります。本格操業までには、海産物の安全性を確認した

上で消費者へ届ける責任があるため、慎重な対応が求められておりまして、若干時間を要すると思いますが、そんな中でも、漁業の勘と経験が鈍らないよう試験操業に船を出す請戸の漁業者さんは、一日も早い請戸漁港と市場の完成を望んでおります。

ご存知の通り、請戸から水揚げされる水産物は、「常磐もの」と評価され、議員お質しのおり築地市場においても、その日の魚価を左右する最初の取引に出される魚として有名でありました。それは、活きの良い魚を傷つけずに水揚げする漁業者と、鮮度を落とすことなく築地市場へ届ける仲買人の並々ならぬ努力と技術の結晶であると思います。ブランドである請戸を、日本に誇れる高い水産技術を浪江町から無くすわけにはいきません。

町といたしましては、水産業を町の復興のシンボルとし、町を元気にしていく活力ある産業となるものと位置づけしております。

また、平成25年度から三カ年計画で漁業関係者と協働で進めております「浪江町の水産業デザイン実現化事業」も最終年度を迎え、請戸漁港のあり方等について提言書がまとめられることとなっております。提言書を基に漁業関係者と共に、今後も請戸漁港と市場の復興に向けて全力で取り組んでまいりますので、よろしくご理解をお願い申し上げます。

○議長（吉田数博君） 3番、鈴木君。

○3番（鈴木幸治君） 一漁業関係者として本当に身に余るご回答ありがとうございました。第三種漁港の請戸港、そして自然環境に恵まれた漁場、浪江町の財産だと思っております。そして今後の浪江町の復興に必ずやその役割を果たすものと思っております。

次に、津波による流失世帯への支援についてお伺いいたします。

自宅の有無による東京電力の賠償には極めて大きな差が生じています。新たな住宅取得に対しての国、県の支援はありましたが、町単独の支援を検討する考えがあるかどうかお伺いいたします。

○議長（吉田数博君） 津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それではお答えいたします。

現在、町では、津波被災者の住宅再建につきまして、防災集団移転促進事業による移転元宅地の買い取りや移転先住宅団地の整備を進めるとともに、国・県の制度を活用し、住宅ローン借入に対する利子補給や定額補助等を行っております。

しかしながら、現在の財政状況から、町単独での新たな支援につきましては様々な面から慎重に検討する必要があると考えるところでございます。

○議長（吉田数博君） 3番、鈴木君。

○3番（鈴木幸治君） ただいま課長の答弁のとおり、津波で流された世帯に対しても県それから町、多分のご支援をいただいております。ただ、やはりその当事者の方々は家があればなど、あったならという悔しい思いもしておりますので、東京電力の津波で流されたんだからしょうがないというのも当然だと思っています。町もそういう考えではないと思っております。私はこれ以上申しません。あとは町長の判断にお任せしたいと思っております。

次に、町長の給与について伺います。3期目も50%の削減するものと思いき、その真意を伺うつもりでした。しかし、議案第105号で、20%という改正案が提案されるようです。私の思いが少しは通じたのかと勝手に受け止めております。何よりも50%から20%にした町長の決断それを私は評価したいと思っております。給与を削減する真意とまではいかななくても、削減することに対しての町長の答弁があれば伺いたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ただ今は、身に余るお言葉をいただきまして、ありがとうございました。

これまで行財政改革の一環として冗費を無くすことを自ら戒めまして経費削減を行うため、給与月額100分の50を減額してまいりました。これは新たな任期となりましてもこの考え方は堅持して、減額を行ってまいりたいと考えております。

ただし、減額の率につきましては近隣の町村長の給与とのバランス、さらには町幹部職員の給与とアンバランスとなっていることを考慮して、それを解消するため100分の20としたいという考え方をもちております。

先ほど、議員からお質しございましたように、本定例会において内容の条例改正案について上程する予定でございますので、よろしくお願ひしたいと存じます。

○議長（吉田数博君） 3番、鈴木君。

○3番（鈴木幸治君） 私が町長の給与削減に反対する理由には大きくわけて2つあります。

1つ目は、給与削減を選挙の戦いにしてほしくないんです。浪江町だけではなくて、過去に選挙に勝つために、選挙に勝ちたいがために子供のはしかのようにあちこちで流行りました。有権者も当たり前のようには評価をした人も少なくないと思っております。そのことによって誤った選択が市町村もされたのではないかというような心配をしております。浪江町ではないことを明らかにしておきます。

2つ目は、削減することによって有能な人材が出てこなくなつて



しまうのではないかということをおは心配します。有権者は、削減することが当たり前だという認識になり、削減しない人を悪く評価してしまう、批判するのではないかと思われます。町長になったら減額しなければならない。そうしたら家族を養っていけない。このようなことは絶対やってはならないとおは思います。将来のことを鑑みた上で、馬場町長のときに正常に戻していただきたいと思っております。いつの時期かわかりませんが、この4年間の間に最後の4年間でも良いですから、元に戻すという考えに立っていただければと思ひます。このことについて、町長の考えがあればお伺ひいたします。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お答えいたします。今議員お質しのとおひ、やはり重要な点がお指摘されまました。そのことをよく肝に銘じてこれから4年間の中で考えさせていただきたいとおひのように考えて答弁に代えさせていたします。よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 3番、鈴木君。

○3番（鈴木幸治君） ぜひ、これから浪江町をしょって立って、そして浪江町の復興に命をかけてくる首長ですから、町長含めてきちんとした報酬をいたひいて、町民のためにおひ尽力いただければと思ひておひます。

最後になりましたが、今回の町長選、他候補をぶっちぎってのご当選、誠におめでとおひございます。馬場町長に期待する半面、もう馬場町長にすがりたいんだとおひ。馬場町長にすぎるしかないんだとおひ。票があのおひ票に現れたのかと思ひますので、これからの4年間是非浪江町民のためにおひ馬場町長よろしくお願ひしたいと思ひます。

これでおひの一般質問終わります。おひがとおひございまました。

○議長（吉田数博君） 以上で3番、鈴木幸治君の一般質問を終わります。

---

### ◇渡 邊 泰 彦 君

○議長（吉田数博君） 引き続き、一般質問を行います。

1番、渡邊泰彦君の質問を許可いたします。

1番、渡邊君。

[1番 渡邊泰彦君登壇]

○1番（渡邊泰彦君） 1番、渡邊です。議長より質問の許可がでまましたので、通告に従って一問一答方式で質問させていただきます。

まず、1番目がスマートコンパクトシティということについてご質問させていただきます。11月15日に開票が行われた町長選挙にお

いて、得票率66%、得票数が5786票獲得しまして3選を果たしました。本当におめでとうございませう。逆にこの票というの、非常に重い票になったのかなと思っております。

浪江町の中の町民の中に、やっぱり馬場町長に対して浪江の復興をよろしく頼むと、私達の生活を守ってください等々いろいろな声が票に含まれております。声なき声に町長はこれから4年間きっちり向き合っていく、そういう重い票なのかと私自身思っております。

復興期が10年と今政府では言われてきておりますが、前半の第一ステージの5年間はもうそろそろ終わります。後半の5年間は、第二ステージが始まるわけですが、町長が震災後、要するに原発事故から10年後、要するに復興期が終わった10年後の浪江町は、どんなような姿になっているのかなと、具体的に言えば浪江町の復興はどの辺まで復興しているのか、また町民はどのぐらい帰還しているのか。町長が今思い浮かぶ姿を教えてください。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えする前に、ただ今は貴重なるご祝意を賜りまして厚く御礼申し上げたいと存じます。重い重い得票をいただきましたので、これまで以上に全身全霊、精力を傾けてこの難局に立ち向かっていきたいと思っておりますので、よろしくご指導お願い申し上げたいと存じます。

さて、10年後の浪江町の状況はどうなんだということですが、浪江町の復興計画の第一次に示されておりますように、すべての町民それぞれ選択した生活の中で、震災以前と同様な幸せな生活を実現することができることを目指しております。そのためには、短期、中期の取り組みをさらに発展させて、しっかりとした姿でふるさとを再生させなければならないと考えております。

それは除染の推進による復興拠点の拡大であり、既存産業の再生であり、新たな産業の集積等によって雇用の確保の場所をつくること、医療福祉の充実、さらには高度な教育環境の実現など、震災前より暮らしやすく、若者が集まるような元気な浪江町を目指していきたいと思っております。これから原発事故から10年後の浪江町の絵姿の実現に向けて、不撓不屈の精神で頑張っていきたいと思っております。町民の皆さんと共にこの姿を実現できるように取り組んでまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） まさに町長おっしゃったとおりだと思います。やはり希望が持てないような町が10年後にあったのでは、我々も中々大変だと思います。是非、我々も一生懸命、力はそれほどないと

はと思いますが、協力しながらそういった町を目指していきたいと思っております。

町長の行政報告の中にも書いてあったのですが、これからの5年間で浪江町100年の大計を決定するような本当に大切な期間になるのかと私自身は思っております。私達の子供の世代、孫の世代に浪江町をしっかりと姿を見せながら残していくことが我々世代の役目というか、使命だと私はいつも思っているわけです。

そこで政府で今やっていますコンパクトシティについてお話をさせていただきたいのですが、現在、都市構造のリノベーションということを推進している国で、スマートかつコンパクトなまちづくりという戦略に沿って動いております。

やはり浪江町も震災後、帰還してからでも少子高齢化ということは人口減少ということは、どうしても我々の町だけが特別というわけではないので、当然起こり得る減少となっております。その中で町長にお尋ねしたいのですが、浪江をコンパクトにまとめて、そしてスマートなまちづくりをするという計画をそろそろきっちりと作成すべきだと思います。

前質問した議員の方にも何人かこの件に関しては質問していると思いますが、やはりみんな思っているとおりここは早急にやるべきだと。確かに時間がかかることではあるのですが、やはり時間かかるにしても、そのとっかかり、青写真これは早急に作るべきだと思うのですが、その辺お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

町のまちづくり計画には、避難指示解除準備区域を復興拠点といたしまして、帰還当初の人口を約5000人と想定しております。復興拠点を足掛かりにして、居住エリアを居住制限区域、帰還困難区域に広げていくということであります。

しかし、町への帰還の準備を進めながら、一方で今後の少子高齢社会と人口減少社会の到来を見据えれば、今議員お質しのよう、コンパクトなまちづくりという視点は必ず必要であると思っております。

さらに、私どもの浪江町が位置するところは、双葉郡北部の復興拠点を担うこととなりますので、双葉郡の産業の拠点として再生可能エネルギーをはじめとした新たな産業の拠点形成を目指す中で、特に新たなまちづくりの手法の一つとして、スマートコミュニティの実現に取り組んでまいります。

特に、現在構想が進められておりますイノベーション・コースト

構想、あるいは総合戦略など、国・県の戦略を見据えながら、帰町した町民が暮らしやすい、また若者が集まるようなまちづくりを進めていくということで、実現まで時間を要しますが、できるだけ早くその絵姿を示して、そして一つ一つ具現化をしていくという考え方で今後進めてまいりたいと考えてまいりますので、よろしく願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 今、29年3月に帰還するにしても、いろんなそういったものがあれば、いろんなことを町民考えてくれるのかと思っています。

特に、現在進行中の国道114号線の第2工区の拡幅、そして情報発信基地“道の駅なみえ”ですよね。それらのいろんな会議も重ねて具体化どんどんしてくるんだと思います。

もう一つは、現在除染作業が権現堂地区に入っておりまして、それで色々解体除染を含めてどんどん権現堂の姿が見えてくるはずなんです。例えば一つの案とすれば、今権現堂の中で解体を希望しているところは沢山あります。そういったものを地図上にきちっとデータ化して、なくなるものはもちろんなくなる。残るものは残る、そういったもののまず色分けをしていただいて、それによって都市計画をつくっていただく。そしてそれが最終的にはコンパクトで、なおかつスマートなシティの青写真を作っていくという形でまず示すのが良いのかと思っています。

今浪江町には、県から副町長がこちらにおいでになっております。企画をやっていたということを私聞いております。また、国からも役場に今来ていただいているので、そういった方のプロの方にまず浪江の現状を見ていただき、そういったデータも見ていただいて、果たして国が進める都市構造のリノベーションにあったものをつくっていただいて、それを青写真の叩き台とするような考えはいかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 町長。

○町長（馬場 有君） ご質問にお答えいたします。

中心市街地の家屋の震災被害は非常に大きいということで、議員ご指摘のようなデータ化も必要と考えております。昨年度までに、被災状況の基礎的調査は行っております。今年度実施した住民意向調査による町内の持ち家の調査も分析しながら、今後の市街地再生に向けた青写真を早急に作成してまいりたいと考えております。

また、中心市街地の本格的再生には議員お質しのよう、人的にも財政的にも相当なる負担が発生すると考えられますので、国に対

して、復興庁の適切な支援、そして都市計画の専門家の協力を依頼しているところであります。今後も復興庁、国土交通省及び県の土木部局をはじめとした、まちの再生に知見を有する関係機関の協力を得ながら、その取り組みを加速化してまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 本当に今、町長の説明大変分かり易くありがとうございます。私もそのとおりだと思います。

もう一つ、しつこいようですが、もう一点だけお願いしたいんですが、国で今推進しているものは例えば中心地の活性化だとか、あとは空洞化、昔よく言ったドーナツ化現象を解消するためのコンパクトシティの進め方なのですが、今回震災でこういう形になってしまったので中々国の言っている内容とは若干浪江町は状況が違うのかと思っています。やはり商店街の地区、居住地区、要するに教育施設の地区、介護地区、医療地区とか、いろんな地区を決めながら集中的に今やっていくということになるのかと思っています。

震災からもうすぐ5年経つわけですが、家の傷み方も我々が思っている以上に傷んでいます。新町通り、浪江町でいえば今拡幅しようとしている権現堂の114号線の通り、それと新町通り、警察署通り、駅前通りと通りが分けられていたわけなんです。その辺をきっちり拡幅をするのか。それとも駅を中心としたもので裾野を広げていくのか。それとも役場を中心とした道の駅構想と合体しながらあの辺から進めていくのかと、ある程度復興拠点と今呼ばれているところなのですが、そういったものもまずはっきりして、それから町の内容を決めていくようになっていくのかと思っています。そういうことで、お答えはらないのですが、是非具体的なもので写真を描いてもらって、我々も分かり易いようにしていただきたいと。今、浪江町、29年3月以降、事業を再開しようという業者が6社ほど共同で助成を受けようとしております。その方々も自分の今の工場とか商店を壊してそこに造ったら良いのか。それとも、もし浪江で都市計画があるのであれば、別なところに移動して造ったほうが良いのか。いろんな悩んでいるグループもあります。そんなことなものですから、是非復興に向けてこの辺きっちり早急にお願いいたします。これお答えはらないです。

続いて、二本松市の復興公営住宅についてお尋ねします。

前回も前々回も私課長には質問しているはずですが、復興公営住宅の整備計画の最新版を見ると、やはり根柄山団地が28年夏、7月から9月の入居、油井石倉地区団地の入居予定が28年10月から12月、

造成状況を私は絶対1週間に1回、多いところは毎日見ているところもあるのですが、県の計画で本当に入居大丈夫なのかどうかというのをまず一つ確認したいと思います。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えいたします。復興公営住宅整備状況の進捗の確認、県と定期的に行っているところであります。二本松整備分についても予定どおりの進捗ということで回答を得ているところです。根柄山団地については、12月に建築工事発注、石倉団地については12月中に建築業者を決定するというところでございます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 復興計画を見ると根柄山の造成が来年の2月頃まで完了と、油井石倉地区は来年の夏頃まで完了ということになっているのですが、建設する建築工事期間が両方とも非常に短いんです。たぶん造成を前倒しで終わらないと、この計画はまた近々になって入居が延びるという話になってくるのかと私は想定しているんです。私も素人ではないのでよく調べて今話しているつもりなのですが。それと、今一つ心配なのが根柄山地区は山林、油井石倉地区は農地ということで地盤が非常に脆弱なところなんです。マスコミ等でも取り上げていますが、杭基礎が相当本数が必要なはずなんです。特に根柄山というよりも石倉の場合は団地のビルなんで、この辺やはり町民に安心・安全な住居を確保するというのは町の役目だと思いますので、組織的なデータ改ざん等が今出ているので、その辺は是非県とお話し合いをしながら確認すべきかと思います。

もう一つは、最近鉄筋不足ということもまたここ何日か今騒がれて来てます。やはりあれだけのものを建てるとなると、どうしてもそういったものが緊急的に、そして突貫工事的にやってくると、非常に心配される部分でありますので、その杭基礎のデータ改ざんにはなるかと思うのですが、杭基礎の件、鉄筋不足の件なんかを確認してやれるのかどうかお答え願います。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） お答えいたします。安全性の確認でございますが、根柄山団地につきましては、木造の平屋または2階建ての建設計画ということで、基礎は直接基礎となっております。住宅の着工前に地耐力を調査し確認する。また調査の結果、地耐力が不足する場合は地盤改良の実施を検討するとしております。

石倉団地につきましては、集合住宅です。民間事業者が住宅を建設して、完成後に県が買い取る方式となっております。それで現在、

民間事業者の選定のための公募を実施中です。建物の構造、基礎形式については、選定される民間事業者からの提案となることから、工事途中での状況確認や完成時の買い取り検査を的確に実施することにより安全性を確認していくこととしております。

なお、ご指摘いただきました杭の組織的なデータ改ざんの関係で、県が発注する復興公営住宅においても杭工事で施工データの流用問題が発覚いたしました。支持層に達しており安全性は問題ないと回答を得ておりますが、引き続き県と情報交換を行いながら住宅の安心安全の確保について強く要請してまいります。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） その辺是非よろしくお願ひしたいと思ひます。ちょっと詳しい話になってくるのですが、根柄山団地、戸建てでペット、犬、猫、動物が可だということで非常に人気が高くて、倍率が3倍近くになったんです。落選したというか、落選という言葉あれかもしれませんが、それに漏れた町民が100人以上実はおりました、その方が油井石倉地区の団地に本当は入居申し込みしたいんですけども、ペットを飼っているので申し込みできないんだということで、かなりいろんなことを私もお話を聞いているわけです。油井石倉の団地の人気はどうなのかということなのですが、町も南相馬の復興住宅入居に関しては、大分苦勞している部分もあるのかと私もわかっているわけですが、たまたまいろんな仮設の方とか借上げの方の自治会でお話する機会があつて色々聞いてきたのですが、かなり人気が高かいです。あそこのすぐそばの安達運動公園の仮設住宅の中でも三桁くらいの方が申し込みしてくるのかと思ひています。あそこは両方で200なんです。多分、これ結果今募集かけるところなのであれなんです、これも倍率相当上がってくるのかなと私想定しているんです。結局何を言ひたいかという、実は油井石倉団地の建設予定地は4haぐらいなのですが、あそこの地区が大体8ha近く全部で田畑があるんです。そこのところが、復興公営住宅の団地が建つ手前側、要するに南側になるかと思ひのですが、大体6ha近い田畑があるのですが、これちょっと調べてみると、二本松の新しい都市計画というのが、安達グラウンド南側地区の計画ということで、新しい土地計画が改定となっているんです。それでここが住居地域に指定されておりました、私も今その書類、手元にあるのですが、都市開発の中でもここを住居に進めているという計画で、それが何故良いのか、悪いのかというのも色々書いてあつて、この場合には安達駅にも近い、周りに名前はあれですが、ドラッグストアとかホームセンターとかスーパーとか沢山歩いて行ける距

離にあるということで、非常に便利なところなんです。結局ペットがいるおかげで申し込めない方々に、ここに6haのところに一戸建てでペットが可能な復興住宅を県に要望するということがいかがでしようか。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 二本松市の根柄山団地の抽選に漏れ、ペットの飼育可能な住宅への入居を希望されている町民の方が多くいることから、町といたしましても、県に対して二本松市内のペット飼育可能な住宅を増やすことを要望してきたところです。その結果、ご指摘のような第4期での現在募集中の表地区の住宅がペット可となったところでございます。

また、新たな土地での復興公営住宅整備のご提案でございますが、県全体におきまして、住宅予定地の確保が終了していると聞いておりますので、県とも協議はしてまいります。新たな土地での整備は非常に難しいのではないかと考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 今、課長おっしゃったとおり、平成29年2月の入居予定で若宮地区と表地区に今復興公営住宅を建てるわけですが、これは若宮のほうがペット可になったということは私も知っております。ただ、よく南相馬地区の復興住宅の件からしても私は重々わかっているわけです。ただ、川内村の村長さんと色々お話する機会があって、そのときにいろんな復興住宅の件とか色々お話をさせていただいたときに、川内村人口が少ないからかもわかりませんが、個々のヒアリングでやっているんです。一人ひとりに職員が話を聞いてその希望をとってやっているんで、中々うまくいっているんです。老人ホームが川内村にできたのですが、それもやはり一人ひとりのヒアリングをやりながら、きちりとしたものをつくってからやっているんで非常にうまくいく。浪江は人口も多いのでそういうわけいかなければそれまでなのですが、もうちょっと最新版でもないのですが、若宮地区、表地区、油井石倉地区を希望する方を、きちりともうちょっと把握するような情報集めをやっていただきたいと思います。というのは、私も二本松に住んでいるので、その方々とよくお話する機会があるのですが、ペット持っている方、持っていない方、どこを希望していると色々聞くと、わりと具体的に自分で思っているところがあるんです。表地区に行きたい。若宮地区に行きたいという方ももちろんいますが、やはり油井石倉地区を希望している方が本当に沢山いるんです。私が行く所は、安達運動公園ももちろんそうなのですが、郭内、永田農村広場、塩沢



この辺の方もかなり希望している方がいるんです。その中にペットを飼っている方がいるんです。ただ申し込みはすると。でもペットを持っていたらだめなんではないですかと、それは交渉してみないといけないんだという形で、ペットいながらそこに申し込むという方も実はいるんです。

ですから、そういった方は飼っていたと言えればそれで済んでしまうのかもしれませんが、やはりその辺を町としても、もうちょっとしっかり調べていただいて、果たしてその数で二本松は大丈夫なのかと。そういったことも近々でやっていただいて、それから当然足りないとなればもちろん県に交渉するということになってくると思いますので、どうかそういったデータをもう一度取り直していただくことはできないのかどうかお答えください。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） ペットに関する課題については、県でも十分認識しておりまして、その辺の協議は継続して行っていきたいと思います。

一方で、現状の復興公営住宅の戸数につきましては、現在の募集状況を踏まえた中で一部の地域については、段階的な整備とすることが県から示されております。

避難先で新たに住居を取得する方や、現在の借上げ住宅及び仮設住宅から町内の復興住宅に希望する方も出てきているということもあり、現在、復興公営住宅の整備希望戸数は減少傾向となっている状況があります。

二本松市に整備する復興公営住宅については、現在、第4期募集で石倉団地と表団地が募集中でございます。今後は、第4期の追加募集で若宮団地の募集が予定されております。県に確認したところでは、そのような状況となっているところでございます。

今後、改めてアンケート調査などを実施してはどうかという質問ですが、復興公営住宅の入居意向については、先日実施した意向調査でも確認しているところですが、未回答の方とか判断できない方そういう方もいらっしゃいますので、県とも協議した上でまずは仮設にお住まいの方の意向の把握に努めてまいりたいと考えてございます。その上で、県に対しては当初予定していた住宅を確実に整備していくことを求めてまいりたいと思います。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） わかりました。復興住宅が募集している人数よりも多くなっている分には多分そんなに問題はないのかと。南相馬のように大体全員が入れるようなことになれば一番良いのですが、

どうもそうならないような気がしてならないので、私も色々調べてみますが、是非、町と協力させていただいて町民が漏れるようなことがない形で対処お願いできればと思います。お答えはいいです。

次に、3点目に町民サロンと交流館についてということで、ご質問させていただきます。これも私2回目の質問なのですが、原発事故から5年目に入っており、要するに町民の避難生活の形態が大きく変わってきている。仮設住宅の方もいる、もちろん。借上げ住宅もあります。これから復興公営住宅に入る方も出てきます。それと自前の住宅を造って自分の住宅に住む形になっている方もいる。避難の形態が様々になってきているんです。これによって、町民同士の絆とかコミュニティづくりがだんだん限界にきているのかなという認識があります。

なぜこういうことを申し上げるかと言いますと、民友新聞の特集記事の中にうちの桑折町の仮設の件と復興住宅の件とで私読まさせていただきました。それは本当かどうか確認はしていないのですが、ほかのところも自治会同士で中々うまく言っていないことが沢山あると思っています。それは何故かという、例えば新しく住宅再建した方が絆をつくるにしても、どこの自治会に入って良いのかわからない。例えば、二本松の自治会ですと借上げ住宅の自治会という名前で始まったわけですが、今は二本松市だけではなくて、川俣町、大玉村、そしてもちろん借上げ住宅の方々を中心として、一戸建てを建てた自前で住宅を再建した方も全部自治会に入れているんです。その中で今すごく集まりが良くなるというか、いろんなのに参加してくるメンバーを見るともう借上げ住宅だけではなくてくると。私にとってはすごく良いことなんだなと思っています。

昨日、日曜日にいわきの交流館の芋煮会に行ってきたときに、あそこは本当に自分達の住宅を再建した方もいるし、もちろんあそこは仮設住宅がないので、復興公営住宅の方もいる。借上げ住宅の方もいる。そういった形で100の方が交流会に参加して交流したというのは現場で二、三日前に見てきたんです。あれが本来の姿なのかと私思っています。バランスよく町民サロンをつくっていくことは必要なのかと感じておりまして、現在浪江町民が沢山集まっているところの中にいわき、福島、郡山、二本松、南相馬と5大地区があるのですが、現在いわきと福島と郡山に交流館を設置していますが、やはり町民が集中しているところであれば、二本松と南相馬には確実に設置していただきたいと思うのですが、その辺どう思いますか。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） ご質問にお答えします。ただ今ご指摘がありましたとおり、交流館につきましては、現在、福島、郡山、いわきの3市に設置しております。また、出張所につきましては、避難当初多くの仮設を設置しました、二本松は二本松事務所がございしますが、福島、本宮の二市、そして桑折町、さらには避難者数が増加しているいわき、南相馬の二市に設置したところがございます。支所等の配置につきましては、帰町の時期、さらには町民の避難状況を見ながら、配置機能については適切に対応したいと考えております。

先ほど、交流館のお話がございましたが、交流館につきましては、二本松につきましては、今こちらに事務所がございします。もし利用される場合であれば、この事務所も十分利用していただければと思っております。

さらに、南相馬市につきましては、今後復興住宅等ができた際には、当然集会所等もできてくると思います。さらには20分程度と申しますか、短距離に今本庁も開設してございます。いずれ南相馬市につきましては、本庁で対応することになるのかなと考えているところでございます。町としましては、一応現状を維持していきたいと考えているところであります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 実は全然納得していない答えで。

一方で、29年3月に向けて帰還をすると、これを目標に色々やっているんだと。確かに分かります。でもその時に全員帰るんですか。全員帰町するんですか、帰町しないほうが多いのではないですか。その方々を南相馬にいる方は浪江で交流しましょうという考え方はどうも納得できないんで。やはりバランスの良い交流館は必要なんですよ、絶対に。こういったことが後手後手になっているから、どんどん絆が薄くなってきているんです。

最初に言ったとおり、原発事故から5年に入って避難形態が変わっているんだと。自治会ではだめなの。自治会のための自治会ではだめ。町民のための自治会にしないと、例えば復興住宅のところに自治会があるからそこで良いだろう。そういう考えではなくて、二本松という地区に、郡山という地区に、福島という地区に浪江町民が避難していると、その方全員で絆をつくっていかないと益々絆が離れていくんですよという話なんですよ。それでもうちちょっと言いますと、各交流館の運営は自治会の方に運営してもらっていますよね。浪江町の自治会の利用の日にかとかそういったものがホームページに出ているのですが、例えば浪江町のいわきの交流館ですと、

日曜日と月曜日は休みですよと。時間も10時から4時まで決められています。あつまっぺ交流館、福島に関しても同じように10時から4時までで、休みがある。要は、私が言いたいのは、例えば二本松の場合どこかに集まりますかと。南相馬市の場合にどこかに集まりますか。ではそういう交流館があるんですか。どこに行けば良いんですか。どういうものを行っているのですかというのが、交流館がないところはできないんですよ。なおかつ、借上げ住宅の方がどうしているかというのと、町からもらっている予算で場所代を借りて、そこでお茶会を開いてそういった形なんですよ。仮設住宅の方はどうなるかと、仮設住宅は今きちっとした集会所があると。そこでやっているのと。そういったもので今までやってきていましたが、これだけ変わってきているので、一丸となって絆づくりをつかないと、どんどん絆が無くなってくるんですよ。ですから、やはり町はそこを先手を打って、きちりこう良いものをつくりますと。ここに皆さん集まってくださいよと。ここできちりした絆をつくりましようよと。その管理も町でやりましようよと。そのぐらいの先行したものがないと、やはり我々29年3月に私は帰りますよもちろん。帰りますが、帰れない方もいるわけなんですよ。そういった方のためには、浪江の絆を残すためには、どういう方法が良いか多分悩んでいるはずなんですよ。その一つの手段としてこれはどうですか、という提案なんですよ、いかがですか、課長。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 先ほど申し上げたとおりの内容を踏まえまして、今ご提案をいただいているところですが、一つの方法としては、人員配置の部分については、これは厳しいというのが現実でございます。これまでもいわき、さらには福島、そして郡山、場所を町で、地域の方々と避難先の方々と、郡山であれば郡山の方々と相談しまして場所を見つけていただいて、そちらの地代と言いますか、その建物の借り上げ料等については町で負担して確保しております。中の備品等についても当然用意させていただいております。

その中で、お願いする形で大変申し訳ないのですが、例えば二本松でこういう場所があると、こういう所で交流したいということであれば、それはこれまでもご相談があったかと思うのですが、その場所の確保については当然町で否定するものではないと考えております。

例えば、今かなりの額で実際借りております。現状そういう場所を相談していただいて、当然町と、二本松であれば二本松の地域の避難されている方々にご相談の上、そういう場所の確保というのは

あると考えております。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） やっと本当の答えが返ってきたかと思っています。実は、こういうものをまず作って、その三つの地区を今やっているんで、そこで今一番何を悩んでいるかと。管理の問題なんです課長、一番悩んでいるのは。自治会長が大変なんですよ。そういったことで自治会長、今二本松に例えば町民サロンをつくる。南相馬に町民サロンをつくるということで動きは出るとは思うのですが、その中でもう一つは管理の問題です。管理の問題というのは自治会長にお任せするというのは中々酷なことがあるのかなと。ましてや、本人も例えば仕事をしていない方がいれば一番良いですが、仕事をしている方が管理してたりということもどうもあるようなので、その辺も今後色々相談させていただきながら、もし作る、どうせあるのであれば皆さんが使いやすい形。あるところは、ある町では出張所の中にサロンみたいなのを作っているところも何町かあるみたいなのでその辺も参考にしながら、例えば支援員と管理も含めて出張所におくとか。そんなような形も考えられるのかなと思っています。

ぜひ、後ろ向きにならないで、前向きな検討をお願いしたいと思います。いかがでしょうか。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 検討しますという答えばかりでは大変申し訳ないんで。ただ、町としましては今まで3市に交流館を設置させていただきましたと言いますか、避難されている方々のご要望によりまして場所を確保させていただきました。管理をお願いしたところでございます。先ほど申し上げたとおり、中々その人員の配置というのは難しいと考えております。その他の機能であるとか、そういう部分の配置については十分協議をさせていただきたいと思っておりますが、これまでどおり、できれば地域の皆様のご支援と言いますかご協力をいただいで、管理運営につきましては従前どおりお願いしたいと考えてございます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 1番、渡邊君。

○1番（渡邊泰彦君） 納得のいく答えが出ましたのでこれで終わります。ありがとうございました。

○議長（吉田数博君） 以上で1番、渡邊泰彦君の一般質問を終わります。

---

○議長（吉田数博君） ここで2時45分まで休憩をいたします。

(午後 2時33分)

---

○議長(吉田数博君) 再開いたします。

(午後 2時45分)

---

◇馬場 績君

○議長(吉田数博君) 15番、馬場績君の質問を許可いたします。

15番、馬場君。

[15番 馬場 績君登壇]

○15番(馬場 績君) 日本共産党の馬場績です。馬場町長の当選を町民とともに歓迎するものであります。

さて質問の第一は、消費税増税と減税、税の在り方の問題です。一言で言えば、国民には増税、大企業には減税という問題です。全国商工団体連合会の調査によれば、消費税が導入された1989年から2015年まで(2015年分は推計)の消費税収入は304兆円、この間の法人3税(法人税、法人住民税、法人事業税)の減税額は驚くなかれ税収の86.5%、263兆円もの減税が行われたということです。紐付きではないけれども、数で言えばそういう関係になっている。しかも、資本金1億円以下の中小法人の約7割は赤字経営ですから、減税の殆んどは大企業であり、消費税増税とアベノミクスのもと、格差と貧困は広がるばかりというのが実態であります。

今、自民・公明両党は2017年4月から10%への消費税再増税に向けて一部食料品の軽減税率を実施するとしております。この軽減税率の本質は10%増税の地ならしであり、マイナンバーの利用を促し、給付金を配るなど一連の巧妙な悪税隠しの心理作戦であると言わざるを得ません。11月10日付け朝日新聞の世論調査でも10%引き上げ『反対』が60%、賛成は31%でした。消費税は、低所得者に重い負担となることは、よく知られた税制であります。

消費税は社会保障の財源と言いながら、結果、医療・介護・年金は抑制と削減、アベノミクスは「株価第一」、従って生活の分野のみならず経済基盤を危ういものに行っていることは明らかであります。今やるべきことは内部留保にしっかり課税すること、株証券取引課税や所得税累進課税強化など不公平税制を見直し、消費税に頼らない財政と経済再建の道こそ求めるべきであります。原発事故は国策の誤りであり、被災者・避難者の再建の障害となる消費税をやめ、貧困と格差是正の政策に転換すべきであります。税の在り方と経済対策、使い道の根本についてどう考えるのか、まず町長に答弁を求めます。

ご承知のとおり安倍政権は「新三本の矢」を打ち出しました。何の裏付けもなく「GDP 600兆円」、「出生率1.8%」、「介護離職ゼロ」は全く現実を見ればわかる通り絵空事でしかありません。政府統計でも明らかな通り、アベノミクスと消費税8%増税でGDPは今年に入って2期連続のマイナスです。ブラック企業とか、ブラックバイトとかの言葉に象徴される非正規雇用の増加、介護・医療の改悪など暮らしの不安が社会全体に広がっております。アベノミクスは破綻したということでもあります。

一方、大企業の経常利益は過去最高です。最近財務省が発表した法人企業統計によれば資本金10億円以上の大企業の内部留保資金は301.6兆円、安倍政権下で急増していることが明らかになりました。経団連はさらに法人税減税を求め、安倍政権は今度法人3税の実効税率32.11%から29%台まで引き下げ、更に引き下げる。しかもその財源は赤字でも課税される外形標準課税強化の方針まで決めました。国民と中小企業はどちらに転んでも増税であります。

実体経済は「底抜け」経済の悪循環をどう断ち切り、安定経済の軌道に乗せるのか。アベノミクスの転換以外にないと私は思うのであります。日本の歴史上経験したことの無い原発事故による全町避難のまっただ中にある浪江町。町民の命と暮らし、福祉の向上を図るという立場にある町長の立場から見て、経済の悪循環の現状をどう受け止め社会にどう発信していくのか、ご所見をお聞かせください。

(3) 集中復興期間の延長と財源措置の問題であります。

私はなぜ財政・経済の在り方の根本を問うたのか。それは被災地の復興・再生、あらゆる可能性を生かした事業再開、被災者の暮らしの再建が可能な賠償継続、医療と介護・福祉、教育などの条件整備など山ほどある課題に、避けて通れない今後の重大課題が山積しているからであります。それはまた被災者と福島県民に寄り添うという政治姿勢がなければ、官僚的な対応になり、あらゆる面で福島切り捨てという方向に、被災者切り捨てという方向に進んでしまうからであります。空前絶後の被害と犠牲が目の前にあるのに、集中復興期間を5年で区切り、復興財源に制約を加え、不完全な除染のまま避難解除と賠償打ち切りを国・東電が一方的に持ち込む今のやり方は明らかに不適切であると言わざるを得ません。福島原発事故は収束していないのに、次々原発再稼働を強行する暴走政治と一体の問題とみるべきでありましょう。

国の許容範囲に拘束されない「集中復興期間」の延長と浪江町の再生・再建・新生に、新しい浪江町作りに必要な財源措置をオール

福島で国に求め、オール浪江で国に求めることは、被災自治体と被災者に憲法と地方自治が生かされる政治・行政を求めるからであります。中央集権でなく地方分権の立場で、町長は何をどう求めていくのか。議会に町民にお示しいただきたいと思っております。

6月12日、政府は福島復興加速化指針を改定し、「帰還を強制するものではない」としつつ、避難指示解除の三要件を示し、続けて「各市町村の復興計画等も踏まえて遅くとも事故から6年後（平成29年3月）までに避難指示を解除し、除染の十分な実施はもとよりインフラや生活に密着したサービスの復旧などの加速に取り組む。」との方針を明らかにしました。そこでここにいう三要件について改めて質問いたします。

一つは「年間空間線量20mSv以下になることが確実であること」について、国・東電は「20mSv以下は原発被害とみなさない」、20mSv以下は安全であるということを押し付けることに他ならない、ということであります。要するに「20mSv以下」は安全であり、解除の基準であり、被害＝賠償の基準であるという枠組みではないのかという事です。私達が求めてきたのは毎時0.23 $\mu$ Sv、年間1 mSv以下であり、避難解除三要件にある「20mSv以下安全論」は断じて容認できないことを明確にすべきであります。町長に明確な答弁を求めます。

二つは、三要件の③にある「市町村、住民との十分な協議」とは「市町村、住民との合意」という意味なのかどうか。町は今後、あるいはこれまでもそうかもしれませんが、国と避難解除の協議の場が度々あると思っております。「合意がなければ認められない」、協議は当然応ずるけれども、合意がなければ認められないという対応されるのかお答えをいただきたい。これは三要件の②にある「日常生活に必須なインフラや医療・介護・郵便などが復旧すること」、とりわけ『子供の生活環境を中心とする十分な除染作業が進捗すること』を担保するものであり、檜葉町で起きたような一方的解除でないことの担保であると思っておりますが、町はどう対応されるのかお答えください。

それと、平成25年3月の浪江町と政府の間で確認した付帯事項4項目の実行措置と合わせて、今後どう対応するのかお答えください。

次は、(2) 除染に関する安全管理の問題であります。

除染の状況については、11月18日の全員協議会で現在「工事その4」において実施中との報告がありました。提出された環境省の資料によれば、除染が終了した酒田など3行政区の宅地の低減率は59%、除染後の平均値は0.88 $\mu$ Sv/h。毎時4.0 $\mu$ Sv以上という高い地点



もまたあります。あの環境省資料の棒グラフ一覧表から、それが10カ所程度あることが私は読み取れます。

そこで、除染の安全管理にかかわる問題で質問いたします。

①除染作業と除染後の線量調査、除染後の線量戻りを放置させないために、除染のガイドラインを作り、国に対して明確に対応させるべきではないか。お答えください。

②町で購入したガンマカメラはどのように活用しているのかお答えください。

③除染完了地区のモニタリングポストの設置は今何カ所で、私は極めて足りない。後で話します。大幅な増設を進めるべきであります。どうされるのかお答えください。

④飯舘村で除染袋の劣化と耐久性について問題になりました。浪江町で使用している除染袋について国に安全確認したのかどうかお答えください。除染の安全管理について、除染検証委員会あるいは先ほども議論になりましたけれども、有識者検証委員会という問題もありますけれども、その環境をどう成立するかという問題もありますけれども、いずれにせよ第三者による調査と安全チェックをすべきではないか。どう対応されるのかお答えください。

(3) 帰還困難区域の除染の問題です。

閣議決定では「放射線量の見通し、住民の帰還意向、将来の産業ビジョンや復興の絵姿を踏まえ、検討を進めていく」と極めて味気の無い政府の方向が示されております。単刀直入に町長にお尋ねいたします。

①国、県、町は、帰還困難区域の線量の見通し、除染計画、復興計画はあるのかどうか。無いとすればいつまで作成するのか。

②また帰還困難区域に関する閣議決定のあの「取扱い」の後段には「復興のインフラ整備・生活環境という公共事業的観点から地域再生に向けたものとして実施する」とあります。「公共事業的観点からの地域再生」とは何を、どう実施するのか。その計画をお示しください。

③放射性物質汚染は線量の高い低いだけで論じられるものではありません。しかし、ふるさと消滅に直面しているのが帰還困難区域であることはお分かり頂けるでしょう。現在、帰還困難区域で行われているのは、三瓶議員とともに求めた、あの防火帯整備事業であります。現在、国、県、町道の防火帯整備事業が昨年引き続き行われております。昨年実績は2.9億円の草刈り事業でありました。しかし、私はこれまで住宅周辺は勿論、荒れ放題の田畑は目を覆うばかりに荒れ果てております。故里があまりにも残酷であります。

「せめて草刈りを」とこれまでも国、東電に求め、この場で町に対しても議会でも、様々な角度からそれを求めてきました。しかし、未だに手は付けられておりません。そこで言う「公共事業的観点から」、農地、住居周辺の除草を強く求めたいと思います。どう対応されるかお答えください。

④さらに町は森林除染や森林管理について国に何を求めているのか。また国の方針はどうなっているのか、明解な答弁を求めます。

福島原発被害賠償についてであります。

(1) 営業損害賠償の合意書の問題であります。

6月の閣議決定を受けて、東電は営業損害について「2017年3月以降、将来損害として直近1年間の逸失利益の2倍、200%と言っていますけれども、2倍相当額を一括して賠償する」という考えです。このことが事業者との間で重大な問題になっていることはご存じのとおりであります。何が問題なのか。

一つは、東電が示したあの「合意書」には『将来分』を含むという文言が含まれ、将来損害について和解合意するとともに、そういう中身になっております。東電に都合の良い合意書になっていることについて、町はどのように判断をし、どう対応されるのか。

二つは、今年3月以降を対象とした従来方式の損害請求する場合、これまでは受け付けていたわけですが、将来分の問題等も重なって、過去分の請求は、東電は受け付けない、としております。

これは避難先での様々な環境と様々な事情から事業再開の見通しがないことは度々ここでも議論されました。明らかにされました。被害が継続しているのに賠償を終結させるなどと言うことは断じて認めるわけにはまいりません。加害者である東電が「事故との相当因果関係」を自ら排除するものであり、中間指針に照らしてもこれは合理性がありません。「将来分の合意書」の見直しを求めるべきであります。被害の実態を無視した合意書に対する町の見解を示していただきたいと思えます。

(2) 農林水産業の賠償継続の問題です。

平成25年12月26日「中間指針第四次追補」が示されました。その基本的な考え方には「農林漁業を含む事業の再開や転業のための支援、医療、福祉サービスの充実など、政府等による復興対策が着実に実施されることを求める。」とあります。

私は津島で稲作と繁殖和牛、そして私の5反歩の畑に共同で梅の栽培をしておりました。仮に避難先で同じ事業再開を目指しても、東電賠償では絶対的に不可能でありましょう。中間指針から2年が過ぎました。

①再開の農林漁業の再開の現状と、再開が進まない問題は何か。今後、これまでの問題点をどう生かすのかお答えいただきたい。

②国・東電は包括請求後（平成28年12月後）、農林業の賠償方針を示しておりません。原発避難という特別に困難な問題が重なり、多くの農業者は将来的な見通しが立たない状況に置かれていることは今話したとおりであります。町の賠償継続に対する取り組みと国・東電の対応についてお答えいただきたいと思います。

次は、（3）ADR集団申立てについてであります。

報道によれば、町長は原子力損害賠償紛争審査会の能見会長と会談されたとのこと。行政報告でもありました。

①ADR和解案について前進的な打開の見通しが協議されたのか。それともこれまでの延長戦でしかないのか、お答えください。

考えてみれば、振り返ってみれば、浪江町が和解案に同意したのが昨年5月、その後、様々な取り組みがなされてきました。結果、東電は未だに和解案を棚上げしたままであります。行政報告では、今後、町民説明会を開催する方針が示されました。私は今度の一般質問で、これがそうですけれども、説明会を開くべきだという通告をしておきました。開催されることは結構なことです。そして、その説明会には、国、東電と、仲介委員も同席させ、不誠実な東電に対する町民の声を良く聞かせること。国にも、東電に対し、強く指導させること、改めて期限を切ってADR申立てに対する東電の回答を求め、解決の見通しがないと判断されれば、次の段階に組み込む必要があるのではないかと考え、私が考える次の段階とは、和解案を土台に希望する町民が提訴することも選択の一つではないかと考え、町はそれを支援する意思がおありかどうかお答えください。

②ADRの問題で、町は現状を引きずるのではなく説明会を有意義なものにする必要があると思います。説明会の開催については年内あるいは年明け、県内7カ所という答弁もありましたけれども、県外でも開催する計画があるかお答えいただきたい。

四、長期化する避難と生活支援の問題です。

（1）健康白書の調査結果と町の対応の問題です。

全町避難から4年9カ月、浪江町の原発災害関連死は、今朝町長376と言いましたけれども新聞報道では何回も377名と報道されております。また被災3県の中で震災関連自殺は福島県が72名、今年1～7月まで11名です。昨年の15名など被災3県の中でも際立っております。国策による被害と犠牲はあまりにも大きすぎることを実感させられる数字でもあります。町は一年前に健康保険課が編集、発行した健康白書、私は極めて貴重な資料だと思っております。避難

町民の健康状態と町の取り組みについて、あの健康白書を生かして、また、あそこにある国や県に対する施策要望について、継続して取り組みを続けるべきだと思います。お答えください。

なお、あの健康白書には、病状変化の総論として「慢性疾患の急増、高血圧症や糖尿病など生活習慣病の悪化と新たな発症、新生物（癌）と精神、行動障害疾患の増加が際立ってきている」と、診療所の関根医師は見解を述べております。それを裏付けるように「ふくしま心のケアセンター」が発表した被災者相談件数は平成24年～26年で延べ2万人。身体症状に関する相談は年々増加しており、家族や精神的不安など避難の長期化と身体的、精神的不調の増加が比例していることがあの報告でもわかります。

①現状を踏まえた町の具体的な取り組みを、こうした障害が多発している現状にかえりみて町はどのような取り組みを進めるのか、お答えください。津島仮設診療所が二本松市石倉地区に、また29年3月開所予定で浪江診療所建設計画が進められております。しかし福島県は、医師を含めた医療・介護の人材不足が特に深刻であることはご存じのとおりです。医師確保は机上論では決して進まないことは、これまで我々が何度も経験してきた問題であります。医師確保をどうするのか。今までもやっているのかもしれませんが、具体的な報告はありません。

そこで②津島診療所常勤医師二名と、あるいは関係機関とどのような人材確保を進めていくのか。十分な協議をすることが求められ、更に必要な医療体制拡充をどう進めるのかについてもお答えください。

(2) 仮設、復興住宅などの自治会の問題です。様々な問題が起きていることもご承知のとおりであります。高齢者や認知症、心の問題、生活不安定者に対する相談など新たな困難を抱えていることもご承知の通りです。それらの問題解消に当たって、仮設自治会・復興住宅団地自治会と協力は必要かもしれませんが、それらの問題で必要以上に負担を強いることがないようにすべきではないでしょうか。自治会長から深刻な相談を受けているのが実態であります。生活支援員を人員配置の増は難しいと言う答弁も先ほどありましたけれども、生活支援員を増員配置すること。これがどこにいても浪江町民、町民の生活再建を支援する町の基本理念の具体的な中身だと思います。直接的に町や県がもっと責任ある対応をすべきではないかと思います。どのように改善されるかお答えください。

(3) 仮設住環境整備についてであります。

5度目の冬を迎え、今なお仮設住宅に1800戸、3300人が生活して

おります。県はこのほど「不具合の調査結果」を発表しました。カビやシロアリ、建物の腐食などの不具合は、『不具合』等ではなく劣化・老朽化そのものがあります。これまで何度も総点検を求め、住環境改善を求めてきました。今回明らかにされた県内647カ所の内、浪江町管理の仮設住宅で修改善を必要とした具体的な実態についてお答えください。

カビで発病するなど、四畳半の空間で生活を余儀なくされている避難者の健康と安全、生存権の立場から町独自で建物、ガス、エアコンなどの備品、生活環境の一斉点検を改めて実施し、住環境改善、そして相談窓口の設置を求めたいと思います。お答えください。

マイナンバーの施行凍結・中止についてであります。

10月5日にスタートしたマイナンバー制度は、国民すべてに政府が12ケタの番号をつけ管理するというものであります。11月30日午後6時半頃、私のところにも通知カードが配達されました。全国で多発する不審電話やマイナンバー詐欺、配達間違いや市町村がマイナンバーを住民票に記載するなど、厳重管理されるべき個人情報漏れるなど制度の根本的欠陥が既に明らかになっております。更に重大なのは、大震災や原発事故で住所変更した人、家庭内暴力から逃れている人、高齢者施設に入所している人など通知カードが届かないという問題も起きております。一方、職場で個人番号提示が求められ、性同一性障害の人からは知られたくない情報が知られてしまう不安、視覚障害の人が誰かに見てもらうしかないなど、国民のそれぞれの立場を無視した国民総背番号制度は「国民の利便性」等全く関係ありません。マイナンバーに群がる富士通、日立、NECやNTT、一方ではセキュリティーも万全でないまま来年1月に本格始動するマイナンバー制度は、個人情報漏えいの危険性があり、「憲法が保障するプライバシー権利を侵害する」ものであります。

制度上の欠陥を町民に周知すること。その際、個人番号カード取得は強制ではないこと。取得せずとも不利益はないこと、確定申告に番号記載がなくとも受理され、何ら不利益がないことも同時に町民に知らせるべきだと思っております。どう対応されるかお答えください。

二つ目には、国民に不利益をもたらすものであり政府に凍結、中止を求めるか、お答えください。

国道114号の維持管理について。

私が確認しただけでも山木屋地区、下津島阿掛、赤宇木椶平の路肩崩落、尺石の土砂流出など緊急に道路復旧工事が必要であります。県と町は危険性を認識した上で早急な対応を求められていると思いますが、どうされるのかお答えください。

最後に、戦争法廃止の問題であります。

町長は町の戦没者追悼式で「先の戦争の悲惨さを風化させないこと、同じ苦しみの歴史を繰り返さないこと、未来ある子供達を守り平和の意思を次世代に継承していくこと、このことは町民は勿論国民全体が同じ決意であってほしい」と語られました。同感であります。その立場から戦争法廃止を国に求めるか、お尋ねいたします。

最後に戦争でテロはなくせないことは現代歴史の教訓であります。報復でテロは解決しないことは歴史の教訓であります。平和憲法の立場で国際社会に発信することについて町長の見解を求め、第一回目の質問を終わるものであります。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 先ず、消費税と暮らし、アベノミクスについてのご質問にお答えいたします、

消費税の10%への増税は、景気の如何に関わりなく来年4月に実施される予定で、現在は負担緩和策について様々な案が検討されている状況であると認識しております。しかしながら、景気の回復については、地方経済、特に我々被災地には残念ながらそれらを実感することができておりません。ある説によりますと、消費税10%にした場合、現在の借金依存度のいわゆる財政再建になるのには10%を40年間続けていかなければならないという説があるようです。従って消費税10%よりは、まず景気の回復が必要ではないかと考えております。したがって、この10%の消費税の増税については全くアベノミクスの経済成長には繋がらないという認識を私は持っております。もっと私どもの被災地の復興に水を差すようなことにならないよう、十分配慮して頂きたいということをお願いいたします。

経済の現状と新「3本の矢」を問うということについてのご質問にお答えいたします。

安倍政権の新たな政策として打ち出された「新三本の矢」については「強い経済」として2020年にはGDPを600兆円、そして「子育て支援」として同じく2020年までに出生率を1.8、「社会保障」については介護のための離職をゼロとする、それぞれの目標が示されました。しかしながら、これらを可能とするためには先に放たれました旧三本の矢が示した施策が順調に進んでいなければならないと思っております。その中で、古い三本の矢で成長戦略が果たして成功しているかどうか。これは甚だ疑問に思っております。特に規制緩和は進まず、先ほど申し上げました財政の健全化策もほとんど手が付けられていない状況でありますので、利害調整が難しい施策

は後回しとなって金融緩和だけ先行している状況であると認識しております。この金融政策においてはデフレから脱却とすることでインフレを2%押し上げていきたいというような政策が第一の矢であったわけです。それが物価が2%上がっても賃金が上がらなければ何にもならないということだと思います。賃金が上がってインフレ率を吸収するわけですから、賃金が上がらないような金融緩和だけでは中々目論み通りの経済成長ができないということで、私は一部限られた範囲での景気回復であったと認識しております。そういう形の中でやっぱり国民に負担を強いるような政策が実施されれば、景気回復どころか景気後退に繋がっていくと危惧しております。

帰還困難区域の国、県、町の方針と計画はどうなんだということでの質問でありますけれども、これが①から④まで質問がございました。私からは概括的に答弁いたします。

13番議員のご質問にもお答えしたとおりであります。復興まちづくり計画におきまして、長期的な目標として町全体の再生・復興を掲げております。帰還困難区域につきましては、その前提となる除染計画の策定を国に求めてきたところでありますけれども、これまで国からは明確な回答を得られておりません。今後とも帰還困難区域全体の除染について、国に求めてまいりたいと思います。

また、帰還困難区域の再生については、現在、帰還困難区域の区長の皆様と意見交換を行い、様々な意見をいただいているところであり、こうした取り組みを通じて地域再生の方向性について検討してまいりたいと思います。

次に、帰還困難区域内の農地、住居、森林等の除染についてであります。区域全体の地域としての除染自体をしっかりと求めていくことが重要であると思います。その計画の中で除草について対応いただけるよう求めてまいります。帰還困難区域については、オールなみえとしてふるさと再生をすることが、町の復興にとって極めて重要なことであり、当該区域のあり方を町から国に対し積極的に訴えていきたいと考えております。

次に、賠償継続に対する町の方針と国、東電の対応のADR集団申立てについてでありますけれども、これは大変失礼ですが8月の能見会長との会談のことなのか。今回の12月のことですね。12月4日に賠償紛争審査会の能見会長他委員の方が浪江町本庁を訪れて審査会が現地調査したのは2年前でした。その2年後にどのように変わったのか。そしてどういう課題があるのかという目的で今回視察をして頂きました。

その中で、ADRの前進的打開の見通しはあったのかというご質

問でありますけれども、この件についてはお話がございませんでした。今後、今月17日にセンターと町、東京電力による進行協議が開催される見込みでありますので、これを前進的打開につながることを強く進行協議では期待しております。

能見会長との話の中ではこの件については話が出ませんでした。

さらには、住民説明会の開催はあるのかということも、やはり先ほど13番議員にお話ししたとおり、年末年始にかけて県内外7会場において開催をいたします。これまでの取り組みの経緯を説明させていただきながら、町民の皆様からご意見を頂戴して、今後の取り組み方針を浪江町支援弁護団と検討していきたいと思っております。

それから飛びまして、7の戦争法の廃止についてのご質問にお答えいたします。以前の一般質問でもお答えしている通り、安保関連法の問題については、立法の根底にある憲法解釈を変更したという点で非常に大きな問題があると認識しておりまして、8割の国民が説明不足であると感じているとの調査結果が出ております。そのとおり明確な説明がなされずに成立を強行したという印象は否めません。最近の報道等では、安保関連法に否定的な言葉を耳にする機会が増えており、国民が安保関連法に対して大きな関心と危機感を持っているということであると感じております。政府はこのことを改めて認識すべきであると考えております。

(2) 戦争でテロはなくせないと言うことのご質問にお答えいたします。フランスをはじめ世界の至る所で発生しておりますテロ行為は、多数の一般人を巻き込む無差別殺人であり、その卑劣な行為に対して大きな憤りを感じております。卑劣なテロには毅然として立ち向かうべきであると思っておりますが、武力によっては何も解決しないとの認識は、議員と同じくするところであります。

我が国には誇るべき平和憲法がございます。平和憲法の精神と平和への希求を次世代へ継承していくことは、日本のあるべき姿であると考えておりますし、私の願いでもあります。

このような私の考えについて、議員が先ほどご質問の中でおっしゃられたとおり、浪江町戦没者追悼式で述べさせていただきました。今後も様々な機会を捉えて平和に対する私の考えを内外に発信していきたいと思っておりますので、よろしくご理解をいただきたいと存じます。

なお、その他の質問に対しては担当課長に説明させますのでよろしく願いいたします。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。



**○復興推進課長（山本邦一君）** それでは大きい1番、消費税増税と暮らし、アベノミクスについての（3）集中復興期の延長と財源措置について国・県に求めたものは何かにお答えいたします。

浪江町をはじめとする原子力災害の被災地については、これから本格的な復興期を迎えることとなります。そのため、平成28年度以降の復興・創生期間においても、十分かつ柔軟な財源の確保、継続的・安定的な人材の確保を国や県に求めきたところでございます。その結果、復興の基幹事業や原発由来の事業については、引き続き自治体の負担は生じないことと整理されたところでございますが、今後更に原子力災害に見舞われた当地域の特殊性を訴えながら、復興に向けた長期的安定的な財源確保を求めると共に、震災前の姿を取り戻すための取り組みを加速してまいります。

続きまして、大きい2番目、避難指示解除と除染の基本問題についての（1）避難指示解除三要件についての①年間積算線量20mSv以下の安全論についてどう考え、どう対処するかについてご質問にお答えいたします。

放射線量に対する考え方につきましては人によって異なるものと思っております。町として、あくまで追加被ばく線量1mSv未満を求め、震災前の浪江町を取り戻すための環境回復を求めてまいります。

一方で、復興のため、いち早く町に戻りたいという人のための環境整備も必要と考えており、除染の適切な実施はもちろん、的確な情報提供、相談体制の整備など、戻った人が安心して生活できる環境づくりを進めてまいります。

続きまして②「県、市町村、住民との十分な協議」と合意についてどう考え、どう対応するのかというご質問にお答えいたします。

避難指示解除に際しては、国が一方的に決定すべきものではないと考えております。議員ご指摘のあった平成25年3月の原子力災害現地対策本部長通知及び平成27年6月の閣議決定で示されているとおり「県、市町村、住民との十分な協議」が要件となっておりますので、議員ご認識のとおりと考えております。特に、学校や通学路等における除染作業を徹底し、子供の生活環境における十分な放射線量の低減を図ることは必須と考えているところでございます。町といたしましても、避難指示解除に関する有識者検証委員会の報告を踏まえつつ、懇談会を開催して町民の皆様のお考えを十分に把握し、避難指示解除による課題への対応などを国に求めてまいります。

**○議長（吉田数博君）** ふるさと再生課長。

**○ふるさと再生課長（鈴木政己君）** 除染に関する安全管理、①除染作

業と除染後の線量調査、除染後の線量戻りはどのように検証し、不完全な除染が確認された場合はどのように対応されるのかのご質問にお答えします。

現在、除染が完了しました酒田地区につきましては、事後モニタリングを11月末より実施しております。フォローアップ除染につきましては、事後モニタリングの結果で、除染効果が維持されていない箇所が確認された場合には、個別にフォローアップ除染を実施することとなっているところでございます。実施時期につきましては、環境省から現段階で提示されておりましたが、事後モニタリング終了後、必要がある箇所が出た場合は、フォローアップ除染をするよう環境省に対しまして要望してまいりたいと考えているところでございます。

次に、②町で購入したガンマカメラはどのように活用しているのかのご質問にお答えします。ガンマカメラの撮影開始時期についてでございますが、11月24日に納品されましたことから、12月～1月中旬は公共施設を対象に試験撮影を実施し、その後、除染が終了し環境省より除染データが引渡しされております、酒田地区より実施に入るよう計画しているところでございます。

除染完了地区のモニタリングポストの増設を計画されているのかのご質問にお答えします。環境省が管理しております仮置場につきましてはモニタリングポストの設置はございませんが、週に1回空間線量の測定を行っており、この結果につきましては、浪江町ホームページでも毎月結果を公表している他、仮置場周辺の掲示板にて掲載をしているところでございます。

④飯舘村で表面化した除染袋の劣化と耐久性について、町で使用している除染袋について、国に安全確認をしたのか。第三者による調査と安全チェックをすべきではないかのご質問にお答えします。

町で使用しております除染の土のう袋に関しましては、除染ガイドブックに沿って決められ、品質管理された基準をクリアしたものを使用しているところでございます。耐久性等につきましても、環境省に対しまして、安全確認をしているところでございます。

第三者による調査と安全チェックをすべきではないか、ということに関しましては、仮置き場での管理におきましても、今後長期化することが予想されますことから、とても大切なことと想っているところでございます。今後、関係機関と協議いたしまして、さらなる安心・安全を図ってまいりたいと考えているところでございます。

**○議長（吉田数博君）** 産業・賠償対策課長。

発言訂正申し出あり：議長許可。「ブック」を「ライン」に訂正。

**○産業・賠償対策課長（岩野善一君）** 3 福島原発被害賠償について、

（1）営業損害賠償「合意書」について、①一括払いは「一時一括払い」なのか「将来分の賠償」なのか、合意書に対する見解と見直しについて問う。ご質問にお答えいたします。

平成27年3月以降の営業損害は、先般、閣議決定された「原子力災害からの福島復興の加速に向けて」を受け、一方的に、「将来に渡る損害」を含む一括賠償がなされました。町は一貫して、中間指針のとおり「従来と同じ又は同等の営業活動を営むことが可能となった日」まで賠償を求めるとともに、今回賠償された、減収率100%の年間逸失利益の2倍の金額を超え、損害が発生している場合には、継続し賠償することを求めています。

続きまして（2）農林水産業の賠償継続についての①再開の現状と問題を問うについてご質問にお答えします。

まず、農業についてであります。除染後の農地保全のため、現在復興組合が14行政区9組合で設立されました。酒田農事復興組合については、昨年度から水稻栽培が実施されており、本年度は、全量全袋検査を受け、震災後、初めての販売を実施いたしました。また、各復興組合などの団体においても、それぞれ野菜等の実証栽培を実施しています。

次に、水産業については、相馬双葉漁業協同組合請戸支所については、平成25年度から3年継続事業である「浪江町の水産業デザイン実現化事業」も最終年度となり、新しい漁法や漁業関係施設整備等の提言書がまとめられることとなっており、本格操業に向け準備を進めています。また、泉田川漁業協同組合においても、孵化事業再開に向け、水質や敷地等の調査を実施し、今後の再開計画を策定していきたいと考えております。

林業については、11月2日に営林活動を当面見合わせると福島県が方針を出しているため、帰還困難区域での営林活動再開については不透明であります。居住制限区域での営林活動は現在認められておりませんが、避難解除準備区域においては営林活動は認められております。しかし、森林に関する除染について未だ進んでおらず、活動は困難と思っております。

各産業について、一番問題となると思われるのが販路の確保や担い手の確保が問題となってくると思っております。風評被害が払拭されなければ市場で受け入れられない可能性もあるため、放射性物質の影響対策、衛生管理が必要になってくると思っております。

②賠償継続に対する町の方針と国、東電の対応はについてご質問にお答えします。

先の答弁と同様、中間指針に沿った賠償継続を求めるとともに、平成29年1月以降の賠償について早期に示すよう求めておりますが、「現段階では未定」との回答しか得られておりません。福島県原子力損害対策協議会においても同様に要求しておりますが、明確な回答を得られていないことから、引き続き、国、東電に対し早期にかつ明確な回答を求めてまいります。

最後ですが、住民説明会で県外につきましては、東京と仙台を予定しているところでございます。

○議長（吉田数博君） 健康保険課長。

○健康保険課長（居村 勲君） それでは4、長期化する避難と生活支援についての中の（1）健康白書の調査結果と町の対応について、まず国や県に対する施策要望活動の継続した取り組みについてお答えいたします。避難が長期化することで、心身ともに疲弊している方々が増加しているため、健康管理、健康増進への取り組みが重要課題であると認識しております。

議員お質しのとおり、町民の健康を守るため国、県に対する施策要望は極めて大きな意味を持つものと考えております。今月2日には、双葉地方町村会による「双葉地方の復興・再生に向けた要望」の中で、「健康管理に関する支援」、「保健医療福祉等の確保」など重点要望として掲げております。今後も、施策実現のため継続して国、県に対し強く要望してまいります。

次に、現状を踏まえた町の具体的取り組みについてでございますが、調査結果については、避難生活の長期化によって慢性疾患の持病を持っている患者の急性増悪が見られ、高齢者の認知症の発症と進行、同じく生活不活発発病の発症と進行のため介護認定者が増加しております。また、生活習慣病の悪化や新たな発症と進行、メタボリック症候群の悪化や新たな発症が増加している現状にあります。

町といたしましては、町社協、保健師による「個別訪問の実施」や「母子サロン開催」など、心のケア対策を実施しているところでございます。また、本年度より町社協、総務課、健康保険課、介護福祉課、生活支援課、教育委員会の関係各課において、「相互の連携」及び「情報の共有」並びに「課題の解決」を目的とし、福祉部門連携会議を毎月開催し、きめ細かな対応に当たっているところでございます。さらには、本年度より生活習慣病予防健診（特定健診）を受けた後に、生活習慣の改善が必要な方に行われる保健指導の一環として健診結果をもとに、健康状態を把握しながら、よりイキイキとした毎日を送られるように、県立医大の協力の基、健診事後相談会を実施しております。

次に、②診療所の医療体制と医師確保についてお答えいたします。

二本松市内の石倉地区復興公営住宅建設に併せ整備を予定しております、仮設津島診療所建設事業につきましては、10月1日に基本実施設計委託業務を発注したところでございます。

医療体制等につきましては、現在の仮設津島診療所の体制を移行して行うこととしております。

医療機器設備の必要性につきましても、関根先生をはじめ関係者の皆様からご意見、ご要望などを伺いながら整備を進めてまいります。また、浪江町内に整備予定の浪江診療所の医療体制及び医師確保につきましては、医師1名、看護師3名、事務2名程度を予定しております。看護師及び事務につきましては、協力しても良いという方がおりますので確保に向け、お話を継続させていただいているところでございます。

医師確保につきましては、現在、福島県医療人材対策室等に協力の依頼をしているところでございます。今後も国県の関係機関はもとより、あらゆる機会を通じて医師確保を図ってまいりたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） それでは4、(2)自治会活動と認知症、心のケア、生活不安定者に対する町の対応のあり方を問うについて、ご質問にお答えいたします。

現在、生活支援相談員は、町社会福祉協議会において二本松市に17名、福島市に8名、南相馬市に3名の計28名を配置しております。避難先社協と町社協でそれぞれ役割分担を決めて巡回訪問しております。いわき市においては日赤による訪問活動やぐるりんこでの見守り活動などを実施いたしております。また、民生委員は県内の65歳以上の独り暮らしで、借上げ住宅の町民を巡回訪問しております。町では高齢者の総合相談、包括的ケアマネジメント、権利擁護を実施いたしております。

議員お質しのとおり、震災による長期避難によるストレスと家族離散によるコミュニケーション不足により、精神的に不安定になっている方が増えており、認知症に対する相談件数は増加しております。町では、高齢者をはじめ住民が認知症を正しく理解していただくため、認知症の予防について効果的な啓発活動に取り組む必要があると考えており、認知症の早期発見、早期診断のための取り組みとして、認知症サポーター養成講座を実施しているところでございます。高齢者の心のケアは、医療福祉介護の分野で連携して様々な施策を組み合わせて対処する必要があると考えております。県や町

その他の関係機関と今後より一層の連携を強化して対応していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 生活支援課長。

○生活支援課長（大原教知君） （3）仮設の住環境問題について、①改めて一斉点検と住環境改善をする考えはあるかのご質問にお答えします。今年度も7月から8月にかけて、県により応急仮設住宅の一斉点検が行われました。その結果、当町管理の仮設住宅では、風除室の雨漏れ、スロープの腐食など50カ所で不具合が見つかり、随時修繕を行っており、いずれも年内完了の予定であります。また、町独自でも、常に絆事業の職員が仮設住宅を訪問し、不具合等の対応に当たっておりますし、自治会長、及び入居者から直接、不具合の連絡があった場合も、速やかに修繕を行っております。

なお、新規入居の際は、入居前に畳や掃き出し窓の整備など必要な工事を行っているところであり、今後も仮設住宅の住環境改善に努めてまいります。

○議長（吉田数博君） 総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） 大きな5番、マイナンバー施行凍結中止について、（1）制度上の欠陥を住民に周知すべきと思うが、どう対応するのかについてでございますが、個人番号カードの取得につきましては、その取得を強制されるものではなく、個々人の任意によって発行するものでございます。確定申告書等への個人番号の記載につきましてはご指摘のとおりでございますが、所得税法等により記載が義務化されているところでもありますので、町としましても各書類に必要事項を記載していただくよう周知し、町民の皆様のご理解とご協力を得られるよう努めてまいりたいと考えております。また、マイナンバー制度に対しましては国による国民の個人情報の把握に強まる不安が指摘されていることについても認識してございます。

先ほど議員がご指摘のとおり、マイナンバー制度に対しまして違憲であるとの訴訟が全国各地で提起されていることについても、当制度に対する厳しい目が向けられていることの表れであると感じております。

今後におきましても、これらのマイナンバー制度に対する厳しい目が向けられておりますので、町職員一人ひとりが十分認識しまして、懸念されております様々な事態を生じさせないように、町としても情報セキュリティの強化、さらには職員の研修等につきましても継続的に取り組んでまいりますとともに、町民の皆様の不利益とならないよう努めてまいりたいと考えてございます。

(2) 国民に不利益をもたらすものであり凍結中止を求めるかにつきましても、町として直接求めることにつきましても現在考えておりませんが、先ほど申し上げましたとおり、町民の不利益に繋がることがないように、町としても情報セキュリティの強化、先ほど申し上げました職員の研修等々につきましても継続的に取り組んでまいりますので、ご理解をお願いしたいと思います。

---

○議長（吉田数博君） 暫時休議いたします。

（午後 3時50分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 3時50分）

---

○議長（吉田数博君） 復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 国道114号の維持管理についてお答えいたします。国道114号の豪雨災の災害査定は、県北建設事務所管内が11月に終わりました。相双建設事務所管内が、12月14日から18日にかけて行われる予定であります。災害査定後、予算が確保され、工事契約が平成28年3月頃の予定となっております。工事着手までは、道路パトロール等により被災箇所を管理することでありました。

○議長（吉田数博君） ふるさと再生課長。

○ふるさと再生課長（鈴木政己君） 答弁漏れがありました。失礼しました。

④町は森林除染や森林管理について国に何を求めているのか。また国の方針はどのようなのかのご質問にお答えします。

国は、特別地域内除染実施計画の中で、「森林については、住居等近隣における措置を優先的に行うものとする。その他の森林については当面蓄積されつつある技術的知見を踏まえて、関係機関と連携して、今後の除染等の方法を検討する」としております。

このような中、町といたしましては、平成25年2月20日の環境大臣への要望の中で、森林除染については、「除染ガイドライン上、林の縁から20mとされておりませんが、浪江町全体を面的かつ広域的に除染を行うため森林全体を除染するよう」要望しているところでございます。また今後も引き続き要望してまいりたいと考えているところでございます。

以上でございますが、一点訂正をいただきたいと思っております。先ほどの土のう袋に関しまして、「除染ガイドブック」と話しましたが

「除染ガイドライン」に訂正させていただきます。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 資料配付をお願いします。

---

○議長（吉田数博君） 資料配付のため暫時休議いたします。

（午後 3時53分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午後 3時54分）

---

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 消費税増税、暮らし、アベノミクスの問題で冒頭に質疑をしました。町長の答弁の中で消費税10%増税は来年4月と言ったかと思うのですが、2017年再来年の4月で間違いはないと思うんです。そこで、概括的な経済状況、アベノミクスの根本的な問題については私の分析と町長の答弁は全く一致していると、認識が全く一致していると言うことで敢えて繰り返すまでもないと思うのだけれども、用意した資料を簡単に説明させて、町長の理解を求めておきたいと思います。これは12月6日の新聞赤旗日曜版の特集記事です。この真ん中のところにこの間、経済の実態はどうだったのかということ、町長も言われましたけれども、大企業の利益が財務省の法人企業統計、資本金10億円以上の経常利益の実態ですが、年々増えてきているというのが分かると思うんです。一方、勤労者一人当たりの実質収入については、総務省の家計調査と季節調整値から整理した資料ですけれども、14年のどん尻からは若干回復はしているけれども、勤労者の収入は減ってきているということです。それから右下の方で、大企業の内部留保です。最近の発表では301兆円になったという報道がありますが、14年度では299兆円。アベノミクスで大企業の内部留保が急増しているのです。38兆円とも言われております。

新三本の矢の介護離職ゼロの問題だけれども、安倍政権発足前は介護福祉士は1万2730人。それが直近では8884人。離職ゼロとかというのではなくて、もう3400人も減ってきているということです。

それから、法人減税の問題ですけれども、社会保障も含めた税負担、国際比較です。日本はドイツよりは若干高いけれども、フランスとかスウェーデンからすると、極めて低いという実態なんです。今回の新三本の矢は、更にこれに拍車をかけると言うことだということ、私にはご理解頂きたかったということです。質問の中身の補足



ということで受け止めて頂ければ結構です。

質問の順序に従ってやっていきたいと思うんですけど、集中復興期間の延長の問題については、国との協議で自治体負担がなくなったと。安定的な財源確保に今後とも努めると。問題ないという意識ですよ。これが問題なんです。具体的に、私は内部にいるわけではないから政策項目で挙げるわけにはいかないけれども、例えば先程から人員体制を強化すべきではないかということがいろんな角度から出ました。総務課長答弁にもあったように、人員の強化は難しいと。あるいは後でまた言いますけれども、自治会が増えていると。町民が更に避難分散生活が拡大していると。そういう中でサポートする体制が弱いわけですから。もちろんそれだけで良いとは言いませんけれども、私はやっぱり現場の声を吸い上げて集中復興期間、5年過ぎたからそれで終わりだとか、国が何とかかんとか言って今まで通りと言っているから問題ないということではだめだということなんですよ、これは。そののところどう課長は認識されているのかということなんです。全く問題ないのかと。そうではないでしょうということなんです。

それから避難解除の問題については、20mSvについてもこれもはっきり言うと議論がかみ合いません。かみ合わなかったです。私ここに持ってきていますけれども、閣議決定の審査要件よく見てください。何て書いてありますか。空間線量率で推定された年間線量率20mSv以下になることが確実であると。だから19だって遅くとも29年3月に避難解除するという政府方針なんですよ。帰りたいという人もいるからという答弁もありましたけれども、もちろんそれは帰りたい人もおりますよ。そのために戻って安心できる生活環境の整備は進めなくてはならないよ。だけれども、20mSv以下で良いなんて言う認識で避難解除の問題、担当課長が対応しているとすれば、これは町民の健康と安全、守れませんよ。そののところ、改めてどう認識しているか。

それから、これは除染の問題にも関係してくるんだけど、浪江町の4項目実施、実行措置と合わせて子供達が安心して生活できるように十分な除染作業をさせなさいと言いました。そうしたらば、課長は有識者検証委員会で検証して、それをもって国に求めるというまどろっこい話ではないんです。一方では、水の問題も含めて、楢葉町では国も住民の声を押し切って避難解除したわけでしょう。最近発表で4%です、377人。1%増えた。だから帰りたいという人もいるけれども、実際の問題は、帰りたい人がいるから20mSvの問題についてはほほどほとということではない。検証委員会で検証

してもらって、その提言を持って国に要望する。そんなことでは今の除染の問題、安心して町に戻れる、帰還する、そういう環境整備はできないと思います。そこが問題だと言っているんだ、私は。しかも、有識者検証委員会、来年3月までに報告をまとめて提言を受けると。そのあと説明会するということだけれども、私はやっぱり除染検証委員会を独自に私は立ち上げるべきだというのが持論なんですけど、今日はそこのところはやりません。有識者検証委員会が文字通り浪江町が抱えている帰還に当たっての様々な問題について、町民の声も聞く、そういう活動を展開しないとだめだと言うことです。もっと結論的に言えば、有識者検証委員会の立ち上げが遅れたのではないかと思いますよ、私は。28年3月の段階で避難解除の方向付けをしようと言っていたわけだから。それが今まで言ったとおり、答弁あったとおり、28年3月までに提言を受けて、それをもって検討して説明会をする。全く後手。そこをどう反省しているか。どうするのかと言うことです。

それから、除染に関する安全管理、ガイドライン作りなさいよ、町で。これは町長だね。とにかく、国は通り一遍の除染をすれば良いと考えていると過言ではありません。これは時間が無いから再々質問でやるけれども、除染終わったところ、現場に行ってきましたよ。除染報告書をもらいました。後で報告しますけれども、やっぱりガイドラインを作って、それに基づいて実態がどうなっているか。それこそ検証しなくてはならない。だから町長がまず答弁して頂いて、その上で有識者検証委員会でガイドラインを踏まえた除染の検証をすると、帰還の時期について検討すると検証すると言うことでしょう。

〔「時間です」と呼ぶ者あり〕

- 15番（馬場 續君） そういう方向で対応してもらいたい。どうするかお答えください。
- 議長（吉田数博君） 答弁、町長。
- 町長（馬場 有君） 集中復興期間の延長と財源措置についての再質問にお答えいたします。この集中復興期間の延長、それから財源措置については、元の竹下復興大臣から私の方に逆に言われたことがあります。10年ではこの福島の復興はできませんねと。従って11年目以降も考えていかななくてはならないねという話がありまして、私もびっくりしたところがありました。大臣曰く、やっぱり原発災害というのはそんなに簡単なものではないということで、11年目以降も色々なものを検証しながら、この復興庁ももちろんそうだけれども、財源をきっちり確保していかななくてはならないという話でした。

私もそれには全く同感で、復興庁の存立が10年です、震災から。11年目にはなくなるわけです、復興庁。そこで、ある議員は福島復興庁を造ったら良いのではないかというような話をされました。私もそれに関して同感です。ですから、竹下さんもその意味を言ったと思うのです。従って私は福島に特化した復興庁を福島県内につくって頂いて、11年目以降も復興させる省庁と言いますか、そういうものの機能を設置して頂いて、そして復興財源もそこできちんと確保して頂く。そういうことを是非実現して頂きたいということです。この一つの省をつくるのには5年必要なんだそうです。いわゆるいろんな人事の問題が絡んできて、人事異動する場合に3年かかるということだそうです。それを今度法律にするのに2年かかるということですので、今からやっておかないとだめだという話を聞きまして私大変関心いたしました。そういうことで、それに同調しながら集中期間の延長とそれから財源措置は強く求めていきたいということで、これは議会の皆さんとも一緒にこれから関係について、一緒に要望要請をしてまいりたいと思っております。

それから、ガイドラインの設置の件です。これは有識者検討会の中にアイソトープの先生、専門家の先生がおります。そういうことで、今いろんな話で放射線量の話をする、中々知見が定まらないというような話も承っております。しかし、そうはいってられませんので、何とか知見を持っている先生方と十分協議をして、それを作っていくのかどういうふうにした方が良いのか。それをちょっと協議してまいりたいと思っておりますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 復興推進課長。

○復興推進課長（山本邦一君） 実行措置の関係でございますが、確かに解除に関する有識者検証委員会の中でいろんな除染に関する検証作業進めているところでございますが、除染の進捗というのが一番やはり大事な部分でございますので、検証委員会のみならず直接環境省に問いただしながら進捗について確認していきたいと考えております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） ガイドラインの作成が何故必要なのかと。復興推進課長一生懸命やっているんだけど、やっぱり国との関係では除染の進捗が大事だと。だから形式的な除染をある意味では容認しているかのような答弁になってしまっているわけ。具体的に問題指摘する。これは個人情報だから名前は言いませんけれども、荻野、立野地区の除染後の資料です。この袋に入っている。私も12月1日現

地に行ってきました。皆さんは見えなくても、要するにさっき言ったように、低減率59%とかと言っているけれども、どういう状態かというところと玄関の側で2.98 $\mu$ Sv、これ今の私の線量計です。それから、その隣との境に植え込みがあるんだ。そこが3.08 $\mu$ Sv、これちょっと見てください。ここにまた別な家があるんだけれども、ここに桑畑があつて放置された桑畑がある。これは除染してくださいと頼んでも出来ないと言ってやられてないんだそうです。それから、ここが畑です。3.22 $\mu$ Sv。これで帰れますか。除染終わっているんですよ。だからガイドラインを作つてガンマカメラをもちろん有効活用する必要があるよ。ガイドラインを作つて、再除染のガイドラインを作つてこういうことだからやり直しをなさいと。忙しくなるよ、ふるさと再生課。だからそういうところに、人が足りなければその町長曰く、竹下前復興大臣と懇意にされていると言うことだから、あるいは高木復興副大臣とも繋がりがあるという訳だから。やっぱり人間は大事にする。ふるさとの再生復興につながる。必要なことは具体的なデータを持って県、国に求めると。副町長二人いるんだから、手分けして国に行つてきてもらいたい。本間副町長若いけれども、是非浪江の現場に行つて現場の実態を肌感じてください。

それから、モニタリングポストの問題言つた。完了地区にモニタリングポストの増設する必要があるのではないか。仮置き場にモニタリングポストを設置する計画はないと言われたけれども、私言っているのは除染完了地区にモニタリングポストを増設する必要があるのではないか。これも具体的に言う。114号通っている人分かるけれども、山木屋、今盛んにやっています。これも現地に行つて話を聞いてきました。大体2000haの350世帯、1億3000万円かけて2000haの除染をするそうです。そこにモニタリングポスト、町全体で何個ありますか。川俣町では91個、山木屋地区だけで23個。浪江町の実態ちょっとお答えください。こういうことだから。お金というのはそういうところに使うものです。ただ、質問されて、除染の進捗状況を見て帰還を促進しますなんて言つたってだめなんです、これは。具体的な手当てをしないとだめなんです。現実こういう問題が起きている。町民が見て分かるように、国が見て分かるように、そういう条件整備をやっぱり課長を先頭にやつてもらいたい。どうするかお答えください。浪江の実態にも触れて。

それから帰還困難区域の問題。帰還困難区域については、町全体の復興計画の中にも帰還困難区域の対策を何とかするように入れていきたいということだけれど、国もはっきり言うと町も何にも手を

つけてないんです。何にも手をつけてない。手をつけられないという状況かもしれない。それでは困るんです。差し当たって、私が言ったように農地とか住居周りについては、少なくともそこで生活の跡があったというその形だけは残してください。帰還困難区域の防火帯整備事業はやっているわけだから。それ以外で出来ない訳はない。これをどういうふうにして実現されるか。

あと具体的な問題では、大熊では帰還困難区域、民家、学校など除染をやっているんです。しかも森林除染について極めて後退した国の態度、あるいは県の態度、ここにも持ってきているけれども、誰が答えたっけな。県は、営林活動はしないとやっているんです。放置しておいて良いのかということです。これ7月2日に全員協議会が開かれました。そのときの私のメモある会合で報告した資料ですけれども、そこには原子力災害対策現地本部、環境省、復興庁、資源エネルギー庁などが出席したんです。そこで色々やりとりした。森林除染について私はこういうふう聞いた。「森林除染も含めて工程表を作るべきである」と言ったら、現地対策本部の人は「作るべきであると思う」、だから作らないのではないのです。作ると言っているんです。思うと言うことだからね。思っただけで何ともしようがないんだけど、でも全員協議会でそういう答弁をしている。

それから、荒廃がひどい。せめて生活空間の農地や生活空間について草刈りをしてきてくれ。そうしたらね、原子力災害対策本部は、ご意見をしっかり検討しますと言っているのです。門馬副町長、頑張りどころだよ、本当に。7月2日の全員協議会だから。是非、我々が安心してふるさとを取り戻せるように、そういう環境整備を一つ一つ着実にやっていってほしい。そのこと。

それから、ADRの問題。ADRの問題については、説明会を開くと言うことだから、私の質問通告が生かされたと思いますけれど、やっぱり国、東電、出席してもらえれば仲介委員もその説明会に出席してもらおうと、出席させると。町民の生の声を聞くと。それは先ほどの町長答弁から推測するに、まず説明会を開いて町民の声を聞いて、その後また進行協議とか何かで進めていきたいということだけど、実はこれ説明会やるということ自体前進的だけれども、今までの東電の対応からすれば、国会でやられて新しい事業計画、東電本社の新事業計画に和解案は尊重すると書いてある、それを尊重しなさいと言われたら、その通り尊重しますと言っておきながら1年半も過ぎているわけでしょう。そういうところを相手にしてこれADRの問題ぶつけているわけだ。やっぱり次の効果ある手を

打たないとだめです。ということと、あとそういうふうにしながらも、これは町民説明会で意見が出れば良いと思うんだけど、やっぱり東電がのまないとすれば、町民のグループで裁判を起こしたいということであれば。

〔「15番、30秒です」と呼ぶ者あり〕

○15番（馬場 績君） 町はそれを支援すると言うことが大事ではないかということです。

それから、たくさんあるんだけど、復興住宅ではなくて仮設、復興住宅自治会の負担の問題です。これはどこの自治会というところまた大変だけれども、脳軟化症で精神状態がおかしくて、高齢者でひとり暮らしでそれで、事が起きて救急車が来ると。初めてそういう世話役やったものだから夜も眠れないというのです。そういうところで自治会長頑張っている。しかし、それだけでは対応しきれないから。

〔「15番、時間です」と呼ぶ者あり〕

○15番（馬場 績君） 町がもっと対応する。それをやるかどうか。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 帰還困難区域の問題の件ですけれども、確かに大熊町が帰還困難区域のところを除染しているわけです。従って、私どもの帰還困難区域も全く同等でありますので、そのことについては原災本部あるいは環境省に申し入れをしております。ところが、先日、井上副大臣がこちらにまいりましてお話をいたしましたけれども、持ち帰って本庁で協議する。協議するところじゃないんです。やっているわけですから、片方では。従って、私どもの帰還困難区域の除染計画を早く出してそして工程表を出しながら私どもに示していただきたい。私どもはオール浪江で今町の復興をかけてやらなくてはならないんです。いわゆる帰還困難区域は浪江町ではないというような概念ではだめなんです。いわゆる全体が復旧しなければ私どもの浪江町は存立しないんだということを強調して、その件について申し入れをしてまいりました。従って、今議員からお質しがあつたように、着実に帰還困難区域もやっぱり復旧に向けて手が入れられるようにしていきたいと考えておりますので、よろしくご理解いただきたいと思います。

また、ADRの件についての国、あるいはセンターの動向ですね。このことについては先方もあることですので、その辺は話をしたいと思っております。あとの質問については担当課長から説明いたしますのでよろしくお願いします。

○議長（吉田数博君） 帰町準備室長。

○**帰町準備室長（中田喜久君）** モニタリングポストの増設についてお答えいたします。只今町内に94カ所設置しております。また、モニタリングポストが設置されていない箇所について、空間線量を測定し、定期的に25カ所を測定して広報に掲載しております。

今後増設については、必要と考えられる場合は、国県に求めていきたいと考えております。

○**議長（吉田数博君）** ふるさと再生課長。

○**ふるさと再生課長（鈴木政己君）** ご質問にお答えします。

除染したところで事後モニタリングをするというところですが、線量が高いところが分かたら速やかにフォローアップ除染をするように環境省に対しまして要望してまいりたいと考えているところがございます。

また、ガンマカメラも活用して除染の効果が維持されていないと思われる箇所が判明した場合には、環境省にフォローアップ除染の根拠資料としても活用していきたいと思っておりますので、よろしくお願ひしたいと思ひます。

また、森林に対しましてでございますが、浪江町全体を面的かつ広域的に除染を行うため、森林全体を除染するよう今後も引き続き要望してまいりたいと思ひているところでございます。

○**議長（吉田数博君）** 介護福祉課長。

○**介護福祉課長（佐藤祐一君）** 自治会活動ということで、自治会長の方がそういう緊急の事態で対応に苦慮しているということでございますが、高齢者の様々な相談については、町で設けております包括支援センターでお受けいたしております。緊急的な事態で対応に苦慮するような場合については町の関係課に連絡を賜ればと考えております。

○**議長（吉田数博君）** 15番。

○**15番（馬場 績君）** 以上で私の一般質問を終わりますけれども、新生浪江町を作るつもりで様々な町民課題、先ほど1番議員は避難形態が多様化していると。別な言い方をすれば、避難生活による町民の精神的、身体的負担が強化しているということですから、そういうことに応える。道路が壊れて、4年経って5年になろうとしているのに。

○**議長（吉田数博君）** 別な場面で一つお願ひします。

○**15番（馬場 績君）** 路肩が崩れたままだ。こういうことは決して放置しておかないということで、次の前進を我々に見えるように強く要望いたしまして質問を終わります。

○**議長（吉田数博君）** 以上で15番、馬場績君の一般質問を終わります。

---

◎散会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会します。

明日は、午前9時から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

（午後 4時26分）



1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 2 号 )

平成27年浪江町議会12月定例会

議事日程(第2号)

平成27年12月9日(水曜日)午前9時開議

- |       |          |   |
|-------|----------|---|
| 日程第 1 | 請願・陳情の付託 |   |
| 日程第 2 | 承認第 9号   | 専決処分の承認を求めることについて                               |
| 日程第 3 | 議案第103号  | 浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定について |
| 日程第 4 | 議案第104号  | 浪江町森林環境交付金基金条例の制定について                           |
| 日程第 5 | 議案第105号  | 町長の給与の特例に関する条例の一部改正について                         |
| 日程第 6 | 議案第106号  | 浪江町税条例の一部改正について                                 |
| 日程第 7 | 議案第107号  | 土地の取得について                                       |
| 日程第 8 | 議案第108号  | 平成27年度浪江町一般会計補正予算(第5号)                          |
| 日程第 9 | 議案第109号  | 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)                  |
| 日程第10 | 議案第110号  | 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)            |
| 日程第11 | 議案第111号  | 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)                   |
| 日程第12 | 議案第112号  | 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)                  |
| 日程第13 | 議案第113号  | 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)                    |
| 日程第14 | 議案第114号  | 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算(第3号)                        |

出席議員（15名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
9番	佐々木恵寿君	10番	山本幸一郎君
11番	泉田重章君	12番	佐藤文子君
13番	紺野榮重君	14番	三瓶宝次君
15番	馬場績君		

欠席議員（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	中田喜久君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業・賠償対策課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	鈴木政己君	復旧事業課長	三瓶徳久君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	大原教知君	津波被災地対策課長	安倍靖君
会計管理者 兼出納室長	佐藤尚弘君	教育委員会教育次長 兼浪江町中央公民館長 兼浪江町津島公民館長 兼浪江図書館長	鈴木貞孝君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

次

長

横山 秀樹

---

### ◎開議の宣告

○議長（吉田数博君） おはようございます。ただいまの出席議員は15人であります。

定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

○議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

---

○議長（吉田数博君） ここで町長から発言を求められておりますのでこれを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 発言の訂正をお願いいたします。昨日報告いたしました行政報告の中で15ページから16ページのところで雇用の場の説明の中で、北南産業団地と申し上げましたが、工業団地、産業を抜いて工業団地ということで訂正をお願いしたいと存じます。

それから、もう1点申し訳ありませんが、25ページ、中段以降の災害関連死の件数について訂正をお願いいたします。申し出受理件数を460件に、うち審査済み件数を432件、うち認定件数を377件に訂正をお願いいたします。申し訳ございませんでした。

---

### ◎請願・陳情の付託

○議長（吉田数博君） 日程第1、請願・陳情の付託を行います。

今期定例会において受理した陳情2件は、会議規則第92条第1項の規定によりお手元に配付した請願・陳情文書表のとおり、所管の常任委員会に付託いたします。

なお、所管常任委員会は、会期中に審査のうえ議長あてに報告をお願いいたします。

---

### ◎承認第9号から議案第114号一括上程、説明

○議長（吉田数博君） お諮りいたします。

日程第2、承認第9号 専決処分の承認を求めことについてから  
日程第14、議案第114号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）までを一括議題としたいと思います。ご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、日程第2、承認第9号から日程第14、議案第114号までを一括議題といたします。

日程第2、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 承認第9号 専決処分の承認を求めることについてご説明いたします。

本案は、地方自治法第179条第1項の規定により特別功労者の決定の一部変更について専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し承認を求めるものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それではご説明申し上げます。専決第9号をお開きください。今回の専決につきましては9月議会に上程いたしました特別功労者の決定に関する同意案件で2名の氏名と生年月日及び住所を逆に記載上程したため、表彰式の前日11月2日付けで専決処分とし、今回ご承認をいただくものでございます。変更内容につきましては表のとおりでございまして、大和田好英氏及び佐藤勇次氏の生年月日及び住所を誤って逆に記載し、9月議会に上程したものを変更後に記載のとおり兩名の住所及び生年月日を正しいものに変更するものでございます。

つきましては、議会並びに議会報特別委員会には多大なご迷惑をおかけしておりますことを改めてお詫び申し上げます。よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第3、議案第103号 浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第103号 浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定についてご説明いたします。

本案は、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に伴い、個人番号を利用することができる事務を定めるなどのため制定するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、同議案及び説明資料によりご説明申し上げます。

第1条は趣旨であります。この条例は行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。今回の条例制定につきましては、資料の制定の趣旨、3段目からありますとおり特に番号法において規定された事務以外での個人番号の利用は、独自事務として条例に定めることとされており、個人番号を含む特定個人情報についての庁内連携を行うにあたって、当該事務は独自事務の一つであるため、その範囲及び庁内他機関への提供について条例により規定するものでございます。

第2条は、用語の定義でございます。この条例において次の各号に掲げる用語の意味は当該各号に定めるところによる。第1号個人番号、法第2条第5項に規定する個人番号をいう。第2号特定個人情報、法第2条第8項に規定する特定個人情報をいう。第3号個人番号利用事務実施者、法第2条第12項に規定する個人番号利用事務実施者をいう。第4号情報提供ネットワークシステム、法第2条第14項に規定する情報提供ネットワークシステムをいう。本条例で使用する4つの用語について定義を規定するものでございます。

なお、(3)個人番号利用実施者には、浪江町も自治体として福祉事務等個人情報を利用する各事業の実施者となります。

また、情報提供ネットワークシステムは、マイナンバーの利用に係る国と自治体又は自治体間の情報提供ネットワークシステムであります。

第3条、町の責務であります。町は個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講じるとともに、国との連携を図りながら自主的かつ主体的に地域の特性に応じた施策を実施するものとする。個人番号の利用にあたって、適正な取り扱いを行うための措置等についての責務を規定するものでございます。

第4条は、個人番号の利用範囲についてでございます。法第9条第2項の条例で定める事務は町長又は教育委員会が行う法別表第2の第2欄に掲げる事務とする。

第2項、町長又は教育委員会は、法別表第2号第2欄に掲げる事務を処理するために、必要な限度で同表第4欄に掲げる特定個人情報にあつて、自らが保有するものを利用することができる。ただし法の規定により情報提供ネットワークシステムを使用して、他の個人番号を利用事務実施者から当該特定個人情報の提供を受けること

ができる場合はこの限りでない。

同条は、独自利用による番号法の利用範囲を番号法別表第2の第2欄に掲げる事務と規定しているもので、第2項では教育委員会についてであります。町内他機関への特定個人情報の提供について規定してございます。

裏面に入りまして、附則施行期日でありまして、この条例は平成28年1月1日から施行となります。

以上であります。よろしく申し上げます。

○議長（吉田数博君） 日程第4、議案第104号 浪江町森林環境交付金基金条例の制定についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第104号 浪江町森林環境交付金基金条例の制定について、ご説明を申し上げます。当該基金は福島県森林環境交付金を活用し、長期的な森林環境学習の推進と町内での計画的な森林整備を実施するため、本条例を制定するものであります。

詳細については、産業・賠償対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、産業・賠償対策課長。

○産業・賠償対策課長（岩野善一君） 議案第104号資料によりまして、ご説明を申し上げます。1番の制定の趣旨でございますが、原発事故以降学校及び児童数の減少により、福島県森林環境交付事業を活用した活動が縮小しています。

また、計画的な森林整備についても避難指示解除まで着手が困難な状況にあります。このため児童等による森林環境学習や浪江町内での森林整備を長期的な視点から事業を行うため、森林環境交付金長期事業計画を作成し、事業費の基金化のため制定を行うものであります。

次に、第1条は基金の設置であります。森林整備計画の策定、調査、施業協定の締結と森林の適正化につながる事業及び児童の森林環境学習事業に充当するために設置するものであります。

第2条は、基金の積立てであります。基金は福島県の森林環境交付金により積立てるものであります。

また、積立てる額は、会計年度の一般会計の歳出予算によるものであります。

第3条は、管理であります。基金に属する現金は金融機関への預金その他最も安全な方法により管理しなければならないものとするものであります。

第4条は、基金利益の処理であります。基金から生ずる益金は一



般会計歳入歳出予算に計上してこの基金に繰り入れするものであります。

第5条は処分であります。第1条の事業を実施する場合は、基金の一部又は全部を歳入歳出予算に計上し、処分することができるものであります。

第6条は委任であります。この条例に定めるものを除くほか、基金の管理その他条例の施行に関して必要な事項は町長が別に定めるものです。

附則としてこの条例は公布の日から施行するものであります。よろしくお願いします。

○**議長（吉田数博君）** 日程第5、議案第105号 町長の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（馬場 有君）** 議案第105号 町長の給与の特例に関する条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、町長の給与月額削減を継続するため期間を設定し、減額率については100分の20とするため所要の改正を行うものであります。よろしくご説明いたします。

○**議長（吉田数博君）** 日程第6、議案第106号 浪江町税条例の一部改正についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○**町長（馬場 有君）** 議案第106号 浪江町税条例の一部改正についてご説明いたします。

本案は、地方税法が改正されたこと等に伴い、条例の一部改正をするものであります。

詳細については、町民税務課長に説明させます。

○**議長（吉田数博君）** 内容説明、町民税務課長。

○**町民税務課長（武隈吉美君）** ご説明いたします。資料にてご説明いたします。議案第106号、資料2ページ、新旧対照表をお開きください。8条から6ページの12条までは新規の条項となっておりますので、後ほど資料1でご説明させていただきます。

6ページの23条2項につきましては、新規条項に同一の表記が加わったことによる改正でございます。このあとの下のページの42条及び70条の削除の条項につきましても資料で説明させていただきます。

資料1ページをお開きください。1は猶予制度の見直しについて

でございます。本案の8条から12条までの改正の説明となります。平成27年度の地方税等の一部を改正する法律が国会において、平成27年3月31日可決成立し、同法及び関係法令が同31日に公布され、平成28年4月1日から施行されることにより、浪江町税条例の一部を改正するものでございます。国税の猶予の制度の見直しが行われ、これを受け町税の猶予制度においても所要の見直しが行われました。

今回の税法の改正は、猶予制度の活用促進及び納税者の負担軽減を図ると共に、早期かつ確かな納税の履行を確保する観点から納税者の申請による換価の猶予制度が創設されました。それに伴い猶予金額の納付方法や記載事項、担保の扱い等の規制を浪江町税条例に追加するものでございます。

なお、改正前につきましては、国税を準用するものとなっております。下の米印につきましては補足の説明となっております。

(1)については、8条についての説明でございます。猶予に係る徴収金の納付方法の見直しに関してでございます。地方税法15条の規定により、猶予となった場合に猶予に係る徴収金の納付は、財産の状況その他の事情からみて合理的かつ妥当なものに分割させて納付させることができるとしたものでございます。

(2)は9条でございます。徴収猶予の申請手続きに関する状況でございます。申請書及び添付書類について定めておきまして、納税者の納付能力等を的確に判断し、猶予手続きを円滑に進める観点から猶予申請にあたっては、資産及び負債の状況のほか収入及び支出の状況を明らかにする書類を添付させることとなっております。

税の公平性からみまして、安易に徴収猶予をしないための審査を行うためのもので、当座預金とか決算書の様式を求めるものでございます。

3番につきましては、10条及び11条でございます。換価の猶予の手続きと、10条につきましては「職権による換価の猶予の手続き等」、11条につきましては、「申請による換価の猶予の手続き等」に関する条項でございます。換価の猶予の申請期限を納付期限から6カ月以内としており、その他の事項については、8条及び9条の規定に準ずることとしております。

(4)は12条でございます。換価の取り扱いの見直しについてでございます。猶予制度を使いやすくするという観点から担保の提供が必要となる税額の基準が100万円に引き上げられ、猶予期間が3カ月以内の場合については、担保を提供する必要がないというこ

とでございます。

2番、42条及び70条の前納報償金の廃止についてでございます。給料や年金から税金を天引き、いわゆる特別徴収等になりますが、納めている方や経済的な事情で一括納付ができない方などは、前納報償金制度を利用できないために、実質的に税負担に不公平が生じておりました。

納付方法及び所得格差による納税者間の不公平感の解消を図るため、個人住民税及び固定資産の前納報償金を廃止することとしたものでございます。

附則につきましては、平成28年4月1日から施行するというものでございます。以上でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第7、議案第107号 土地の取得についてを議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第107号 土地の取得についてご説明いたします。

本案は、防災集団移転促進事業に伴い、移転元の宅地等を取得するに当たり議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例、第3条の規定により議会の議決を求めるものであります。

詳細については、津波被災地対策課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、津波被災地対策課長。

○津波被災地対策課長（安倍 靖君） それでは、土地の取得につきましてご説明いたします。取得する土地の所在地は、議案書別紙明細書のとおり浪江町大字中浜字西原33番2外9筆。面積合計6691.01㎡。

取得予定価格は1443万7575円、取得の相手方は千葉県千葉市美浜区幸町2丁目8番13棟305号高田武弘でございます。

なお、別紙資料といたしまして、土地取得予定箇所を表示した位置図と裏面に現在までの買い取り情報を付けてございますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

ご審議をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第8、議案第108号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第108号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第5号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ8350万3000円を追加するものであります。

歳入の主なものは、地域住民生活等緊急支援のための交付金3230万7000円を増額、福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金5507万7000円を増額するものであります。

歳出の主なものは、財産管理費の購入財産購入費4390万3000円を増額、防災集団移転促進事業費の委託料2243万6000円を増額するものであります。

詳細については、総務課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、総務課長。

○総務課長（佐藤良樹君） それでは、事項別明細書により主なものをご説明申し上げます。

8ページをお開きください。款9地方交付税、目1地方交付税458万7000円の増は、特別地方交付税、震災復興特別交付税分でございます。防災集団移転関連道路事業の路線測量及び予備設計委託料の地方負担補てん分でございます。

次に、款12使用料及び手数料、項1使用料、目3教育使用料201万3000円の増は、節4学校施設使用料でございます。除染に係る大堀小学校の使用料でございます。

次に、款13国庫支出金、項2国庫補助金、目1総務費国庫補助金3260万円の増の主なものは、節6地域住民生活等緊急支援のための交付金事業でございます。3230万7000円で、同事業の新規採択分でございます。復旧・復興基金から財源充当しておりました花のまち実現化事業分約2500万円、出産祝金事業分620万円などでございます。

次に、目2民生費国庫補助金102万9000円の増は、節5子育て世帯臨時特例給付補助金でございます。

次に、項3委託金、目1総務費委託金5357万5000円の増でございます。節3原子力災害避難区域等帰還再生加速事業委託金150万2000円の減につきましては、1つ目が丈六公園環境整備事業分86万円の減、これは下段委託金への組み替えでございます。

2つ目が、初期緊急医療事業分64万2000円の減で、歳出につきましては9月補正で減額をしております。

次に、節4福島避難解除等区域生活環境整備事業委託金5507万7000円の増は、当初復旧・復興基金から財源充当しておりましたサンシャйнаみえ機能回復事業分及びいこいの村機能回復事業分2件、上段委託金からの先ほど申し上げました組替えの丈六公園環境整備事業分、さらには地域スポーツセンター機能回復事業分の計上

によるものでございます。

次に、款14県支出金、項1県補助金、目3衛生費県補助金2万7000円の増でございますが、こちらの説明欄を見ていただきまして、地方消費者行政活性化交付金421万3000円の減は、交付金の制度変更により、以下2事業に組み替えをするものでございます。

10ページに入りまして、款17繰入金、項2基金繰入金、目1財政調整基金繰入金3010万5000円の増は、今回補正に伴う財源の充当分でございます。補正後の基金残高見込み額は11億3322万4000円となります。

次に、目2浪江町復旧・復興基金繰入金6137万円の減額の主なものは、先に交付金及び委託金で申し上げましたとおり、当初予算において財源充当しておりました花のまち実現化事業分2500万円、サンシャйнаみえ機能回復事業分880万円、いこいの村機能回復事業分3700万円の減額でありまして、新規充当事業としましては、本庁舎のLAN配線工事でございます。補正後の基金残高見込み額は65億6736万3000円となります。

次に、目3東日本大震災復興交付金基金繰入金1825万2000円の増は、防災集団移転促進事業に係る道路事業の測量設計及び予備設計委託料でございます。補正後基金残高見込み額は15億6047万4000円となります。

次に、目6佐藤十郎職員研修基金繰入金100万円の増は、主にマイナンバー等研修に係る経費でございます。補正後の基金残高見込み額は7890万6000円となります。

次に、11ページに入りまして、ここからは歳出の説明でございます。始めに人件費の補正を各科目で計上しておりますが、これにつきましては、当初予算においては平成26年度の職員配置により予算を計上しておりまして、今回補正を行うものでございます。

なお、総額では約2700万円の減額でございます。主な要因につきましては、職員の6名の減によるものでございます。各科目の説明は省略をさせていただきたいと思っております。

12ページをお開きください。款2総務費、項1総務管理費、目5財産管理費4630万3000円の増の主なものは、節17公有財産購入費で震災により被災した浪江消防署建物の建て替えに伴い借地でありました土地を購入するものでございます。購入物件は3筆1876.18平米でございます。

次に、13ページに入りまして、目9情報管理費2921万1000円の増は、施設13委託料が1621万1000円で、記載のとおり庁内ネットワーク構成変更業務委託料及び情報セキュリティ強化業務委託料でござ

います。

次に、節15工事請負費1300万円は、先ほど申しあげました本庁舎LAN配線復旧工事でございます。

次に、目13職員研修基金費100万円の増は、歳入で申しあげましたとおり専門研修委託料でございます。

次に、15ページをお開きください。款3民生費、目1社会福祉総務費245万4000円の増の主なもの、16ページに入りまして、節23償還金利子及び割引料338万4000円で、これは記載のとおりでありまして、額確定に伴う平成26年度分精算返還金でございます。

次に、目2老人福祉費308万円の減額は、今回の給与等補正による介護保険料特別会計繰出金の減額でございます。

17ページに入りまして、項2児童福祉費、目3子供医療費173万8000円の増の主なもの、節20扶助費で164万3000円の増、子供医療費の支出見込みによる増額でございます。

飛びまして、20ページをお開きください。款5労働費、項1労働諸費、目3勤労者総合福祉センター管理費213万6000円増の主なものは、節15工事請負費183万6000円で、これは震災により被災したサンシャйнаみえの修繕料でございます。

次に、款6農林水産業費、項1農業費、目7地域農業活力再生支援事業180万円増の主なものは、節13委託料140万円で、米実証栽培における酒加工業務委託料でございます。

21ページに入りまして、項2林業費、目2林業振興費、節25積立金70万2000円は、先ほど森林環境交付金基金条例の制定について上程したところでありまして、同基金への積立金であります。補正後の基金残高見込み額につきましては同額の70万2000円となります。

次に、22ページお開きください。款8土木費、項2道路橋梁費、目2道路維持費180万円の増額は記載のとおり節13委託料で除雪委託料でございます。

次に、項4都市計画費、23ページに入りまして、目5防災集団移転促進事業費2284万2000円の増額は、節13委託料が2243万6000円で道路事業の測量設計及び予備設計の委託料でございます。

次に、25ページをお開きください。款10教育費、項3中学校費、目2教育振興費276万1000円の増は、需用費の消耗品で中学校教科書改訂に伴う平成28年度用教科書及び指導書の購入費でございます。

次に、項6保健体育費、目5地域スポーツセンター費360万円の増は、需用費が260万円で電気料、補償補填及び賠償金が100万円で、電力柱移転費いずれも同スポーツセンター改修工事に係る経費でござ

ざいます。

最後になります。5ページにお戻りください。第2表でござい  
ます繰越明許費でありまして、以下の4事業について繰越明許費の  
設定をさせていただくものです。まず款3民生費、項2児童福祉費、  
認定こども園建築事業1810万9000円、一つおきまして款10教育費、  
項3中学校費、浪江東中学校整備事業4411万4000円、同じく項6保  
健体育費、浪江共同調理場建築事業523万3000円は、いずれも帰町  
に向けての学校施設等整備事業であります。財源に国庫補助金等  
を見込んでおりまして、申請と事務協議に時間を要したため、年度  
末までに完了が見込めないためのものでございます。

次に、2段目、款8土木費、項4都市計画費、道路事業5216万  
8000円の繰越しにつきましては、防災集団移転促進事業に係る団地  
間のアクセス道路の予備設計並びに測量業務委託料でございまし  
て、いずれも発注までの準備に日数を要し、年度内完了が困難とな  
ったため繰り越しをするものでございます。

以上で説明を終わります。よろしくお願ひします。

○議長（吉田数博君） 日程第9、議案第109号 平成27年度浪江町国  
民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第109号 平成27年度浪江町国民健康保険  
事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、歳入歳出それぞれ999万2000円を増額するものでありま  
す。

歳入は、共同事業交付金999万2000円を増額するものであります。

歳出は、共同事業拠出金1887万2000円を増額し、総務費100万  
2000円及び予備費787万8000円を減額するものであります。

よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第10、議案第110号 平成27年度浪江町国  
民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題と  
します。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第110号 平成27年度浪江町国民健康保険  
直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いた  
します。

本案は、当初予算から人事異動等による変更を加味し、精算見込  
み額を算定した給与等の補正を行うものであります。よろしくお願

いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第11、議案第111号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第111号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。

本案は、人件費などによる補正並びに地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額を定めるものであります。

詳細については、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 3ページの第2表債務負担行為について説明いたします。

事項、公共下水道災害復旧事業、樋渡川添工区。期間、平成28年、29年度、限度額7億円であります。

事業の内容は、樋渡川添地区の下水道管渠復旧工事であります。復旧延長は3567m、管渠口径は152mmから500mm、マンホール復旧工が99カ所、舗装復旧工が1万7498平米を予定しております。

今回の予算で議決をいただきましたのち、日本下水道事業団との施行協定の締結について速やかに議会に上程したいと思っております。

工期は議決の日から平成30年3月末までを予定しております。

続きまして、5ページをお開きください。補正予算であります。款1公共下水道事業費、項1公共下水道事業費、目3下水道維持管理費、節13委託料、浪江浄化センター維持管理委託料1172万6000円の減、これは浄化センター管理月数が当初見込みより減ったため減額をいたします。

続きまして、款2公債費、項1公債費、目1元金、節23償還金利子及び割引料140万円の増、目2利子、節23償還金利子及び割引料166万円の減は額の確定によるものです。

以上よろしくお願いたします。

○議長（吉田数博君） 日程第12、議案第112号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第112号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）についてご説明いたします。



本案は、人件費等の補正を行うものであります。よろしくお願ひいたします。

○議長（吉田数博君） 日程第13、議案第113号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第113号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、介護保険事業の状況による総務費と保険給付費の補正に伴い歳入歳出それぞれ308万円を減額するものであります。

詳細については介護福祉課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、介護福祉課長。

○介護福祉課長（佐藤祐一君） それでは6ページをお開きください。

1 国庫負担金、1 介護給付費負担金、現年度分といたしまして159万5000円を増額補正をいたしまして、その下段の県支出金、県負担金、介護給付費、県負担金、1 現年度分を159万5000円減額するものでございます。

その下段の職員給与費と繰入金につきましては、人件費の組替えによるものでございます。

続きまして、7ページをお開きください。総務費、総務管理費の一般管理費につきましては、人件費の組替えによるものでございます。2 保健給付費、1 介護サービス等諸費につきましては、居宅サービス給付費が2740万円の増、施設介護サービス給付費につきましては3490万円の減。

続きまして、8ページにいきまして、居宅介護サービス計画給付費660万円につきましては、給付費の年間の見込みによる増又は減でございます。

その次、介護予防サービス等諸費、介護予防計画サービス計画給付費90万円の増、これも給付費の伸びによるものでございます。

○議長（吉田数博君） 日程第14、議案第114号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

町長から提案理由の説明を求めます。

町長。

○町長（馬場 有君） 議案第114号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）についてご説明いたします。

本案は、人件費等により水道事業収益的支出を698万6000円増額するものであります。

詳細につきましては、復旧事業課長に説明させます。

○議長（吉田数博君） 内容説明、復旧事業課長。

○復旧事業課長（三瓶徳久君） 事項別明細書によりご説明を申し上げます。

9ページをお開きください。収益的支出であります。款1水道事業費用、項2営業費用、目1原水及び浄水費、節17修繕費500万円の増額は、取水施設の通信設備等の修繕費であります。他は人件費の補正であります。よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明及び内容の説明が終わりました。

質疑については15日に行います。

---

### ◎次回日程の報告

○議長（吉田数博君） 休会中の活動日程を申し上げます。各常任委員会の招集日は10日、11日で、総務常任委員会は中会議室2、産業・建設常任委員会は小会議室A・B、文教・厚生常任委員会は中会議室3で開催します。時間は、いずれも9時30分からです。

なお、関係課長等につきましても、委員会への出席要求があった時は出席をお願いいたします。

---

### ◎散会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上で本日の日程は全て終了いたしました。

本日はこれで散会といたします。

15日は午前9時から本会議を開きますので、ご参集をお願いいたします。

なお、10時5分から全員協議会を開催いたしますので、再度お集まりをいただきますようお願いいたします。関係課長についても出席方をお願いいたします。

（午前 9時52分）

平成 2 7 年 1 2 月 1 0 日 (木曜日)	休 会
平成 2 7 年 1 2 月 1 1 日 (金曜日)	休 会
平成 2 7 年 1 2 月 1 2 日 (土曜日)	休 日
平成 2 7 年 1 2 月 1 3 日 (日曜日)	休 日
平成 2 7 年 1 2 月 1 4 日 (月曜日)	休 会

1 2 月 定 例 町 議 会

( 第 3 号 )

平成27年浪江町議会12月定例会

議事日程(第3号)

平成27年12月15日(火曜日)午前9時開議

- 日程第1 承認第 9号 専決処分の承認を求めことについて  
議案第103号 浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定について  
議案第104号 浪江町森林環境交付金基金条例の制定について  
議案第105号 町長の給与の特例に関する条例の一部改正について  
議案第106号 浪江町税条例の一部改正について  
議案第107号 土地の取得について  
議案第108号 平成27年度浪江町一般会計補正予算(第5号)  
議案第109号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算(第3号)  
議案第110号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第111号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第112号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)  
議案第113号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算(第3号)  
議案第114号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算(第3号)
- 日程第2 請願・陳情審査報告  
陳情第 2号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採決を求める陳情書  
陳情第 3号 山間地の居住制限・帰還困難区域の除染を控えることを求める陳情書  
陳情第 4号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書
- 日程第3 発議第 3号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のた

めの意見書（案）

日程第4 委員会の閉会中の継続審査又は調査について

出席議員（14名）

1番	渡邊泰彦君	2番	佐々木勇治君
3番	鈴木幸治君	4番	吉田数博君
5番	平本佳司君	6番	松田孝司君
7番	山崎博文君	8番	若月芳則君
10番	山本幸一郎君	11番	泉田重章君
12番	佐藤文子君	13番	紺野榮重君
14番	三瓶宝次君	15番	馬場績君

欠席議員（1名）

9番	佐々木恵寿君
----	--------

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

町長	馬場有君	副町長	宮口勝美君
副町長	本間茂行君	教育長	畠山熙一郎君
代表監査委員	山内清隆君	総務課長	佐藤良樹君
復興再生事務所長 兼帰町準備室長	中田喜久君	復興推進課長	山本邦一君
町民税務課長	武隈吉美君	産業・賠償対策課長	岩野善一君
ふるさと再生課長	鈴木政己君	復旧事業課長	三瓶徳久君
健康保険課長兼 仮設津島診療所 事務長	居村勲君	介護福祉課長	佐藤祐一君
生活支援課長	大原教知君	津波被災地対策課長	安倍靖君
会計管理者 兼出納室長	佐藤尚弘君	教育委員会教育次長 兼浪江町中央公民館長 兼浪江町津島公民館長 兼浪江図書館長	鈴木貞孝君

職務のため出席した者の職氏名

事務局 長

清水 佳宗

書 記

柴野 早苗

次

長

横山 秀樹



---

### ◎開議の宣告

- 議長（吉田数博君） ただいまの出席議員数は14人であります。  
定足数に達しておりますので、直ちに本日の会議を開きます。  
なお、9番、佐々木恵寿君より欠席の届け出が提出されております。

（午前 9時00分）

---

### ◎議事日程の報告

- 議長（吉田数博君） 本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。
- 

### ◎承認第9号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、承認第9号 専決処分の承認を求めることについてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を承認することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、承認第9号は承認されました。

---

### ◎議案第103号の質疑、討論、採決

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第103号 浪江町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

- 15番（馬場 績君） 議案第103号の反対の討論をいたします。

マイナンバーの問題については様々な角度から国民的な議論はなされているものの、ほとんど理解していないというのも実態であります。そういう中でマイナンバーの記載等について全国中小企業団体連絡会が内閣府との交渉において個人番号カードの取得は強制ではないと、取得しなくても不利益はないということや、事業所においては従業員からの番号提出を拒否された記録が無くてもその罰則はないと。納税者において最も関心のあるのは、確定申告書に番号記載が強制されるのではないかと。確定申告書に番号が記載されなくてもこれを受理し、罰則やそのことによる不利益はないということなどが確認されています。これはマイナンバーに対する国民の側からの一つの反撃の表れではありますが、こういうことで問題の本質が解決される、問題がなくなるということではありません。そういう立場から三つの理由をもって反対の討論をしたいと思えます。この条例は、マイナンバー施行のための条例制定であり、官民共通で広く使うことになり、個人情報漏洩し、想定外の犯罪にも利用される温床になる危険があることから、条例制定に反対するものです。

第一の反対の理由は、利用開始の前提ががたがたになっているということです。12月10日の総務常任委員会の審議でも、個人番号が記載されている通知カードを全町民に簡易書留で郵送したけれども、あの日時点で1342通が住所宛所不明で返送されたことが明らかになりました。政府は、11月に配達完了としていましたが、未だに完了しておりません。返送された通知カードは全国で500万通を超え、1月実施を前にこれがどれぐらいになるのか予想できないのが現状です。利用開始有りきのマイナンバーの施行は乱暴そのもの、国民不在の制度であり大きな反対理由の一つであります。

第二の理由は、条例第3条には個人番号の利用及び特定個人の情報提供に関し、その適正な取り扱いを確保するために必要な措置を講ずるとありますが、情報の取得と漏洩、提供という悪用する意思がある限り、どんなに安全な措置を講じたと思ってもそれを防ぎようがありません。現にスタート前からマイナンバーを利用した詐欺事件が20件以上も発生していることが報道されております。端的に言うならば国が法律をつくり、犯罪の新たな材料を提供するようなものであるということです。勿論犯罪を容認するようなことはできません。

しかし、事の分別もできない認知症の人や赤ちゃんにまで個人番号をつけ地方自治体が一体的に利用する条例をつくり、さらに官民共通利用というシステムそのものが詐欺行為の標的にされ、基本的

人権にかかわる個人情報侵害されるという危険性があり、極めて重大な問題であるということが反対の第二の理由であります。

第三の理由は、1月からこれを交付するとされている個人番号カードは、正直身分証明以外ほとんど使い道がない。保険証でも免許証でも代わりのものがある、必要ないという人が多いという現状もあります。

むしろ、紛失すると個人情報が漏れるリスクが高いという問題が重大であります。セキュリティも万全ではないまま、来年1月に本格始動するマイナンバー制度は個人情報漏洩の危険性があり、憲法が保障するプライバシー権を侵害することは明らかであります。

仙台、新潟、東京、金沢、大阪などでマイナンバー違憲訴訟が起きるなど国民の不安は広がるばかりです。今必要なことは制度の危険性を改めて検証、点検し、施行の凍結、制度廃止に向けこれを見直すことであることを求め、私の反対討論といたします。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第103号 浪江町行政手続きにおける特定の個人の識別するための番号の利用等に関する法律施行条例の制定についてを採決いたします。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第103号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第104号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第104号 浪江町森林環境交付金基金条例の制定についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第104号 浪江町森林環境交付金基金条例の制定についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第104号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第105号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第105号 町長の給与の特例に関する条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第105号 町長の給与の特例に関する条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第105号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎議案第106号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第106号 浪江町税条例の一部改正についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第106号 浪江町税条例の一部改正についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第106号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第107号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第107号 土地の取得についてを議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第107号 土地の取得についてを採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第107号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第108号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第108号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 108号の人件費の補正が各課とも組み立てられています。

これは、予算編成時期が4月以前の時点で予算査定をしたということによるその後の調整、補正ということであります。

現実の問題として我々委員会等で審議しても、一般質問で色々やり取りをして明らかなことは、一つは事業現場というか、建設現場では今後益々技術職の人員が必要になってくると。あるいは産業賠償課においては様々な産業再生復興、賠償も含めて業務多忙であると。介護事業についてもそのとおり。健康保険課においても一般質問で明らかにしたとおり、避難町民においては心身ともにまさに新たな障害が発生していると。これをサポートするということは基本的には町の人員配置だと思います。今回、減額補正にはなっておりますが、業務の現状あるいは町行政の課題からして、今後人員配置の増員見直しを真剣に検討する必要があると思っておりますが、町長は現場から上がってくる声、あるいは町民の要望等を受けて今後の人員体制について強化するということをお考えなのかどうなの

か。1点だけお尋ねをしておきます。お答えください。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 今議員お質しのとおり過酷な状況で職員の皆さんには職務を遂行していただいております。各課ともやはりマンパワーが足りなくて、職員の方に残業とか時間外手当そういうものが非常に多く出てきております。そういう意味で職員体制をさらに検討しながら増員の配置それを考慮していきたいと考えておりますのでよろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） ぜひ具体的な手当てを求めておきたいと思っております。合わせて人件費の問題ですから、特に浪江町の場合は一つは人員整理というか、行政改革の名の下で職員が減らされてきて、3.11で特別な困難な状態におかれて、他町村県も含めた人事派遣があり、さらには臨時職員、派遣職員が全体の約半数に及んでいると。これもまた復興再生に向けて町民との信頼関係、安定した行政事務をとるといふ点からも臨時短期雇用では私は十分な対応はできないのではないかと。

今後、そうした臨時派遣職員の正規採用も含めて是非検討を求めておきたいと思っております。これも含めて町長は今後どういう方向で対応されるのかお答えいただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） お質しのとおり、これからどういう財政状況になっていくかということも鑑みながら、ご指摘をいただいた点については精査をしてまいりたいと思っております。政治的判断と申しましたのでしょうか。政治的判断で採用というのは若干いかなものかと感じがいたしますので、そこはちょっと私も理解できない点がありますので、よろしくご理解いただきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 町長の聞き違いではないかと思っておりますが、政治的な判断で臨時職員、派遣職員、正職員化を検討すべきではないかと言ったのではなくて、置かれている状況を鑑みた場合、対町民との関係で正職員化するということが今求められている大きな課題ではないかと。正職員化の方向についてどう検討されるかという。そういうことですので、町長の先ほど答弁は取り消していただいた上で、改めて答弁を求めておきたいと思っております。

○議長（吉田数博君） 答弁者、町長。

○町長（馬場 有君） 私の聞き違いで大変申し訳ございませんでした。そういうことであればよく精査をしてまいりたいと考えておりますの

で、よろしくお願ひしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 他に質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

15番、馬場君。

○15番（馬場 績君） 一般会計補正予算10ページには、マイナンバーの職員研修に関する基金取り崩し、佐藤十郎職員研修基金100万円が繰り入れされ歳出で予算措置されております。これはマイナンバー施行に伴う職員研修ということであります。

さらに、補正予算13ページには情報管理委託料として1621万1000円が補正計上されております。これも含めてマイナンバーに関する予算措置であります。マイナンバー制度については先ほど議案103号の反対討論で、基本的な問題について指摘をした上で反対の態度を明らかにしました。マイナンバーの問題については全く共通する問題ですので、改めてその立場から一般会計補正予算についても反対の態度を明らかにし、私の討論にしたいと思ひます。

○議長（吉田数博君） 他に討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第108号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第5号）を採決いたします。

採決は起立により行ひます。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第108号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第109号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第109号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第109号 平成27年度浪江町国民健康保険事業特

別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第109号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第110号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第110号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第110号 平成27年度浪江町国民健康保険直営診療施設事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第110号は原案のとおり可決されました。

---

### ◎議案第111号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第111号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第111号 平成27年度浪江町公共下水道事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。



[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第111号は原案のとおり可決されました。
- 

**◎議案第112号の質疑、討論、採決**

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第112号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第112号 平成27年度浪江町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第112号は原案のとおり可決されました。
- 

**◎議案第113号の質疑、討論、採決**

- 議長（吉田数博君） 日程第1、議案第113号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を議題とします。  
これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。  
これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

- 議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。  
これより、議案第113号 平成27年度浪江町介護保険事業特別会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

- 議長（吉田数博君） 起立多数であります。  
よって、議案第113号は原案のとおり可決されました。
-

### ◎議案第114号の質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第1、議案第114号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を議題とします。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、議案第114号 平成27年度浪江町水道事業会計補正予算（第3号）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、議案第114号は原案のとおり可決されました。

---

○議長（吉田数博君） ここで9時35分まで休憩をいたします。

（午前 9時26分）

---

○議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時35分）

---

### ◎請願・陳情審査報告

○議長（吉田数博君） 日程第2、請願・陳情審査報告を議題とします。

---

### ◎陳情第2号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、陳情第2号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情書を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いいたします。

総務常任委員会委員長、佐藤文子君。

〔総務常任委員会委員長 佐藤文子君登壇〕

○総務常任委員会委員長（佐藤文子君） 今、事務局長より朗読のあつ

たとおり、総務常任委員会ではこの陳情を不採択と決定いたしました。

外国人の扶養控除制度の見直しというのがどういった制度だかというのが私達まだまだ勉強不足で、前回の委員会の時に継続として今回不採択にしたのですが、勉強不足ではあるがその制度を見直すというのは、議会で意見書を求めるということも必要かと思うんですが、まずは法を国が決めるものだという事で委員会の決定が不採択となりました。中々読んでみても法律家でなければ理解できないような文言があったり、私達の委員会では全部を理解して不採択というわけではなかったのですが、採択するにはあまりにも中身が深いということで以上の決定をいたしましたので、どうぞご理解いただきたいと思います。

[何事か呼ぶ者あり]

- 総務常任委員会委員長（佐藤文子君） もう一度、わかりました。理解できない面もありました。ただ制度全部勉強するとなると少しぐらいの時間ではできないので、ただ制度というものは私達が意見書で出すものではなく、国で法律として決めるものだという事で不採択となりました。

[何事か呼ぶ者あり]

- 総務常任委員会委員長（佐藤文子君） そうですね。

- 
- 議長（吉田数博君） 暫時休議をいたします。

（午前 9時39分）

- 
- 議長（吉田数博君） 再開いたします。

（午前 9時39分）

- 
- 総務常任委員会委員長（佐藤文子君） 趣旨説明をいたします。

陳情第2号「外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情」の審査結果について説明いたします。

本陳情にあるように、会計検査院での調査によると、国外扶養者については、国内扶養者に比べて多数の親族を扶養控除の対象としながらも、適用要件を満たしているか十分な確認ができないままに扶養控除が適用されている状況が指摘されています。

しかしながら、平成27年度税制改正大綱では、平成28年分の所得税及び平成29年度分の個人町民税から、日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類添付等の義務化など、国外扶養親族に関する証明を厳格化する改善措置が示されています。

よって、陳情の趣旨は理解できますが、今後、改善が見込まれるところでもあり、本陳情については、事務局長朗読のとおり不採択とすべきと決定したものであります。

以上、よろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第2号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情書を採決いたします。

予め申し上げます。採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案について採決しますので、委員長報告のとおり不採択に賛成の方は起立しないようご注意ください。

それでは、陳情第2号 外国人の扶養控除制度の見直しを求める意見書の採択を求める陳情書について採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（吉田数博君） 起立なしであります。

よって、陳情第2号については不採択とすることに決定いたしました。

---

### ◎陳情第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、陳情第3号 山間地の居住制限・帰還困難区域の除染を控えることを求める陳情書を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

産業・建設常任委員会委員長、若月芳則君。

〔産業・建設常任委員会委員長 若月芳則君登壇〕

○産業・建設常任委員会委員長（若月芳則君） それでは「山間地の居住制限・帰還困難区域の除染を控えることを求める陳情書」につき

まして、産業建設常任委員会で慎重に審議審査を行いました。

しかしながら、町・議会共に特に居住制限・帰還困難区域、これ私どもは全区域の除染を強く国県に求めているところがございます。まして、まさにその趣旨等を相入れないところがございます。

よって、さっき局長が言いましたように、除染は町の再生復興に不可欠であるということから、委員会全員をもって慎重審査の結果、これは不採択にすべきであるという結論に達しました。

したがいまして、議員諸兄のご理解と判断をお願いしたいと思います。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第3号 山間地の居住制限・帰還困難区域の除染を控えることを求める陳情書を採決いたします。

予め申し上げます。採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は不採択であります。

よって、原案について採決しますので、委員長報告のとおり不採択に賛成の方は起立しないようご注意ください。

それでは、陳情第3号 山間地の居住制限・帰還困難区域の除染を控えることを求める陳情書について採決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立なし〕

○議長（吉田数博君） 起立なしであります。

よって、陳情第3号については不採択とすることに決定いたしました。

---

#### ◎陳情第4号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第2、陳情第4号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書を議題とします。

付託中の委員会からお手元に配付のとおり、審査報告書が提出されております。

事務局長に朗読をさせます。

〔事務局長朗読〕

○議長（吉田数博君） ただいま朗読のとおりです。所管委員長から趣旨説明をお願いします。

文教・厚生常任委員会委員長、紺野榮重君。

[文教・厚生常任委員会委員長 紺野榮重君登壇]

○文教・厚生常任委員会委員長（紺野榮重君） 陳情審査の結果について報告いたします。

子供の教育は日本の将来に非常に重要であります。教職員数の機械的な削減ではなく、子供達へのきめ細やかな指導、維持向上させるためにも公立小中学校の教職員を充実・確保すべきと思います。

文教厚生委員会では、採択とすべきといたします。各議員の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で趣旨説明が終わりました。

これより委員長報告に対する質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより、陳情第4号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書を採決いたします。

採決は起立により行います。

この陳情に対する委員長の報告は採択です。

陳情第4号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書の提出を求める陳情書について委員長報告のとおり採択することに賛成の諸君の起立を求めます。

[起立多数]

○議長（吉田数博君） 起立多数であります。

よって、陳情第4号については採択することに決定いたしました。

---

### ◎発議第3号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（吉田数博君） 日程第3、発議第3号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書（案）を議題とします。

事務局長に朗読をさせます。

[事務局長朗読]

○議長（吉田数博君） 提出者から提案理由の説明を求めます。

13番、紺野榮重君。

[13番 紺野榮重君登壇]

○13番（紺野榮重君） ただいま事務局長朗読のとおりであります。

議員各位の賛同をよろしくお願いいたします。

○議長（吉田数博君） 以上で提案理由の説明が終わりました。

これより質疑を行います。質疑ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 質疑なしと認めます。質疑を終わります。

これより討論を行います。討論ありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 討論なしと認めます。討論を終わります。

これより発議第3号 公立小中学校の教職員数の充実・確保のための意見書（案）を採決します。

採決は起立により行います。

本案を原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

〔起立多数〕

○議長（吉田数博君） 起立多数です。

よって、発議第3号は原案のとおり可決されました。

---

#### ◎委員会の閉会中の継続審査又は調査について

○議長（吉田数博君） 日程第4、委員会の閉会中の継続審査又は調査についてを議題とします。

各常任委員会委員長、議会運営委員会委員長及び議会報編集特別委員会委員長から、お手元に配付のとおり、会議規則第75条の規定による閉会中の継続審査の申し出があります。

申し出のとおり閉会中の継続審査又は調査に付することにご異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（吉田数博君） 異議なしと認めます。

よって、閉会中の継続審査又は調査に付することに決定いたしました。

以上で、今期定例会に付された事件はすべて終了いたしました。

---

#### ◎町長あいさつ

○議長（吉田数博君） ここで町長から発言を求められておりますので、これを許可いたします。

町長。

○町長（馬場 有君） 今期定例会が閉会されるにあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位におかれましては、去る12月8日の本定例会開会以来、熱心にご審議をいただきましたことに対し、厚く御礼申し上げます。

審議の過程でいただきました貴重なご意見・ご提言につきましては、今後の町政執行及び被災者支援に十分生かしてまいりたいと考えております。

特に、議案第108号 平成27年度浪江町一般会計補正予算（第5号）には、浪江消防署敷地購入に係る予算が計上されており、町民の皆様の安心・安全の確保に欠くことのできない施設を、町内に安定して確保するために、非常に重要な予算でございます。

本予算の成立により、町内での生活環境の整備が推進され、帰町後のイメージを少しでも具体的に町民の皆様に提供できるよう、鋭意、取り組んでまいりたいと存じます。

さて、来年度は「復旧実現期」の最終ステージに入ります。除染の加速化、インフラ復旧、生活基盤の整備など、壊れたものを元に戻す作業が急ピッチで行われる年となります。併せて町民の皆様が安心して生活ができるよう、生活再建・生活支援を引き続き推進してまいりますので、議員各位にはこれまで同様、ご指導・ご理解を賜りますよう、よろしくお願いいたします。

最後になりましたが、年の瀬も迫り、慣れない避難先で5度目の冬を迎えようとしていることは極めて残念であります。皆様には、健康に十分留意されまして、新年を迎えられますようお祈り申し上げ、閉会のあいさつとさせていただきます。

---

### ◎閉会の宣告

○議長（吉田数博君） 以上をもって、本日の会議を閉じます。

これをもって平成27年12月浪江町議会定例会を閉会といたします。

ご苦労さまでした。

（午前 9時57分）



上記会議の顛末を記載し、相違のないことを証するためここに署名する。

平成27年 月 日

浪江町議会議長 吉 田 数 博

署名議員 渡 邊 泰 彦

署名議員 佐々木 勇 治

署名議員 鈴 木 幸 治